

# 地方税における資産課税のあり方に関する調査研究報告書

- 固定資産税における課税情報の開示について -  
(納税者に信頼される、分かりやすい固定資産税制の構築に向けて)
- 地方分権時代における固定資産税制度について -

平成14年3月

財団法人 資産評価システム研究センター

## は し が き

固定資産税は、税収規模の面においても、また収入の安定性の面においても、市町村の基幹税としての役割を果たしてまいりました。その位置付けは、今後とも変わることなく、地方分権を支える柱となるものと思われまます。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、調査研究事業と研修事業を中心に事業を進め、地方公共団体に固定資産税に関し必要な情報を提供すべく努力を重ねて参りました。

特に、調査研究事業では、資産評価および固定資産税に関する基礎理論、実務上の諸問題について、学識経験者、地方公共団体等の関係者をもって構成する研究委員会を設け、「評価の基本問題」「土地評価」「家屋評価」「償却資産評価」「資産評価システム」「資産課税のあり方」「固定資産現況調査標準化」の分野ごとに調査研究を行い、その成果を公表するとともに、その内容の普及に尽力してまいりました。

本年度の地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会は、「固定資産税における情報開示」及び「分権時代の課税のあり方」について調査研究を実施いたしました。

この程、その調査研究の成果をとりまとめ、ここに調査研究報告書として公表する運びとなりましたが、この機会に熱心にご研究、ご審議いただきました委員の方々に対し、心から感謝申し上げます。

なお、当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実及び地方公共団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

最後に、この調査研究事業は、財団法人全国市町村振興協会の助成を受けて実施したものであり、改めて深く感謝の意を表すものであります。

平成14年3月

財団法人資産評価システム研究センター  
理 事 長 小 川 徳 治

平成13年度地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会委員名簿

委員長	金子	宏	東京大学名誉教授
委員	石島	弘	岡山大学教授
	岩崎	美紀子	筑波大学教授
	齋藤	熙	東京都主税局資産税部長
	渋谷	雅弘	東北大学助教授
	神野	直彦	東京大学教授
	関	哲夫	新日本製鐵株式会社代表取締役副社長
	西野	萬里	明治大学教授
	西村	清彦	東京大学教授
	堀場	勇夫	青山学院大学教授
	前田	高志	大阪学院大学教授
	水野	忠恒	一橋大学教授
	持田	信樹	東京大学教授
	横山	彰	中央大学教授
	吉住	俊彦	三井生命保険相互会社顧問

(五十音順)

**地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会**  
**[ 審 議 経 過 ]**

**第1回 [平成13年7月4日(水)]**

- (議 題) (1) 今年度の検討項目とこれまでの検討内容  
(2) 検討項目等についての意見交換  
(3) 縦覧制度のあり方について  
(4) その他

**第2回 [平成13年8月9日(木)]**

- (議 題) (1) 固定資産税における情報開示について  
(2) その他

**第3回 [平成13年9月27日(木)]**

- (議 題) (1) 中間報告書(固定資産税における情報開示)について  
(2) その他

**第4回 [平成13年1月23日(水)]**

- (議 題) (1) 委員会中間報告と政府案(予定)との相違について  
(2) 分権時代の課税のあり方  
- 市町村内における負担水準のばらつきについて -

**第5回 [平成14年2月27日(水)]**

- (議 題) (1) 分権時代の課税のあり方  
(2) その他

**第6回 [平成14年3月13日(水)]**

- (議 題) (1) 報告書(案)について  
(2) その他

# 目 次

## 第1 固定資産税における課税情報の開示について

はじめに .....	1
1 縦覧制度の見直し .....	1
(1) 現行制度の概要	
(2) 現行制度を取りまく環境	
(3) 今年度の検討	
(4) 考えられる制度の設計	
2 閲覧制度・証明制度について .....	9
(1) 固定資産課税台帳の閲覧、評価額等の証明の現状	
(2) 論点	
(3) これからの方向	
3 課税明細書について .....	11
(1) 課税明細書の現状	
(2) 論点	
(3) これからの方向	
4 路線価等の公開等について .....	13
(1) 路線価等について	
(2) 標準宅地の位置の公開及び鑑定評価書の開示について	
(3) 地番・家屋現況図の統合型GISへの活用について	
第1の注 中間報告書と地方税法一部改正法の相違について .....	16

## 第2 地方分権時代における固定資産税制度について

はじめに .....	18
1 地方分権時代の固定資産税制について議論すべき事項 .....	18
(1) 課税標準の特例等による国の調整措置について	
(2) 市町村による調整措置について	
(3) 国（地方税法）と市町村（条例）の調整部分の明確化	
2 地方分権時代の固定資産税制を実現する際に解決すべき事項 .....	24
(1) 市町村内における負担水準のばらつき	
(2) 市町村間における負担水準のばらつき	
(3) 早急に解決すべき負担水準のばらつき	
おわりに .....	27

# 第1 固定資産税における課税情報の開示について

## はじめに

固定資産税は、市町村税収の約45%（平成12年度決算）を占め、市町村の基幹的税目となっている。地方分権の推進とともに、福祉、環境等多くの分野で行政に求めるニーズが多様化・増大化している現在、市町村の財政基盤を支える固定資産税の位置付けは、これまでに増して重要なものとなっている。

また、昨今受益と負担の関係が重視され、住民と市町村がともに地域の将来を考え、決定していくことが求められている中で、住民と市町村との信頼関係、意思疎通が極めて大切になっている。

特に、固定資産税については、償却資産については申告制度があるものの、賦課課税の方式が採られており、それゆえかえって市町村の固定資産評価・課税の透明性と説明責任が強く求められるものと考えられる。

そこで、住民と市町村との対話のベースとなる縦覧制度や課税明細書等について、改善すべき事項がないか、平成9年度及び10年度に続き、検討を行うこととした。

## 1 縦覧制度の見直し

### (1) 現行制度の概要

地方税法では、市町村長が、原則として毎年3月1日から20日以上の期間、固定資産課税台帳を関係者の縦覧に供しなければならない旨を規定している。

この縦覧制度は、納税者が自己の資産に係る評価が適正であるかどうかを判断し、不服がある場合に審査申出を行うことを可能にするための制度である。

固定資産課税台帳を縦覧することができる者及び縦覧することができる台帳の範囲については、これまで、次のような経緯があった。

- ・ 昭和30年代までは、何人も、他の土地や家屋などの資産に係る記載事項まで閲覧できることとされていた。（昭和33年1月13日自治庁市町村税課長回答等）
- ・ 昭和40年代以降、行政実例等により、本人の同意又は他の法律に特別の定めがある場合等を除き、第三者に対する閲覧は認めるべきではないこととされ、現在に至るまで、縦覧できる範囲は、当該納税義務者に関係する部分のみに限定された取扱いになっている。これは、自己の資産の評価額や課税標準額が他人に明らかにされることは、その本人の欲しないところであるとの考え方に基づくものと考えられる。

なお、昭和62年の最高裁判所判決により、このような縦覧範囲についての取扱いが、明確に認められた。

（注1）最高裁判所判決（昭和62年7月17日（判時1262号93頁））

「法第415条第1項の規定にいう「関係者」とは、一葉ごとの固定資産課税台帳の固定資産について、法第343条の規定により納税義務者となるべき者又はその代理人等納税義務者本人に準ずる者を言うものと解するのが相当である。」

(注2) 上記の最高裁判例に反対の立場の学説や下級審判決もある。反対意見は、現行の地方税法における縦覧について、固定資産課税台帳のうち他人の資産に関する部分も縦覧することができるかと解すべきであるというものである。

## (2) 現行制度を取りまく環境

### 評価の適正化の必要性

固定資産課税台帳の縦覧制度は、前述のとおり、納税義務者が自己の資産の評価が適正であるかどうかを判断し、不服がある場合に審査申出を行うことを可能にするための制度である。しかしながら、納税義務者にとってみれば自己の資産の評価額のみを示されても、その評価が適正であるか否かを考える材料に乏しく、その評価額が妥当なものであるかどうかを判断することは困難である。

これに対処するため、固定資産課税台帳のうち縦覧できる範囲が自己の資産に関する部分に限られている現在の制度を他の資産に関する部分についても縦覧できるように改正することが考えられる。縦覧において自己の資産に関する記載欄を見ただけでは、資産の評価が適正になされているかどうかの判断を行うことが困難であるが、このような改正を行うことにより、他の土地や家屋の評価額との比較を通じて評価額の適正さを判断できるようになる。

さらに、縦覧制度を拡充し、多くの納税者が他の資産との比較により評価額の適正さをチェックすることにより、市町村の評価事務そのものの適正さを保障することになるものと考えられる。

しかしながら、既に述べたように、固定資産課税台帳は第三者に対して開示すべきではないこととされてきたため、この点についての検討が必要となる。

こうした状況の中で、本委員会の検討においては、「これまでは、プライバシー保護の観点を重視した運用がなされているが、納税義務者の意識の高まり、情報公開の流れ等に鑑み、必要な範囲で情報開示を進めることが適当であると考えられる」（平成9年度報告書）としており、具体的な論点として「納税者の立場から、縦覧制度の拡充により失われる法益（プライバシーの保護）と得られる法益（審査申出の便宜のための機能、納税者に対する情報開示・説明の機能、市町村における適正な課税を確保する機能）の比較衡量を行う必要がある」（平成10年度報告書）旨指摘したところである。

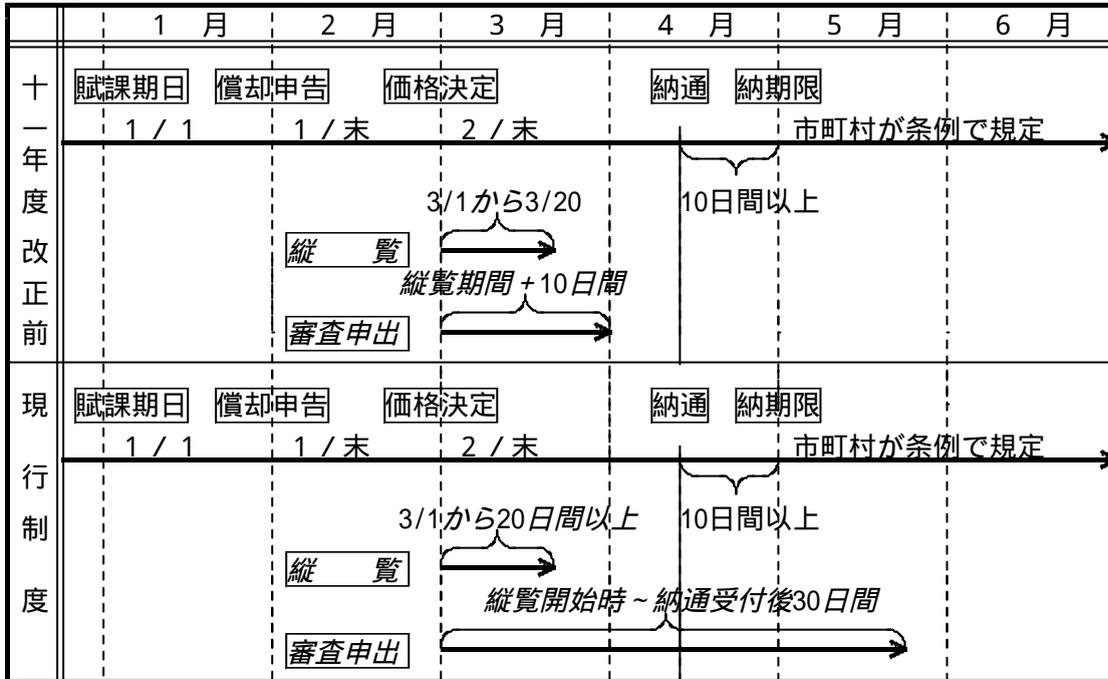
### 現行の縦覧制度の意義の低下

現行の縦覧制度については、次のような点から、意義が低下しているものではないかと考えられる。

- ・ ほとんどの市町村（98.9%：平成12年7月現在）が納税通知書とあわせて、固定資産課税台帳登録事項のうち納税義務者が了知すべき内容について課税明細書を送付しているため、納税義務者にとって縦覧制度を活用する意義が乏しくなってきた。

- 平成11年度改正により、固定資産評価審査委員会への審査申出期間が、納税通知書の受付後30日間までに延長されたことにより、納税通知書が送付される前に縦覧制度を活用しなくても、審査申出を行うことができるようになった（次ページの表参照）。
- これらの点から、実際に縦覧制度を活用する人は、特に平成11年度改正以降少なくなっている。

（参考）1回目の納期限（市町村が条例で規定）が4月末である場合の縦覧制度



### (3) 今年度の検討

このような現行の縦覧制度を取りまく環境を踏まえ、これからの制度のあり方について、今年度さらに検討を行った。

#### 国政モニターの結果

平成10年度に本委員会が指摘した論点である「縦覧制度の拡充により失われる法益と得られる法益の比較衡量」については「国政モニター制度（国民から応募のあった国政モニターに、国の行政施策に対する意見等を寄せてもらう内閣府所管の制度）」を活用し、国民の意見を聞くことにした。

「固定資産課税台帳の縦覧に際しては、自分の土地や家屋の評価額と、周辺の土地や家屋の評価額を比較できるようにすることが必要」との意見があります。一方、この意見については、プライバシー保護の観点からも検討する必要があると考えられます。

（問1～3、問6については省略）

問4 納税義務者が固定資産評価額を縦覧期間中に、周辺の評価額と比較できるようにすることについて

現行では、固定資産課税台帳の縦覧においては、一定の期間（20日間程度）、自分の固定資産の評価額についてしか見ることができませんが、これを「一定の期間（20日間程度）、固定資産税を納めている人に限り、周辺の土地や家屋の評価額と比較して見ることができるようにする。」という意見があります。あなたはこの意見に賛成ですか、反対ですか。

結果 ア 賛成 258件(75.2%)  
イ 反対 80件(23.3%)  
ウ 未記入 5件(1.5%)

賛成の主な理由 ・課税の公平性や妥当性を判断でき、これらを確保できる。  
・納税者の理解が深まる。納得できる。  
反対の主な理由 ・プライバシーを保護する必要がある。  
・悪用される懸念がある。

問5 固定資産評価額を期間や対象者を限定せずに一般に広く公開することについて「固定資産課税台帳に記載された土地や家屋の評価額について、それを見る期間や対象者を限定せずに、一般に広く公開する。」という意見があります。あなたはこの意見に賛成ですか、反対ですか。

結果 ア 賛成 156件(45.5%)  
イ 反対 185件(53.9%)  
ウ 未記入 2件(0.6%)

賛成の主な理由 ・課税の公平性や妥当性を判断でき、これらを確保できる。  
・資産取引の参考になる。  
反対の主な理由 ・プライバシーを保護する必要がある。  
・悪用される懸念がある。

・調査時期 調査書送付：平成13年7月30日 回答期限：平成13年8月31日

・調査対象 全国の国政モニター550名（うち有効回答数343名。回収率62.3%。）

上記のように、「納税義務者が固定資産評価額を縦覧期間中に、周辺の評価額と比較できるようにすることについて（問4）」は、約4分の3（75.2%）が賛成であり多数を占めた。一方、プライバシー保護の観点等の理由で反対する意見は、約4分の1（23.3%）にとどまった。

次に、「固定資産評価額を期間や対象者を限定せずに一般に広く公開することについて（問5）」は、45.5%が賛成、53.9%が反対であり、ほぼ半々の結果となった。

### 委員の意見

縦覧制度のあり方について、今年度の本委員会の検討における主な意見を論点ごとに整理すると以下のとおりとなる。

（情報開示の取り組みの必要性について）

地方分権の流れの中で、受益と負担の関係を明確にするという観点からは、情報開示に取り組んで行くべきである。

情報開示の拡充に当たっては、単に情報開示するというだけでなく、税額決定までの過程について合理的な説明をあわせて行うということが必要である。

これまで、行政側の事情で開示できないものについても、プライバシー保護を理由に、行政側が開示に消極的であった面があるのではないか。

情報開示については、市町村が取扱いをしやすくするためにも、法的な根拠を明確にする必要があるのではないか。

(縦覧制度の改正の必要性について)

縦覧制度については、昭和40年代以降、対象範囲を狭く解釈してきたわけであるが、元の姿に戻すべきではないか。

アメリカなどでも、情報公開に基づいた納税者からの不満を受けて、評価額が適正化してきた経緯がある。情報の開示により、住民の行政に対するチェック機能が増すこととなり、評価の適正化とともに、住民との信頼関係も醸成される。

納税者の立場から見ると、自分の土地が他の土地と比べて公平に評価されているかどうかという点に関心を持つのは、ある意味では自然なことである。そのような比較の制度がないと、制度に対する信頼性を維持することが困難ではないか。

(情報開示とプライバシーについて)

固定資産を誰が所有しているかがプライバシーであって、その評価額がいくらであるかということ自体はプライバシーではないのではないか。

所有者ということが出てくるのでプライバシーの問題になってくるが、問題は土地や家屋の評価額がどうかということを知りたいわけであり、所有者が誰であるかということは必要ないのではないか。

頻繁に土地を買い換えて転居していくような生活パターンのアメリカと異なり、日本は、家を持てるかどうかというのが人生の目標であり、土地を買い換えて転居していくような風習はないので、非常に土地の流動性は低い状況にある。それだけ、日本では、不動産は大事なものといった意識が強く、不動産についてプライバシーがないとは言えないのではないか。

例えば所得税の課税標準である所得と固定資産税の課税標準である価格を比較した場合、固定資産の価格は、所得額よりも秘匿性が低いのではないか。

(比較を可能とする情報の範囲について)

納税者の信頼を確保することを目的とする以上、家屋も土地と同様賦課課税であることから、評価額を開示すべきではないか。その際、家屋評価の詳細(床の材質や造作の程度等の部分別評価の内容)については、プライバシーの要請が強いと考えられることから、踏み込まないようにすべきではないか。

償却資産については申告制度を採っているため、原則として自分の申告した額が評価額となるので、自分の償却資産の評価額と他の償却資産の評価額とを比べる必要性はないのではないか。

現行制度においては、住宅用地特例等により、評価額が必ずしも課税標準額とはなっていないため、納税者は、税負担の公平についても比較したいのではないか。そうであれば、課税標準額も開示すべきではないか。

(比較を可能とする地域の範囲について)

縦覧の範囲については、東京の人が鹿児島のものを見るという必要はないわけで、そういった視点から、開示する対象地域を限定する必要があるのではないかと。

この問題の趣旨というのは、自分たちが払っている固定資産税がどのような仕組みで課税されているのか、それは公正なのか、公平なのかを知りたいという納税者の感情が根底にあるので、その計算の流れを説明し、その補足資料として近隣の評価について説明をすれば、納得が得られるのではないかと。とすれば、縦覧の対象地域も決まってくるのではないかと。

地域を限定せずに、納税義務者が他の市町村の土地や家屋の評価額も縦覧できるようにすると、全国の土地や家屋の評価額を収集し、リストを作成することが容易になる等、本来目的以外に使用されるおそれが強くなるのではないかと。

委員の意見は、おおむね次のように集約できる。

課税に関する情報についても、その開示について積極的に取り組むべきである。

縦覧制度については、他の資産の評価額と比較できるようにすべきである。

固定資産の所有者名等は、評価額等の比較に必要ないので、プライバシー保護の観点から、開示する必要はない。

今後の方向性についての基本的な考え方

本委員会では、(2)でも触れたようにこれまでも縦覧制度の拡充の必要性について提言してきた。

また、で紹介した国政モニターの結果においても、プライバシーの保護を重視する意見に比べ、縦覧制度を拡充し、周辺の土地や家屋の評価額と比較して縦覧することができるようにすることを支持する意見が多数を占めた。

さらに、今年度の本委員会の検討においても、固定資産税に対する納税者の信頼確保、市町村における課税の適正さ・公平さの確保の観点から、縦覧できる範囲が自己の資産に関する部分に限られている現在の制度を、他の資産に関する部分についても縦覧できるように縦覧制度を拡充すべきとの結論に達したところであり、そのための法令の整備を早急に行い、平成15年度の評価替えから新たな縦覧制度を実施すべきであると考えている。

なお、税負担の公平さを確認するために課税標準額の開示も必要であるとも考えられるが、課税標準額を比較するためには、例えば住宅用地特例の適用における敷地上の家屋の居住面積割合等他の情報を開示する必要があり、また、課税標準額は所有者の税額の直接の基礎となるものであることもあり、その開示についてはプライバシー保護の観点からなお検討を続ける必要がある。今後、プライバシーに関する国民の意識等を勘案しながら、引き続き制度改正に向けた検討を行うべきと考える。

#### (4) 考えられる制度の設計

##### 縦覧制度の位置付け

縦覧制度については、平成11年度改正までは納税通知書を送付する前に審査の申出を行う機会を納税義務者に与える目的も担っていたが、平成11年度改正によりその意義の低下が指摘されていること等に鑑み、納税者が納税通知書を受け取った際に、他の土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の資産の評価額が適正であるかどうかを判断するための制度と位置付ける。

##### (新たな縦覧制度の骨子)

ア 縦覧は、土地及び家屋について行うものとし、市町村が、土地及び家屋についてそれぞれ評価額までを記載した「縦覧帳簿」を新たに調製する。償却資産については、申告制度があるので、他の資産と比較する必要性が小さいので縦覧の対象としない。

なお、固定資産課税台帳は、縦覧の対象とはしないが、常に納税義務者本人（納税管理人、代理人等を含む。以下同じ。）の閲覧に供するものとする（第2「閲覧制度・証明制度について」参照）。

イ 「縦覧帳簿」は、市町村ごと（東京23区は特別区ごと、政令市は区ごと）に調製し、当該市町村の納税義務者本人のみが縦覧できるものとする。

ウ 「縦覧帳簿」には、次の事項を登録する。

土地：所在、地番、地目、地積、評価額

家屋：所在、種類、構造、床面積、建築年、評価額

エ 納税義務者（所有者）の住所及び氏名又は名称は、評価額の比較のためには不要であり、納税者の利益をできる限り保護するという観点からも、「縦覧帳簿」の登録事項とはしない。

オ 納税通知書の送付時期に、自己の評価額についての確認を行うのが通例となっていることに鑑み、縦覧期間の始期（現行は原則として3月1日）を納税通知書の送付日とする。

##### 縦覧制度の拡充に伴う制度改正

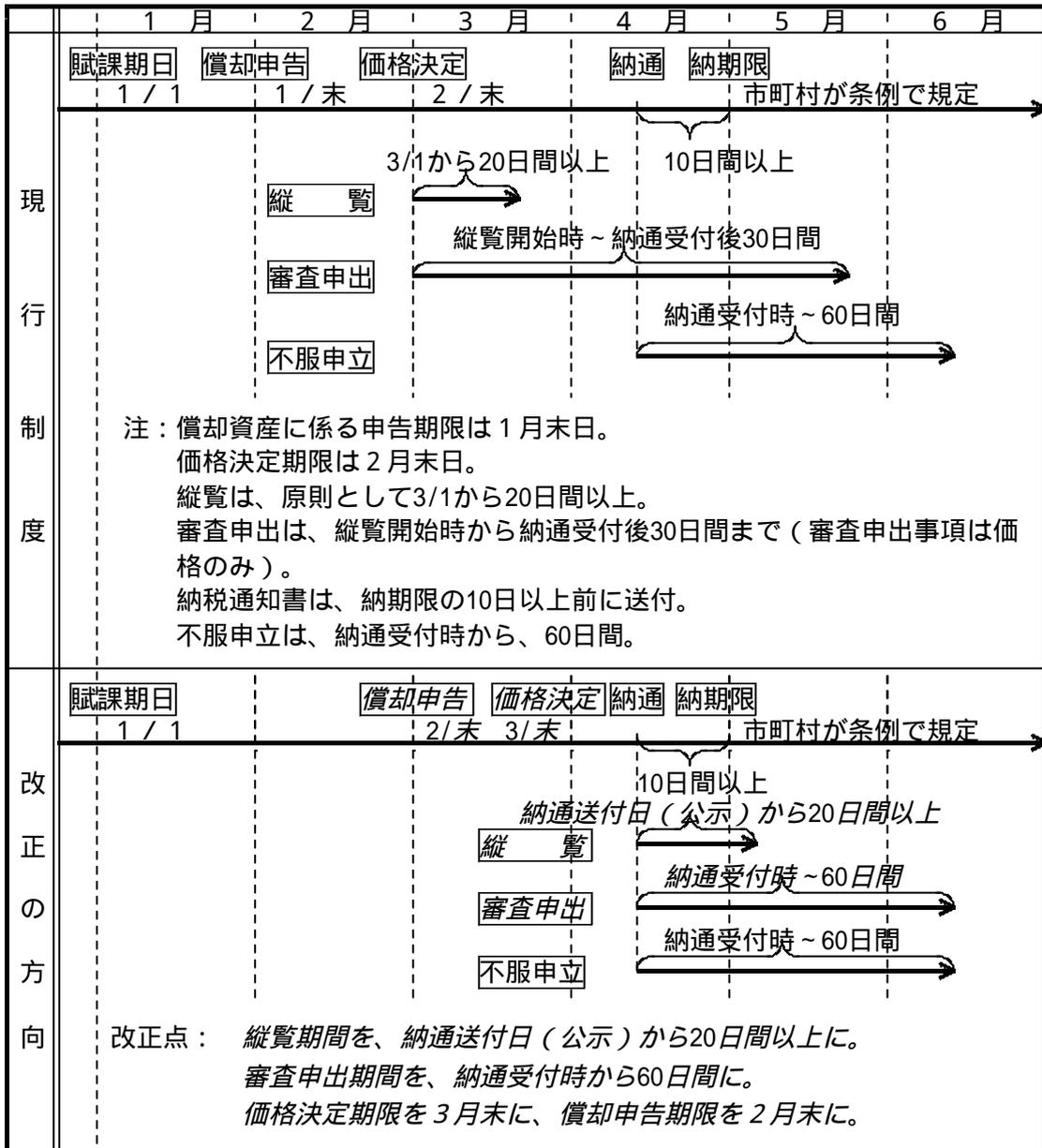
縦覧制度の拡充にあわせて、次のような制度改正を検討すべきである。

ア 固定資産評価審査委員会への審査申出期間は、納税者の権利を拡充するため、行政不服審査法上の不服申立期間と同一になるよう、納税通知書受付後60日間（現行は30日間）とする。

イ 市町村が適正な評価を行うために十分な期間を確保できるように、価格（評価額）決定期限を3月末（現行は2月末）とする。

ウ 償却資産に係る申告事務について納税者の便宜を図るため、申告期限を2月末（現行は1月末）とする。

(参考) 1回目の納期限(市町村が条例で規定)が4月末とした場合の縦覧制度



備考：現行制度と異なる部分をゴシック体の斜体字で示した。

(参考)

本年7月24日、内閣府に設置されている総合規制改革会議は、「重点6分野に関する中間取りまとめ」を公表した。重点6分野の一つである「都市再生」の項目中「不動産関連情報の開示」の中で、当面固定資産課税台帳の縦覧対象範囲の拡大を図るほか、さらなる情報開示の拡充について提言しているが、今回の縦覧制度の拡充は、あくまでも固定資産税に対する納税者の信頼確保、市町村における課税の適正さ・公平さの確保を目的としており、不動産取引情報の開示を直接の目的とするものではない。不動産取引の活性化という観点から、固定資産評価額を活用していくかどうかについては将来の検討課題と考えられる。

なお、「固定資産課税台帳の縦覧対象範囲の拡大等」、「固定資産税評価額に関する情報開示の一層の拡充」については、改革工程表(経済財政諮問会議。平成13年9月21日)にも盛り込まれている。

## 2 閲覧制度・証明制度について

本委員会では、平成10年度の報告書において、固定資産課税台帳の閲覧・証明制度の方向について提言を行ったが、今年度は、第1の縦覧制度の拡充を踏まえつつ、再度検討を行った。

### (1) 固定資産課税台帳の閲覧、評価額等の証明の現状

#### 地方税法の規定

地方税法における固定資産課税台帳登録事項（評価額、課税標準額等）の開示に関する明文の規定は、固定資産課税台帳の縦覧関係の規定（地方税法第415条等）のみであり、固定資産課税台帳の閲覧、評価額等の証明書の交付に係る規定はない。ただし、納税義務者本人に対して納税証明書を交付する根拠規定（同法第20条の10）はある。また、民事執行法においては、競売等の民事執行に必要な場合において、執行裁判所、執行官等が請求した場合に、評価額等を開示する旨の規定（民事執行法第18条等）がある。

#### 現行法の解釈と運用

納税義務者本人に関しては、納税義務者本人の資産に関する部分に限り、固定資産課税台帳の閲覧や評価額等の証明書の交付が行われている。これは、本人に対する開示であり守秘義務（地方税法第22条）違反に当たらないと考えられるため、地方税法に根拠はないが市町村において実施しているものである。

また、納税義務者本人以外の訴訟当事者等に対する固定資産税に関する評価額等の証明についても、法令上の規定がない。そのため、納税義務者本人以外の者に対して評価額等の証明を行っても守秘義務に抵触しない場合を通知で明らかにし、各市町村が証明を行う運用が行われている。現在、通知により明示されているのは、次の場合である。

- ・ 裁判（借地非訟事件の場合を含む。）において訴訟物等の価額の算定に必要な場合（憲法第32条の裁判を受ける権利への配慮）
- ・ 保全命令の申立てにおいて対象不動産の価額の算定に必要な場合（保全のための処分に必要）
- ・ 登録免許税の課税標準である価格の算定に必要な場合（市町村が登記所に価格を通知していない場合に申請人本人が評価額の証明書を登記所に提出する必要性）

なお、通知では、借地人・借家人等に対する評価額や税額の証明書の交付は認められていない。

## (2) 論点

通知により評価額等の証明を認めていることについて

法令の根拠に基づかない通知等による行政指導は必ずしも適当でないとしており、特に課税関係については守秘義務の対象となる場合もあり、この取扱いについては法令に明記する必要があるのではないか。

借地人・借家人等について

借地人・借家人等（賃借権者、地上権者その他使用及び収益を目的とする権利を有償で取得している者）については、その賃借料等に固定資産税が転嫁されている場合もあり、その場合は固定資産税の実質的負担者であるとも考えられる。

借地借家法によれば、借地人・借家人等は土地や建物に対する租税その他の公課の増減等により、土地や建物の賃貸料等が不相当となったときは、契約の条件にかかわらず、将来に向かって地代等の額の減額を請求できることとなっている（借地借家法第11条、第32条）。したがって、地代や家賃の交渉において、固定資産税額を借地人・借家人等も把握していることが前提とされているといえる。

賃貸料等について交渉したり、賃貸料等の減額を請求する場合には、土地や家屋に係る税額を知らないと、借地人・借家人等が不利な立場に立たされることも想定される。そのため、不当な地代又は家賃の引上げが抑止されるような配慮をするよう旧自治省・旧建設省の通知（平成9年4月14日、平成12年5月9日）により地方公共団体に指導がなされているところである。この問題については、借地人・借家人等に対して固定資産税額を開示することによって解決すべきではないか。

## (3) これからの方向

このような点を踏まえ、閲覧制度、証明制度については、次のような制度を法令上整備すべきである。

閲覧制度

固定資産課税台帳の閲覧を法令に位置付け、あわせてその中で借地人・借家人等に対する閲覧制度を創設する。なお、閲覧は常に行えるものとする。

（閲覧制度の内容）

ア 納税義務者本人については、本人資産部分の閲覧

イ 借地人・借家人等については、使用収益権の対象となる土地及び家屋（家屋についてはその敷地も含む。）に係る部分の閲覧

証明制度

固定資産評価額等の証明を法令に位置付け、あわせてその中で借地人・借家人等に対する証明制度を創設する。なお、証明は常に行えるものとする。

(証明制度の内容)

ア 納税義務者本人については、本人資産の評価額等の証明

イ 次に掲げる場合における固定資産評価額の証明

- ・ 裁判において訴訟物等の価額の算定に必要な場合
- ・ 保全命令の申立てにおいて対象不動産の価格の算定に必要な場合
- ・ 登録免許税の課税標準である価格の算定に必要な場合

ウ 借地人・借家人等については、使用収益権の対象となる土地及び家屋（家屋についてはその敷地も含む。）の固定資産税額の証明

### 3 課税明細書について

#### (1) 課税明細書の現状

固定資産税の課税明細書（課税資産の内訳書）については、平成6年9月の通知により市町村に対して周知され、納税義務者に対する送付が推進されてきた。

課税資産の内訳書の送付の推進について（平成6年9月27日自治省固定資産税課長通知）（抜粋）

課税資産の内訳書には、土地及び家屋の課税内容を納税者自身が十分チェックできるよう次の事項等必要な事項を記載すること。

- (1) 所在、地番、家屋番号
  - (2) 価格（評価額）及び課税標準額
  - (3) 住宅用地の特例措置、新築住宅の軽減の適用の有無等
  - (4) 土地については、当該土地の地積及び地目
  - (5) 家屋については、床面積及び種類（専用住宅、店舗等）
- なお、必要に応じてその他の事項についても記載すること。

その後、送付を実施する団体は逐次拡大し、平成12年には、98.9%の団体が、課税明細書の送付を実施している。

#### 固定資産税に係る課税資産の内訳書の送付の状況

(平成12年7月1日現在)

団体	送付周期		送付時期				評価額	課税標準額	特例適用の表示	減額適用の表示	土地			家屋		
	毎年基準	他	縦覧	納通	他	地積					地目	負担価格水準下落率	床面積	種類		
既実施団体	2,544	634	16	232	2,834	128	3,154	3,156	2,371	2,361	3,187	3,184	226	157	3,179	3,117
3,194団体	79.6	19.8	0.5	7.3	88.7	4.0	98.7	98.8	74.2	73.9	99.8	99.7	7.1	4.9	99.53	97.589

未実施団体 36 団体 実施団体割合 98.9 %

注 網掛け部分は、平成6年の通知において、必要な記載事項となっていない部分

## (2) 論点

### 通知により実施していることについて

課税明細書の送付については、通知により実施されているが、納税義務者自身が課税内容をチェックするため極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、法令に位置付けるべきではないか。

### 記載事項及び送付周期について

平成9年度評価替え以降、土地については負担水準や価格下落率の指標が導入された。現在、多くの団体では課税明細書にこれらの指標を記載しておらず、そのため納税者自身が評価額から課税標準額を算出することができないものとなっている。また、住宅用地の特例措置や新築住宅の軽減についても、適用の有無だけでなく、その特例率を記載しなければ、課税標準額を算出することはできない。納税者が自己の税額が適正か否かをチェックするためには、このような情報を課税明細書に記載する必要があるのではないか。

また、一部の団体においては、基準年度においてのみ課税明細書を送付しているが、下落修正や負担水準の変動等により、基準年度以外の年度においても評価額や課税標準額が必ずしも据え置かれるわけではないので、毎年課税明細書を送付する必要があるのではないか。

## (3) これからの方向

課税明細書については、納税義務者にとって必要不可欠なものとなっていることや、すでにほとんどの団体で課税明細書の送付が行われていることから、市町村が必ず行うべきものとして、法令に位置付けるべきである。

### 送付の義務づけ等

市町村は、納税義務者に対し、課税明細書を毎年度送付しなければならない。

### 記載事項

課税明細書には、以下の事項を必ず記載するものとする。

- ・ 所在、地番、家屋番号
- ・ 評価額、課税標準額
- ・ 住宅用地の特例、新築住宅の軽減等の特例適用の有無及び特例率
- ・ 土地については、当該土地の地積及び地目、負担水準、負担調整率、価格下落率
- ・ 家屋については、種類（専用住宅、店舗等）、構造（木造、鉄筋コンクリート造等）及び床面積
- ・ その他、税額計算に必要な事項

（注 これまでの通知では、下線部の事項の記載については、指導していなかった。）

## 4 路線価等の公開等について

### (1) 路線価等について

#### 現状

路線価等については、評価の適正を確保し、納税者の固定資産税に対する信頼を一層確保することを目的として、通知等により公開することとされており、市町村の窓口においては、納税義務者に限定することなく、路線価等を記載した図面が公開されている。平成3年度の評価替え以降、計画的拡大が図られ、平成12年度の評価替えにおいて、全国で約434万地点の路線価等が公開されている。

#### 論点

路線価等の公開は、固定資産評価の適正さの確保に資するとともに、納税者の固定資産税に対する理解に貢献していることに鑑み、法令に位置付けるべきではないか。

#### これからの方向

路線価等の公開は、平成9年度及び12年度の評価替えを踏まえ、市町村に浸透してきたものと考えられるため、市町村が必ず行うべきものとして法令に位置付ける。また、今後、路線価等を記載した図面を、市町村の窓口以外においても容易に入手できるよう検討すべきである。

### (2) 標準宅地の位置の公開及び鑑定評価書の開示について

#### 現状

標準宅地は、プライバシー保護の観点から具体的な表示は避けることが必要と指導されている。また、標準宅地の鑑定評価書については、その開示に関する具体的な取扱いが各市町村で異なる実態にある。

(参考) 宅地の評価フロー(市街地宅地評価法。このほか「その他の宅地評価法」があるが、路線価に関する部分を除き、市街地宅地評価法と同様。)

用途地区の区分(住宅・商業・工業地区等の地区に区分)

状況類似地域の区分(用途地区をさらに街路の状況等が類似した地区ごとに区分)

主要な街路の選定(状況類似地域ごとに主要な街路を選定)

**標準宅地の選定(主要な街路ごとに標準宅地を選定)**

**標準宅地の価格評定(地価公示、県地価調査、鑑定価格の7割を目途に評定)**

主要な街路の路線価の付設(標準宅地の1㎡あたり価格を主要な街路の路線価として付設)

その他の街路の路線価の付設(主要な街路の路線価をもとに、全街路について路線価を付設)

各筆の評点数の付設（路線価を基に、個々の土地の奥行、間口、形状等に応じた補正を行い、評点数を付設）

各筆の評価額の算出（各筆の評点数に総務大臣の示す1点あたり価格（通常は1円）を乗じて評価額を算出）

市町村長の価格決定（2月末日までに市町村長が価格を決定）

## 論点

納税義務者が自己の宅地の評価額について市町村から説明を受ける場合の主な内容は、「市街地宅地評価法」によって評価されている地域においては標準宅地の鑑定結果に基づいて付設される路線価を基礎とした画地計算について、「その他の宅地評価法」によって評価されている地域においては鑑定結果に基づいた標準宅地の評価額からの比準方法についてである。

しかしながら、上記のいずれの評価法の場合も、標準宅地の位置や標準宅地の鑑定評価書の内容を明らかにしないと、納税義務者が自己の宅地の評価額が算出されるすべての過程を確認することができない。

したがって、標準宅地の位置を開示すべきでないとする現在の取扱いは、納税義務者が自己の宅地の評価額が適正か否かを確認するために必ずしも十分なものとはなっていない。

## これからの方向

納税義務者が自己の宅地の評価額が適正か否かを確認するためには、縦覧制度の拡充により他の資産との比較を可能とすることのほか、自己の資産に関する評価の内容についても可能な限り明らかにされることが必要である。

標準宅地の位置については、これまでプライバシーの保護の観点から具体的な表示は避ける取扱いとなってきたが、その位置の選定は、適正な固定資産評価を行うという公共目的を果たすため必要であること、標準宅地の位置自体については、客観的事実関係でありプライバシーを侵害する事項とまでは必ずしも言えないこと等から公開すべきものと考えらる。

なお、現在、地価公示における標準地の位置、都道府県地価調査における基準地の位置については、地価の安定という公共目的のため地番に至るまで法令の規定により公開されている。

次に、標準宅地における鑑定評価書については、開示しないことを条件に収集された取引事例に係る情報等が含まれているため、具体的な開示の範囲については検討が必要であるが、「市街地宅地評価法」における路線価や「その他の宅地評価法」における標準宅地の単位当たり評価額の算出基礎となることから、基本的に開示すべきものである。

標準宅地の位置の公開及び標準宅地に係る鑑定評価書の開示については、納税義務者の固定資産評価に対する信頼を確保するため、法令に位置付けるべきである。

### (3) 地番・家屋現況図の統合型GISへの活用について

#### 現状

統合型GIS（地理情報システム）は、地方団体内で一元的に整備・管理される共用空間データ（道路や建物等の地理情報を掲載したデジタル地図）を基礎として、各部局が所管する行政情報を関連づけて活用するシステムであり、行政の効率化や住民サービスの向上が期待できるものである。

共用空間データについては、各地方団体の実情に合わせて初期投資を抑え段階的に整備する手法が現実的であるとされており、この場合、地方団体の固定資産税部局が既に導入している業務支援システムにおける地理的情報（デジタル情報としての、いわゆる地番・家屋現況図）を活用することが有用な一方策であると考えられている。

#### （参考）地番・家屋現況図について

地番・家屋現況図は課税上の参考資料として作成されるものである。

地番現況図は、地籍調査の成果を基に作成するか、又は、公図の各筆界の形状を尊重し、隣接筆との関わり、居住者住所と地番の関わり、航空写真上で判読できる筆界線、登記簿地積と図面上地積との整合性など、照応できる資料をよりどころにして想定される筆の形状位置を道路台帳現況平面図を基に作成して、地番を付したものである。

家屋現況図は、地番現況図を基礎として航空写真から判読される家屋の屋根形状の全てについて表示し、家屋番号を付したものである。

#### 論点

地番・家屋現況図を統合型GISの共用空間データとして活用することにより、地方団体内の重複投資を回避できるメリットがあるが、課税資料として作成された地番・家屋現況図には筆界、地番、家屋の屋根形状、家屋番号等の情報が掲載されており、これらを同一の地方団体内であっても税務部局以外の部局等で活用することについて、守秘義務の観点から問題はないか。

#### これからの方向

地番・家屋現況図に含まれる情報のうち、少なくとも筆界、地番、家屋の屋根形状、家屋番号については、不動産登記法により登記所に備えられ閲覧が保証されている地図及び建物所在図の構成要素であることから、そもそも公開しても差し支えないものであり、筆界・地番が掲載された地番現況図及び家屋の屋根形状・家屋番号が掲載された家屋現況図を、統合型GISの共用空間データに活用することは問題ないものと考えられる。

なお、当然のことながら、そのような場合であっても、筆界、地番、家屋の屋根形状、家屋番号以外の課税情報については、地番・家屋現況図に付随する等により、そのまま統合型GISの共用空間データとして他の部局等で利用されることがないように十分留意すべきである。

## 第1の注

### 中間報告書と地方税法一部改正法の相違について

第1は、本委員会が平成13年10月に公表した中間報告書と同文である。

中間報告書公表後の平成14年2月8日に閣議決定、国会提出され、3月27日成立した「地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）」及びこれに伴う地方税法施行令等には、中間報告書の提言の大部分が盛り込まれている。しかし、事務遂行上の観点や法制的な整理を踏まえた以下のような相違点がある。

#### (1) 縦覧制度の見直しについて

中間報告書では家屋の縦覧帳簿に登録する事項として「建築年」が入っていたが、法律上は家屋の縦覧帳簿に記載すべき事項に「建築年」は含まれないこととなった。これは、固定資産課税台帳に登録すべき事項として「建築年」が法定されていないためである。ただし、実際に行われる家屋の評価では、いつ家屋が建築されたかが重要な要素となるため、縦覧帳簿等に建築年を記載しても差し支えない取扱いがなされることとなっている。

中間報告書では納税通知書送付の日（公示の日）から20日間以上とされていた縦覧期間は、「4月1日から、4月20日又は最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日まで」となった。縦覧期間の始期について「4月1日」となったのは、納税通知書の交付を受ける前に縦覧することを可能にするためであり、終期について「4月20日又は最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日」となったのは、中間報告書の提言と同様、少なくとも20日間以上の縦覧期間を確保するためである。

中間報告書では納税通知書受付後60日とされていた固定資産評価審査委員会への審査申出期間は、「固定資産課税台帳への登録がされた旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日間」となった。後述(2)の公示制度の創設を踏まえたものである。

償却資産に係る申告期限を2月末日に変更する改正は行われなかった。これは、納税者の視点や実務上の観点から、賛否両論があり、さらに検討を続けることとされたことによるものである。

#### (2) 固定資産課税台帳の登録事項が更新された旨の公示制度について

縦覧制度の見直しにより、土地・家屋の評価額等の縦覧は固定資産課税台帳ではなく新たに市町村が整備・調整する縦覧帳簿を対象として行われることとなる。

このため、納税義務者本人の資産に係る情報のうち課税標準額等固定資産課税台帳の登録事項であっても縦覧帳簿に登録されていないものについての情報開示の制度化が問題となった。

従来から、固定資産課税台帳の納税義務者本人の資産に関する部分に限り、閲覧を認める等の取扱いが実務上行われていたが、これを法令に位置づけ、固定資産課税台帳の本人所有資産部分を閲覧できることを新たに納税者の権利とすることとした。

この場合、登録事項には毎年度更新されるものがあるが、どの時点から新年度の課税標準額等の閲覧が可能になるかを納税者に知らせるため、公示制度を創設することとされた。

(注) 改正後の縦覧制度と新しい閲覧制度の違い

改正後の新たな縦覧制度の対象は固定資産課税台帳ではなく、評価額まで記載された土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿であり、縦覧期間中において自己の資産のみでなく同一市町村内（東京23区は特別区ごと、政令市は区ごと）の土地、家屋の価格を縦覧することができる。一方、閲覧制度の対象は固定資産課税台帳であり、時期を問わず自己の資産に関する部分のみを閲覧することができる。

### (3) 課税明細書について

土地の課税明細書について記載すべきとされた事項のうち、「負担水準」、「負担調整率」及び「価格下落率」は今回は法改正されなかった。これらの事項は、税負担の調整措置に係るもので平成14年度分までしか法に規定されていないため、平成15年度の税制改正において検討されることになる。

(なお、改正内容については資料編P35～P37参照のこと。)

## 第2 地方分権時代における固定資産税制度について

### はじめに

地方分権推進法の成立を機に、地方分権の推進は議論の段階から実行の段階へ入ったといわれている。他方、地方分権を進める上では、国から地方への税源委譲を含め地方税源の充実確保が残された大きな課題であり、この点に関しては、地方分権は未だ未完成の状況にあるといってもよいであろう。今後税財政面も含めたより本格的な地方分権の実現が強く望まれるものである。

地方分権の進展に応じて、地方団体がより自主的・自立的な行政運営を行えるようにするためには、地方団体の財政的基盤を充実強化していくことが大切である。

固定資産税は、市町村税収の約45%（平成12年度決算）を占める市町村の基幹的税目であるだけでなく、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りも小さいため、今後地方分権が本格化していくにつれて、ますます重要な位置づけを担っていくものである。

福祉、教育、環境対策など増大が予想される地域の行政サービス需要に対応していくため、地方団体は、住民との信頼関係の上に立ち十分な意思疎通のもとで行政サービスは行われるべきものである。このため、分権型社会においては、住民に身近な行政はできる限り身近な地方団体において処理することが基本とされる。

税がどう使われるかを監視する機能を住民（納税者）が十分に発揮するためには、地方団体が情報公開を推進することを前提として、住民が参加と選択を通じて住民意思を表明していくというような地方団体の意思決定と住民の意思表示の緊密な連携が必要となるものである。

さらに、住民が地方団体の意思決定主体としての役割を十分に果たしていくためには、税制面においても、受益と負担の明確化、制度の簡素化、情報開示の推進等が必要な要素となる。

こうした観点を踏まえ、資産の保有と市町村の行政サービスとの間の一般的な受益関係に着目した応益課税である固定資産税が、地方分権が進展していく時代（地方分権時代）においてどのような制度であるべきかについて検討することにした。

なお、本委員会の検討の中での主な意見については、それぞれの項目ごとに 印を付して整理している。

### 1 地方分権時代の固定資産税制について議論すべき事項

固定資産税の課税標準は、基準年度の賦課期日における「価格」であり、価格とは「適正な時価」をいう（地方税法第349条第1項及び第341条第5項）。

地方税法の本則に従えば、税額は、課税標準である「価格」に税率をかけることにより算出されることとなっており、これが固定資産税の基本的な骨格である。

しかしながら、現在では、課税標準の特例等が複雑なものとなっており、価格がそのまま課税標準額となるべき制度本来の姿からはかけ離れた状態にある。この結果、受益と負担の明確化を図ろうとしても困難な状況にあるといっても過言ではないであろう。

## (1) 課税標準の特例等による国の調整措置について

現行の固定資産税制で、評価から賦課決定に至るまでの税額決定過程の中で課税標準の特例等により調整を加えている措置は、次の～の類型にまとめることができる（非課税措置は、重要な問題ではあるがそもそも納税義務が発生しないのでここでの分類からは除いている。）が、特にの負担調整措置は、課税標準が収斂すべき時期や水準が決まっておらず、固定資産税制について思い切った改革を行いにくくしている大きな要因と考えられる。それぞれの類型の特質及び検討すべき事項としては次のようなことが考えられる。

### 用途の公共性等に着目した一般的な課税標準の特例

公共性等に着目して個別に講じられている課税標準の特例措置は地方税法（以下「法」という。）第349条の3及び附則第15条に規定している。

公益法人、特殊法人等に対する特例は、国の予算や法律等に基づき行う公共性の高い一定の業務の用に供する固定資産について、当該業務の公共性に鑑み設けられているものである。

また、電気・ガス・鉄道事業等の用に供する固定資産に対する特例措置は、これらの事業においては、投下資本が多額に上り、設備を新設した当初においては、税額が極めて多額なものとなるので、相当の期間その負担を緩和し、公共料金の安定、国際競争力の強化、公害対策の充実を推進させる等の必要があることから設けられているものである。

このような国の経済政策や国民生活への配慮等の観点から設けられている政策目的推進のための特例措置は、課税の適正化の観点から、政策目的が合理的か政策手段として妥当か、利用の実態が低調となっていたり一部の者に偏っていないか等の観点に基づき、今後も引き続き整理合理化を行うことが必要である。

### （主な意見）

市町村の減収につながる特例措置を政策的判断により行うことを、今後も国の責任で措置していくことについては、分権時代においてはこれまで以上に厳格に考える必要があるのではないか。

### 負担調整措置

宅地に係る負担調整措置については法附則第18条等で規定している。

法の本則においては、課税標準額が価格すなわち資産の評価額と等しいことは前述のとおりである。しかし、土地の評価については、昭和の終わりから平成のはじめにかけての著しい地価高騰の中で、大都市地域の宅地を中心に固定資産評価額の地価公示価格に対する割合が低下するとともに、評価水準のばらつきが顕著になった。

こうしたことを背景として、土地基本法第16条、「総合土地政策推進要綱」、  
「平成3年度の税制改正に関する答申」などの趣旨を踏まえ、平成6年度に地価公示価格の7割を目途とする評価替えが実施され、更に平成9年度の評価替えで負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を基本とする税負担の調整措置が導入され相当の成果が上がっている。

しかしながら、個々の宅地の急激な税負担の上昇に一定の歯止めをかけているため、現在でも、宅地ごとの負担水準にはばらつきが残っており、実際の課税標準額は、本則による課税ではなく、前年度課税標準額に負担水準に応じた負担調整率をかけたものとなっている場合が多い。

資産価値に応じて課税することにより公平が保たれるとする固定資産税においては、同じ価値の宅地であれば同じ税負担であるべきであり、負担水準の均衡化は早急に図られるべきである。

分権時代における固定資産税を考えた場合、水平的な課税の公平が未だ達成できていない点だけでなく、課税の公平のために採用されている負担調整措置自体が、課税標準額が評価額でなく、前年度課税標準額をベースに新課税標準額を算出するなど極めて複雑なものであることも大きな問題点と考えられるのではないかと。

また、商業地等において負担水準の上限を設けている（平成14年度は70%）ことも制度を複雑にしている一因となっている。

分権時代における簡素な固定資産税制を実現するためにも、負担水準の均衡化を早期に実現し、負担調整措置を行う必要のない制度にすることが重要ではないか（この点については、2において詳述されている。）。

（主な意見）

固定資産税制度は評価額と課税標準をイコールにするような簡素な税を目指すべきである。

住宅用地特例等

住宅用地特例等については法第349条の3の2等で規定している。

現在、住宅用地については、その税負担を軽減する必要から、課税標準の特例措置が設けられている。

現行の特例措置は、小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地又は200㎡を超える住宅用地のうち200㎡までの部分）については課税標準額をその価格の1/6、小規模住宅用地以外の一般住宅用地については課税標準額を1/3とする内容であるが、これを評価額を100%とした場合の割合に置き換えることとすると、小規模住宅用地は16.7%、一般住宅用地は33.3%ということになり、70%を上限とする商業地等に比べてかなり低く抑えられている。

この特例は、国が居住用資産の性格に応じた税負担の軽減を図る見地及び住宅政策の見地から行っているものであり、実質的には、商業地と住宅用地の資産別の負担割合を決定していることになる。

現行固定資産税の制度では、単一税率が予定されており、固定資産の種類により異なった税率を定めることはできないものと解されている（昭和30年3月7日付け自丙市発第22号）。こうした考え方に従えば、国が課税上の資産別の負担割合を決定することになる。

分権時代の固定資産税においても、国が住宅政策等の見地に立ち資産別の負担割合を決定していくのか、例えば資産用途別分類課税の採用等により市町村が資産別の負担割合を決定していくこととするのかについても検討する必要があるのではないかと（(2) Ⅰ参照）。

## (主な意見)

固定資産税を資産価値に応じて課税する物税として構成していき、例えば小規模住宅用地に対しては、人の居住という要素に着目して6分の1の課税標準の特例措置が講じられているが、このような特例は、長い時間をかけて固定資産税の世界から追い出していくような取り組みが必要である。

小規模の宅地について、今権利を持っている人たちにとっては特例措置はいいことかもしれないが、流通を遮るとか、色々な問題が生じてくるわけであるから、全てを同一にして機会の均等をするのが正しいやり方である。また、都心の200㎡と郊外の200㎡とは全然違うのに、規模だけで縛っているというのは、本当にいいのだろうか。

4分の1を6分の1にしたのは、負担調整と同じで要するに増税しないという考え方で、経済的ロジックとは全く無関係なところで決まっている話であり、そのコミットメントをどう考えるかということ。あるべき姿とそこに行く合理的な調整というのがやっぱりあるべきだろう。調整そのものもやはり合理的にするようなシステムを考えるべきだ。

## 税額の軽減措置

税額の軽減措置については、法附則第16条等で規定しており、新築家屋等に対する軽減措置等がある。

新築家屋に対する税額の軽減措置については、昭和39年度に法定化された。

課税標準の特例措置ではなく税額に対する軽減措置として法律上の制度となったのは、それ以前には、条例による税額の減免措置を通知で行政指導されていたこと等によるものと考えられる。

このように市町村の決定する税率に基づき算定した後の税額について国が減額措置を規定していることは、制度を一層複雑なものにしている一因ともなっている。

## (2) 市町村による調整措置について

### 税率

法第350条は、固定資産税の標準税率を1.4%としている。

また、標準税率を超える税率で課税する場合においても、2.1%を超えることができないこととしている(制限税率)。

また、法は、公益等の理由による不均一課税(法第6条)が認められる場合を除いて、同一の税率の適用を予定している。

地方財政法では、公共施設等の整備のための財源とする場合の地方債については、普通税の税率が標準税率以上である地方団体に限り発行できる(標準税率未満団体の起債の禁止制度)こととされていたが、地方分権一括法(平成11年)により許可制度に移行するように改正された。

ただし、平成17年度までの間は従来どおり禁止とする経過措置がおかれている。

したがって、税率については、市町村の判断により少なくとも標準税率から制限税率の幅の中で自由に決定することができるが、平成13年4月1日現在、標準税率を採用している団体が2,951団体（91.4%）と大半を占め、超過税率採用団体は276団体、実際に平成12年度から平成13年度にかけて税率を変更した団体は4団体にとどまっている。

標準税率については、「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合には、これによることを要しない税率」とされており、同時に地方交付税の「基準財政収入額の算定の基礎として用いられる税率」（法第1条第1項第5号）である。

したがって、超過課税をして収入が増加しても、仮に標準税率を下回る税率で課税して収入が減少しても交付税の計算上は標準税率で課税しているのと同じこととなる。

これらを踏まえて、今後検討すべき事項として次のようなことが考えられる。

#### ア 標準税率のあり方

「通常よるべき税率」として維持するか。普通交付税の基準財政収入額の算定にのみ用いるか。

#### イ 標準税率未満の税率採用団体に対する起債制限について

平成18年度以降は標準税率未満の税率を採用する団体に関する公共施設等の整備のための地方債発行は許可制になるが、本格的な分権時代においても、税の徴収を徹底しないまま財源を起債に頼ったり、市町村間での税率下げ競争といったモラル・ハザードを招かないようにするため許可制を続けるか。それとも市町村財政について自己決定・自己責任を徹底するという考え方から許可制を協議制に変更するか。あるいはモラル・ハザードを招きにくいと考えられる不交付団体についてだけ協議制として自由化を進めるか。

#### ウ 制限税率について

現行（2.1%）の水準、制度を維持するか、撤廃するか。

#### エ 資産用途別分類課税について

資産別の税率を決定できるようにして、資産別の負担割合の決定権限を市町村に委ねるか。

#### （主な意見）

シャープ勧告の際の標準税率は、いやしくも交付税をもらうのであれば、ここまで努力しなさいという水準を示していたもので、交付税は本来一般的交付金なので、何に使ってもいいはずなので、特別の財政需要がないとこれ以上税率をあげてはいけないとかいう考え方はなかった。

固定資産税は市町村税の45%を占めているわけで、これは、地方税がカウンシルタックスのみとなっているイギリスを例に見てみると、イギリスの財政調整制度の場合、カウンシルタックスで調整するわけだが、税率を低く抑えているところは少ししか交付税のようなものがこないの、何か特別の仕事をしようとするれば、税負担をあげなければならない。これが負担と受益という関係を住民に浸透させるのに役立っているわけで、日本の交付税制度もそういう要素を入れなければならないのではないのか。

完全な受益と負担の関係が確立しない時点においては、あまり無茶なことをしないようにとの制限として標準税率や制限税率が存在していると思うので、地域としての独自性を持って自由に決められるといったところまで時代が進んで、それが受益と負担の関係の中で満足のいく状態であれば、標準税率や制限税率は必要なくなるのではないか。

移動性の高い課税ベースの場合には、税率決定権を認めると有害な引き下げ競争が起こるが、そういった観点から見ると、税率決定権を与える場合に一番ハームフルな（有害な）タックス・コンペティションが発生するのは法人所得、二番目は、消費と個人所得、そういった有害な影響が出てこないのは固定資産税であり、他の課税ベースと比較して、相対的に税率決定権を認める正当性が高いということを強調すべきではないか。

起債許可制度のような直接的なコントロールは外さざるを得ないが、標準税率の縛りは起債制限比率などと同様に間接的な規制として残しておかないと破産を認めていないこととの整合性がとれない。一方で、わずかでも標準税率より下げたら起債ができなくなるようでは非常に硬直的なシステムなので、長期的にはもう少し地方団体の自己責任を認めていくべきである。

#### 条例に基づく負担軽減措置について

市町村が行う固定資産税の負担を軽減する措置については、法第6条（課税免除、不均一課税）及び第367条（減免）などの規定がある。

法第6条第1項は、課税免除と呼ばれており、そもそも地方団体が自主的に納税義務を発生させない措置であり「市町村の自主的な非課税措置」であるのに対し、法第6条第2項は、専ら課税の軽減のための措置である。

他方、法第367条は納税義務が発生した後、納税義務者の個々の事情に着目して、税を減免するところに特徴がある。

条例に基づく負担軽減措置について分権時代における地方税法上どのように位置付けるか等について、検討していく必要があるのではないか。

#### （主な意見）

地方税法367条の規定の解釈については、宇都宮地裁の判決以降、公益上の必要性といったものが盛り込まれたところであるが、地方分権の観点から減免を使って自治体の課税自主権を認めようとしている動きがあるが、このような条例の打ち出し方には問題があるのではないか。

### (3) 国（地方税法）と市町村（条例）の調整部分の明確化

現在の固定資産税額の算出過程には(1)(2)にあるように国及び市町村が行う多くの税負担の調整措置がある。

分権時代においては、宅地に係る負担調整措置は役割を終了していると考えられるが、これに加え、国と市町村の役割分担を単純化、明確化していく必要があるのではないか。

例えば、国は、固定資産評価基準の策定から(1) と の調整だけを行い課税標準額決定までの過程を分担し、これに対し市町村は住民の参加と選択の中で、税率を決定し、さらに条例に基づき負担軽減するという形も考えられるのではないか。

いずれにせよ、国の政策的調整に対し、個々の市町村が自らどのような調整を行っているのかが明白になることが望ましいのではないか。

(主な意見)

課税標準額を国がある程度決定をして、その税率ないし減免の決定については、市町村が独自に行うという方が、納税者にとっては親切ではないか。

## 2 地方分権時代の固定資産税制を実現する際に解決すべき事項

1(1) で述べたように、宅地の負担水準にはばらつきが残っている。同一市町村内及び市町村間それぞれについてのばらつきの実態と解決すべき課題の検討結果は以下のとおりである。

### (1) 市町村内における負担水準のばらつき

今回、市町村内の負担水準のばらつきについて、アンケート調査等を行った。

その結果、個々の宅地ごとに10%未満から75~80%以上まで負担水準の大きなばらつきが見られた。全国的には、負担水準の均衡化は相当進んでいる一方で、個々の宅地ごとに着目すると、依然として負担水準が相当低い宅地が存在する。

調査対象の市町村においては、概して負担水準の高い宅地ほど一般的に単位面積当たりの評価額が高いことが確認できた。面積当たりの評価額が高い宅地は古くから形成された中心市街地や開発が一定程度済んでいる地域にあり、もともと地価が高かったことに加えて、バブル崩壊後の地価下落率も相対的に大きかったこと等により負担水準が高くなったと考えられる。

また、相対的に負担水準が低い土地は、そもそも平成5年度まで(7割評価導入前)の評価水準が低かったことが理由にあげられるが、これに加え、次のような例があることがわかった。

ア 市街地周辺における大規模分譲地、産業団地等周辺の土地

イ 主要道路の開通で店舗が急速に進出した土地

ウ 新規に宅地造成された地域(地目変換を伴わないもの)

これらの例から判断して、開発の進展等により地価が急激に上昇した地区において、負担調整措置等があるために、評価額の上昇割合に課税標準額が追いつかないことが考えられる。

負担調整措置が撤廃され、完全に地価に連動した形で課税標準が決定されることになった場合に、あくまでも課税標準額を評価額にするのか、税額が急上昇した場合について、国又は市町村がこれまでの負担調整措置のような何らかの税負担急増緩和のための措置を設けるべきかどうかを検討すべき課題となると考える。

## (2) 市町村間における負担水準のばらつき

市町村の平均負担水準も均衡化の方向にあるものの、依然として市町村ごとに大きくばらついている。

商業地等における平均負担水準が20%未満の市町村は、30団体（平成12年度）あり、その多くは、島しょ部特に離島にある町村や、山間地域の過疎町村である。一方で、商業地等における平均負担水準が80%以上であるものは30団体ある。

なお、市町村間における負担水準のばらつきは、現在普通交付税の基準財政収入額が実質的に現実の負担水準に従った現実の課税標準額をベースに算出されていることにより、仮に2つの市町村の評価水準が同じであった場合でも、平均負担水準の低い市町村の方が固定資産税に係る基準財政収入額が少ないものと算定され、結果として普通交付税が多額になるという状況が発生させていることも解決すべき課題の一つと考える。

## (3) 早急に解決すべき負担水準のばらつき

同一市町村内の宅地を含め負担水準のばらつきはなお相当程度存在している。もとより税率の決定権限は地方団体の課税自主権として重要なものではあるが、このような状況の下では、税率が直ちに各市町村及び各納税者の実際の税負担の水準を示すことにはならないため、各市町村ごとの税負担水準の調整を税率の変更に期待することは適当ではない。

したがって、本委員会で検討してきた分権時代の固定資産税のあり方を今後実現可能にしていくためには、負担水準の均衡化を早期に実現することが何よりも重要である。

### （主な意見）

全国の負担水準を均衡化させるという過程において、当然、市町村内のばらつきも収束するわけであるが、これは、公平性を尊重し、同じ税率をかける市町村内にばらつきがあってはならないということで、まずはこの問題を中心に対応していくべきである。

将来的には固定資産税の負担水準を一定の割合に収れんさせていくことは重要である。

アメリカで既になくなったレベニュー・シェアリングの制度においては、補正係数の中に課税努力という項目があったが、地方交付税においても、がんばって負担水準の均衡化に努力するところには補正係数か何かで手厚くいくような制度があってもいいのではないか。

超過課税をしていることによる増収分を交付税の算定で考慮しないこと自体は大変いいことだが、モラル・ハザードを問われないようにするために努力をしないところは面倒を見ないようにしてそれだけの努力をしてもらうようなことは当然であるという姿勢にスタンスを移すことができないか。

現行の交付税制度が、地方公共団体の財政改善努力にマイナスの効果を与えているかどうかについては、固定資産税については、少なくとも平成6年度以前は評価額について裁量権があったわけで、仮定に基づけば不交付団体の負担水準が高く出て、交付団体の負担水準は低く出るはずであるが、3,300の市町村のデータからはそのような相関関係が統計的には検出できない。よって、交付税があるから負担水準がばらつくといった議論は、必ずしも実証的には確認されない。

カナダでは、財政調整を行う際に、固定資産税関連の調整交付金が全体の3割くらいを占めているが、州間の評価水準はものすごいばらつきがあるので、現在では、これらの評価額は使用せず、居住用の家屋については各州のGDP統計を基礎とした資本ストック、土地については、可処分所得で間接的に積算する方法を採用している。

課税ベースをどのように算定するかといったところがばらばらになった場合、納税者が必要とする情報は、税率以外にも課税ベースについてのあり方についてまで承知した上でないと、負担額がわからないということになり、納税者が受益と負担を判断するのが難しくなるのではないか。

(その他)

全般にわたるものとして、次のような意見も寄せられた。

家屋の評価は、経済学的に正しいやり方である再建築価格でやっているが、マーケットではちゃんと評価をやっていないわけで、ほとんど10年経ったらゼロになってしまう。皆マーケットで考えているから、あまりにも高いからという話になるので、何ともできない大きな問題であるが、おそらくマーケットを変えていかなければいけない。

用途の指定が現状を反映しているかどうかというような問題も評価にはあり、これが本当に正しいかどうかを含めて何らかの意味でディスピュートをちゃんと解決するようなシステムもつくりたいといけないのではないか。

いわゆるゾーニングを含めた土地利用等の規制的な政策手段と軽減税率をはじめ減免も含めた税制による政策の総合的な観点が無いのではないか。実際に首都圏の土地利用をどういうふうにして、ゾーニングをあわせながらどういうふうにして税を組み立てていくのかという視点がどうも欠けているような気がする。

## おわりに

以上、今年度の調査研究は、まず第一に、当研究会で8年度以降数度にわたり検討してきた固定資産税における情報開示について、締めくくり的な議論と具体的な制度設計の提案を行った。

その情報開示に関する内容については昨年10月に当研究会としては異例な形ではあるが「中間報告」を国民や市町村に対して公表し、これに対する意見に基づき平成14年度税制改正により実現の運びとなった。

当研究会の目的が自由闊達に固定資産税制を議論することにあるとしても、結果として具体的な制度改正として実現されるに至ったことは喜びでもある。

もとより、情報開示の問題は時代と共に変遷する国民の意向を十分に勘案することが必要なことであり、当報告書にも述べたように、今後の現実の運用の実態を踏まえ、更に改善すべき点はないか検討していく必要がある。

第二に、地方分権時代の固定資産税制のあり方について議論を行ったが、この点については、十分な議論の機会がとれず結論を得るに至らなかった。

このため、これまでの当研究会の議論の実績から、問題点を再度整理し、今後更に検討を深める事項を列挙するにとどまった感がある。

しかしながら、将来的な分権時代の固定資産税制を議論するに従って、現在の負担水準のばらつきが極めて大きな問題であることが浮き彫りとなってきたところである。

今後も、中長期的な課題について引き続き議論していくと共に、負担水準の均衡化に対する処方箋を早期に見いだしていくことも重要検討課題であろう。



# 資料編



## 資料目次

1	情報開示に関する検討項目	33
2	改正案の概要	35
3	固定資産税における情報開示に係る地方税法改正について	36
4	固定資産税における情報開示の推進についての主な改正事項	38
5	与党平成14年度税制改正大綱(抄)	39
6	固定資産課税台帳の縦覧に係る地方税法の規定等	40
7	固定資産税の評価における審査申出等のフローチャート	41
8	土地課税台帳等の様式	42
9	個人情報保護に関する法律案(抄)	43
10	固定資産課税台帳の縦覧等に関する国政モニターの結果	44
11	第三者を対象とする台帳閲覧、評価証明に関するこれまでの取扱い	51
12	課税資産の内訳書の送付の推進について(自治省税務局固定資産税課長通知)	52
13	課税明細書への取り組み状況等	53
14	課税明細書(例)	55
15	住民税の納税通知書	56
16	平成9年度における路線価等の公開について(自治省税務局資産評価室長通知)	57
17	全国の固定資産税路線価等をデジタル地図で公開	59
18	平成12年度評価替えにおける路線価等の公開状況	61
19	路線価等の公開に関するこれまでの取扱い	62
20	標準地の地点の公表の根拠規定	63
21	標準宅地の土地鑑定書の公開関係	64
22	地番現況図、家屋現況図の統合型GISへの活用関係	69
23	地方税に関する守秘義務関係	74
24	重点6分野における中間とりまとめ(抄)	75
25	分権型社会における住民の決定権の向上	76
26	固定資産税(宅地)の税額算定の流れ(イメージ)	77

27	分権型社会に対応するための固定資産税における課題	78
28	宅地に係る固定資産税の課税のしくみ（平成12年度～平成14年度）	79
29	商業地等に係る負担水準の状況（平成12年度推計）	80
30	小規模住宅用地に係る負担水準の状況（平成12年度推計）	81
31	一般住宅用地に係る負担水準の状況（平成12年度推計）	82
32	商業地等に係る負担水準の状況（平成12年度推計・団体数）	83
33	小規模住宅用地に係る負担水準の状況（平成12年度推計・団体数）	84
34	一般住宅用地に係る負担水準の状況（平成12年度推計・団体数）	85
35	地方分権推進計画（抄）	86
36	北米のプロパティ・タックスにおける税率のあり方の事例	89
37	町における負担水準の分布の例	90
38	A町住宅地における負担水準の分布状況	91
39	市町村における負担水準の分布の例	92
40	固定資産税に係る宅地の負担水準に分布に関する調査結果	98
41	政令指定都市における商業地等負担水準別構成割合<地積 <sup>ハ</sup> -ス>	99
42	政令指定都市における商業地等負担水準別構成割合<課税標準額 <sup>ハ</sup> -ス>	100
43	政令指定都市における小規模住宅用地負担水準別構成割合<地積 <sup>ハ</sup> -ス>	101
44	政令指定都市における小規模住宅用地負担水準別構成割合<課税標準額 <sup>ハ</sup> -ス>	102
45	標準税率の趣旨	103
46	起債制限制度の改正について	106
47	国と地方の税財源配分	108
48	地方財政計画と地方交付税	109
49	基準財政収入額	111
50	地方財源保障に係る法律の規定	112
51	地方財政の借入金残高の状況	113
52	市町村の地方債現在高と対GDP比率	114
53	市町村税の税収等と市町村歳出の推移	115
54	市町村目的別歳出決算累年比較	116
55	市町村の税収と歳出のうち民生費及び衛生費の推移	117
56	主な公共施設等の整備状況の推移	118

## 情報開示に関する検討項目

### 1. 固定資産課税台帳を縦覧できる範囲の拡大

（問題点）固定資産課税台帳の縦覧においては、自分の固定資産の部分しか見ることができない。このため、他の固定資産の評価額との比較ができず、自分の固定資産に対する評価が適正かどうかを判断することが困難。

【論点】 固定資産課税台帳の縦覧の際、他人の固定資産の部分も見ることができるようになることの是非  
（ で、見ることができるようになるべき場合 ）  
・評価額に加え、課税標準額や所有者名も見ることができるようになるべきか。  
・土地、家屋、償却資産すべてについて、見ることができるようになるべきか。  
個人情報保護法制との関係  
c f 国政モニターの実施により、世論の動向を把握

### 2. 固定資産課税台帳の閲覧・証明制度の創設

（問題点）現在、固定資産課税台帳の閲覧・評価額等の証明については、法令上の規定がなく、通知により実施されているが、法令化が必要ではないか。また、借地人等固定資産に対し使用収益権を有する者は、税負担が転嫁されているにもかかわらず、課税情報が開示されていない。

【論点】 閲覧・証明制度の法令化  
借地人等に対する閲覧・証明制度創設の是非

### 3. 課税明細書の法令化及び記載事項の充実

（問題点）課税明細書は、法令上の規定がなく、平成6年度評価替えの際の通知により導入されているが、法令化が必要ではないか。また、平成9年度評価替えの際に負担水準、負担調整率等が導入されたが、課税明細書の記載事項は改正されておらず、税額の計算を行うために不十分ではないか。

【論点】 課税明細書の法令化  
課税明細書の記載事項の充実

### 4. 路線価公開の法令化

（問題点）平成9年度評価替えより、すべての路線価等を公開するよう通知しているが、法令化が必要ではないか。

【論点】 路線価等の公開の法令化

### 5. その他評価・課税情報の開示

（問題点）納税者に信頼される固定資産税制を確立するため、評価・課税情報の一層の開示が必要ではないか。

【論点】 標準宅地の地点の公開の是非  
標準宅地に係る土地鑑定書の公開の是非  
地方公共団体に導入が予定されている「統合型GIS」に「地番現況図」及び「家屋現況図」を活用することの是非

## 6 . 縦覧期間、価格決定期限等の改正（ 1 . と関連）

（問題点）納税通知書送付後でも固定資産評価審査委員会への審査申出が可能となっている（平成11年法改正）ことから、固定資産課税台帳の縦覧期間（現行：原則として3/1から20日以上の間）を、「価格決定時又は納税通知書送付時から一定の間」としても差し支えないのではないか。これに伴い、市町村長の価格決定期限（現行：2月末日）を改正しても差し支えないのではないか。

【論点】 固定資産課税台帳の縦覧期間の改正  
市町村長による価格決定期限（あわせて償却資産の申告期限）の改正  
固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正

# 改正案の概要

1 回目の納期限（市町村が条例で規定）が4月末である場合の縦覧制度

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
十一年度 改正前	賦課期日 1 / 1	償却申告 1 / 末	価格決定 2 / 末	納通 10日間以上	納期限 市町村が条例で規定	
		縦覧 3/1から3/20 縦覧期間+10日間	審査申出			
現 行 制 度	賦課期日 1 / 1	償却申告 1 / 末	価格決定 2 / 末	納通 10日間以上	納期限 市町村が条例で規定	
		縦覧 3/1から20日間以上	審査申出 縦覧開始時～納通受付後30日間	不服申立 納通受付時～60日間		
注：価格決定期限は2月末日。縦覧は、原則として3 / 1 から20日間以上。審査申出は、縦覧開始時から納通受付後30日間まで（審査申出事項は価格のみ）。納税通知書は、納期限の10日以上前に送付。不服申立は、納通受付時から、60日間。						
あり 方 研 での 提 言	賦課期日 1 / 1	償却申告 2 / 末	価格決定 3 / 末	納通 10日間以上	納期限 市町村が条例で規定	
		縦覧 納通送付日(公示)から20日間以上	審査申出 自己の台帳登録事項は常に閲覧可能	不服申立 納通受付時～60日間		
改正点： 縦覧期間を、納通送付日(公示)から20日間以上に。 審査申出期間を、納通受付時から60日間に。 価格決定期限を3月末に、償却申告期限を2月末に。						
改 正 案	賦課期日 1 / 1	償却申告 1 / 末	価格決定 3 / 末	納通 10日間以上	納期限 市町村が条例で規定	
		縦覧 4/1から4/20又は納期限の日のいずれか遅い日以後の日まで	審査申出 自己の台帳登録事項は常に閲覧可能	不服申立 価格登録の公示日～納通受付後60日		
改正点： 縦覧期間を、4 / 1 から4/20又は納期限の日のいずれか遅い日以後の日までに 閲覧制度を創設（価格登録の公示日から新年度の価格等閲覧可能） 審査申出期間を、価格登録の公示日（=閲覧開始日）から納通受付後60日までの間に。 価格決定期限を3月末に。						

備考：現行制度と異なる部分をゴシック体の斜体字で示した。

## 固定資産税における情報開示に係る地方税法改正について

固定資産税の納税者の信頼や、市町村の評価事務の適正さ・公平さを確保するため、縦覧制度の見直し等を実施する。

### 1. 縦覧制度の見直し

#### (1) 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の作成

市町村長は、毎年3月31日までに、次の事項を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならないこととする。

土地価格等縦覧帳簿 所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

#### (2) 縦覧帳簿の縦覧

市町村長は、毎年4月1日から、4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、土地価格等縦覧帳簿を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に、家屋価格等縦覧帳簿を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならないこととする。

### 2. 課税明細書の送付制度の創設

市町村長は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合においては、次の事項を記載した課税明細書を、納期限の10日前までに納税者に送付しなければならないこととする。

土地 所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額

家屋 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額

### 3. 固定資産課税台帳の閲覧制度の創設

市町村長は、納税義務者その他の者（政令で、借地借家人等を規定する予定）の求めに応じ、固定資産課税台帳のうち、これらの者に関する固定資産について記載されている部分を閲覧に供しなければならないこととする。

## 4 . 固定資産課税台帳記載事項の証明制度の創設

市町村長は、納税義務者その他の者（政令で、借地借家人等を規定する予定）から請求があったときは、固定資産課税台帳に記載された事項のうち、これらの者に関する固定資産に関する一定の事項を証明しなければならないこととする。

## 5 . 宅地の標準的な価格の閲覧制度の創設

市町村長は、固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、地域ごとの宅地の標準的な価格（総務省令で、路線価及び標準宅地とする予定）を記載した書面を一般の閲覧に供しなければならないこととする。

## 6 . その他

### ( 1 ) 固定資産の価格等の決定期限の改正

固定資産の価格等の決定期限を3月31日（現行：2月末日）とする。

### ( 2 ) 固定資産課税台帳に価格を登録した旨の公示制度の創設

市町村長は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したときは、その旨を公示しなければならないこととする。

### ( 3 ) 固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正

固定資産評価審査委員会への審査申出期間を固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書を受けた日後60日まで（現行：縦覧期間の初日から納税通知書を受けた日後30日まで）とする。

## 7 . 施行期日

- |                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| 5 . に関する事項         | 平成14年4月1日                    |
| 1 . 2 . 6 . に関する事項 | 平成15年1月1日（平成15年度分の固定資産税から適用） |
| 3 . 4 . に関する事項     | 平成15年4月1日                    |

# 固定資産税における情報開示の推進についての主な改正事項

## 1 固定資産課税台帳の縦覧制度の拡充

【現行】

縦覧範囲 = 台帳の自己の資産に関する部分に限定

他の資産の評価額  
と比較し適正さを判断  
したい」との要請

【改正後】

他の土地・家屋 (同一市町村内) も縦覧可能  
(評価額等を記載した「縦覧帳簿」を新たに整備)

## 2 固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度の創設

【現行】

- ・地方税法上に明文の規定はない
- ・閲覧、証明の範囲 = 当該資産の納税義務者本人に限定

守秘義務の対象とな  
る場合もあり法令に  
明記する必要がある  
のではないかと

借地人・借家人等は固  
定資産税の実質的負  
担者であり、「当該資  
産の税額について承  
知したい」との要請

【改正後】

- ・法令上位置付ける  
(借地人・借家人等に対する開示については政令事項)

# 与党平成14年度税制改正大綱（抄） （平成13年12月14日）

## 十 その他

### （地方税）

- 1 固定資産税に対する納税者の信頼を確保するため、固定資産税の情報開示について、以下の措置を講ずる。
  - (1) 縦覧制度を改正し、納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるようにするため、新たに縦覧帳簿（仮称）を整備する等の措置を講ずる。
  - (2) 固定資産課税台帳の閲覧制度及び固定資産の評価額等の証明制度を創設するとともに、借地人・借家人等が借地・借家対象資産の固定資産税額を閲覧できる措置を講ずる。
  - (3) その他固定資産税に係る情報開示に必要な事項を整備する。

# 固定資産課税台帳の縦覧に係る地方税法の規定等

## 1. 地方税法の規定

(固定資産課税台帳の縦覧)

第415条 市町村長は、毎年3月1日から20日以上の期間、固定資産課税台帳又はその写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第380条第2項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類。次項、第417条第1項並びに第419条第3項及び第4項において同じ。)をその指定する場所において関係者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、3月2日以後の日を縦覧期間の開始の日とすることができる。

## 2. 最高裁判例

最判昭和62年7月17日(判時1262号93頁)

「法第415条第1項の規定にいう「関係者」とは、一葉ごとの固定資産課税台帳の固定資産について、法343条の規定により納税義務者となるべき者又はその代理人等納税義務写本人に準ずる者を言うものと解するのが相当である。」

## 3. 行政実例

固定資産課税台帳の縦覧の疑義について(昭和44.7.18自治省固定資産税課長回答)

問 地方税法第415条に規定されている「関係者」には、借地、借家人は含まれますか。

答 借地、借家人は、「関係者」には含まれない。

(参考)

地方税に係る資料の公表並びに閲覧等について(昭和33.1.13自治庁市町村税か庁回答)

問3 地方税法第415条の固定資産課税台帳の縦覧は、本人の分のみの縦覧を意味するものなりや。

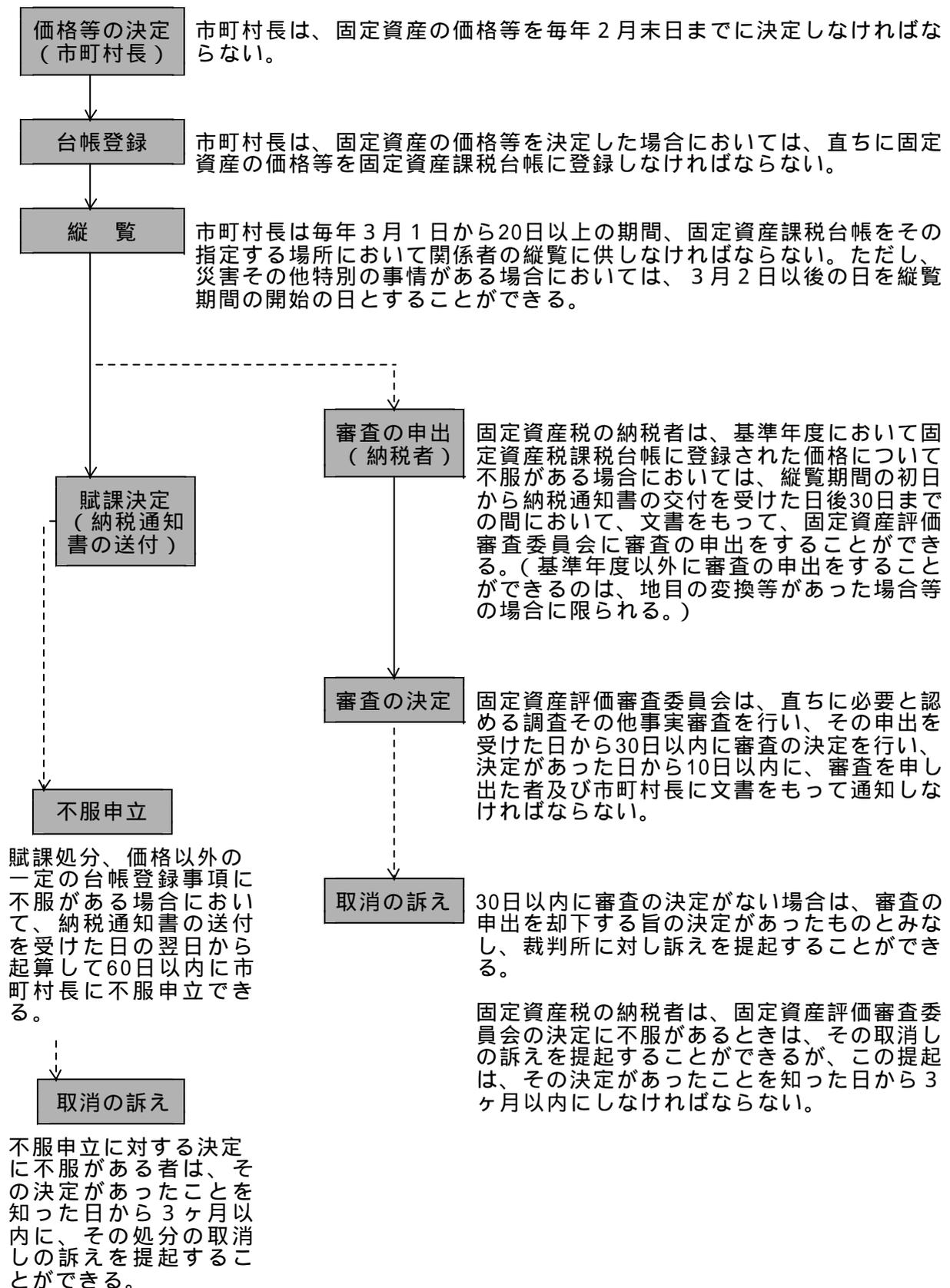
答3 法第415条の規定による固定資産課税台帳の縦覧は、固定資産課税台帳そのものを縦覧に供するものであるから、御設問のように解しがたい。

土地名寄帳及び家屋名寄帳閲覧申請に関する件(昭37.4.25自治省市町村税課長内かん回答)

問 土地名寄帳及び家屋名寄帳閲覧に関し所有者本人以外の者は閲覧できますか。

答 土地名寄帳及び家屋名寄帳の性格並びに個人の秘密の尊重という地方税法の趣旨にかんがみ、納税義務者又はその同意を得たものに限って土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧を認めることとしているのであります。しかし、一般に公開されるべき性格のものである固定資産課税台帳については、法務局における土地台帳、家屋台帳と同様自由に閲覧できるものとされているのであります。

## 固定資産税の評価における審査申出制度等のフローチャート



地方税法施行規則 様式

第二十四号様式（抜粋）

土地課税台帳及び土地補充課税台帳

土地の所在			地番			等級						摘要	
地目	地積	年度	価格 標準額	価格 登録 年月日	内歩 治 名称 革	登記 年月日	所有者、質権者、 地上権者		現に所有している者、 所有者とみなされる者				敷地権の表示の された家屋の所在 及び建物番号
							事由	住所	住所	氏名又は 名称	住所		
			円	円									

第二十五号様式（抜粋）

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳

(表面)

家屋の所在			番地 号											
家屋番号			家屋の種類											
床面積	年度	価格	価格 登録 年月日	沿革	登記 年月日	所有者		現に所有している者 所有者とみなされる者			敷地権の表示		摘要	
						事由	住所	住所	氏名又は 名称	住所	氏名又は 名称	登録 年月日		土地の所在、 地番
		円												

(裏面)

家 屋 明 細							
建物番号	区分	構造	床 面 積			摘要	
			1 階	1 階 以 外	計		

## 個人情報の保護に関する法律案（抄）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

#### 二 地方公共団体

### 第二章 基本原則

第三条 個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は、次条から第八条までに規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

#### （利用目的による制限）

第四条 個人情報は、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。

#### （適正な取得）

第五条 個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

#### （正確性の確保）

第六条 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。

#### （安全性の確保）

第七条 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。

#### （透明性の確保）

第八条 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

### 第三章 国及び地方公共団体の責務等

#### （地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

### 第四章 個人情報の保護に関する施策等

#### 第三節 地方公共団体の施策

#### （保有する個人情報の保護）

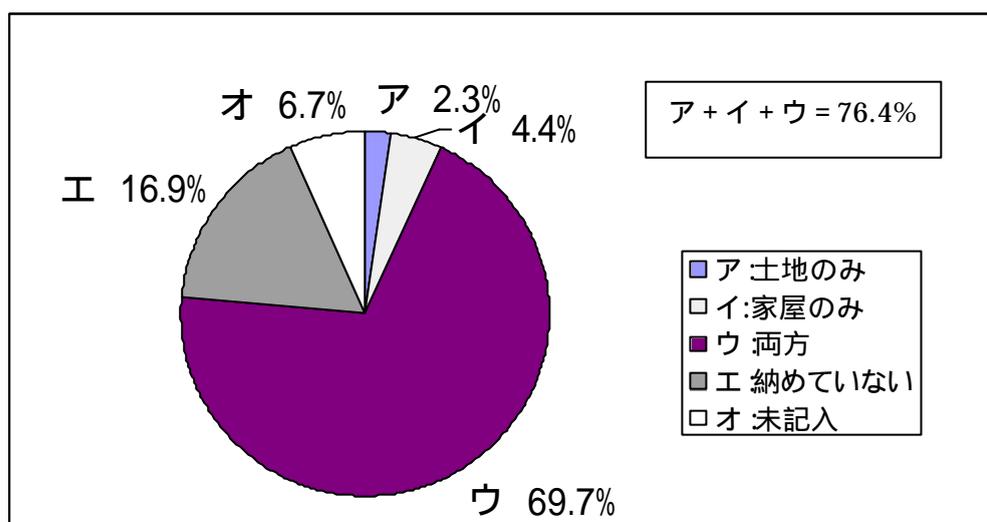
第十六条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

# 固定資産課税台帳の縦覧等に関する国政モニターの結果

(問3及び問6は省略)

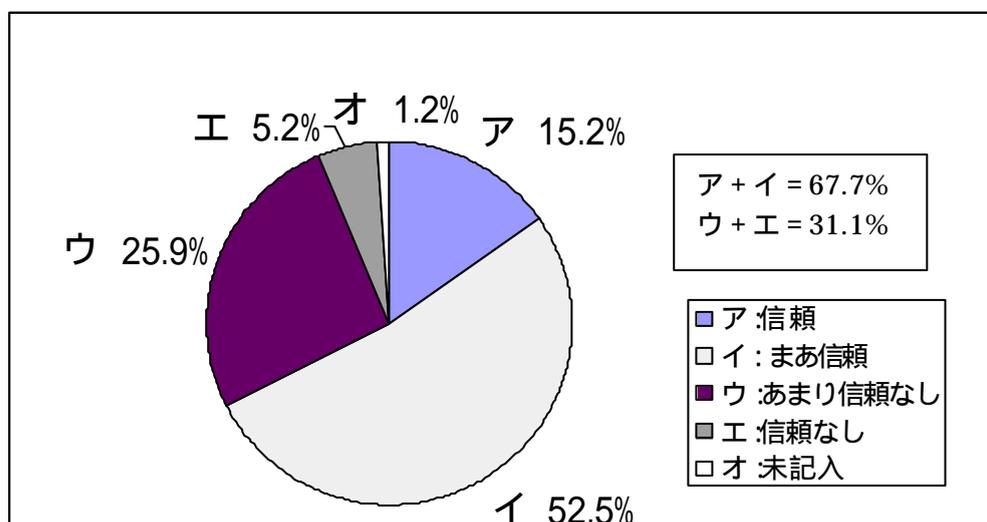
## 問1 固定資産税の納税状況について

お宅では、固定資産税を納めていますか。  
 ア 土地について納めている      イ 家屋について納めている  
 ウ 土地と家屋について納めている      エ 両方納めていない  
 オ 未記入



## 問2 固定資産税制に対する信頼感について

あなたは、固定資産税の制度についてどの程度信頼していますか。  
 ア 信頼している      イ まあ信頼している  
 ウ あまり信頼していない      エ 信頼していない  
 オ 未記入



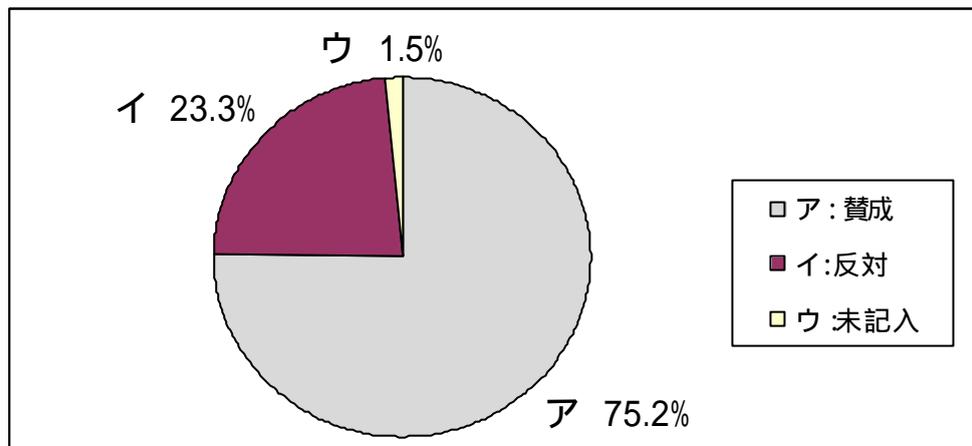
「固定資産課税台帳の縦覧に際しては、自分の土地や家屋の評価額と、周辺の土地や家屋の評価額を比較できるようにすることが必要」との意見があります。一方、この意見については、プライバシー保護の観点からも検討する必要があると考えられます。

#### 問4 納税義務者が固定資産評価額を縦覧期間中に、周辺の評価額と比較できるようにすることについて

現行では、固定資産課税台帳の縦覧においては、一定の期間（20日間程度）自分の固定資産の評価額についてしか見ることができませんが、これを「一定の期間（20日間程度）固定資産税を納めている人に限り、周辺の土地や家屋の評価額と比較して見ることができるようにする。」という意見があります。あなたはこの意見に賛成ですか、反対ですか。

ア 賛成

イ 反対

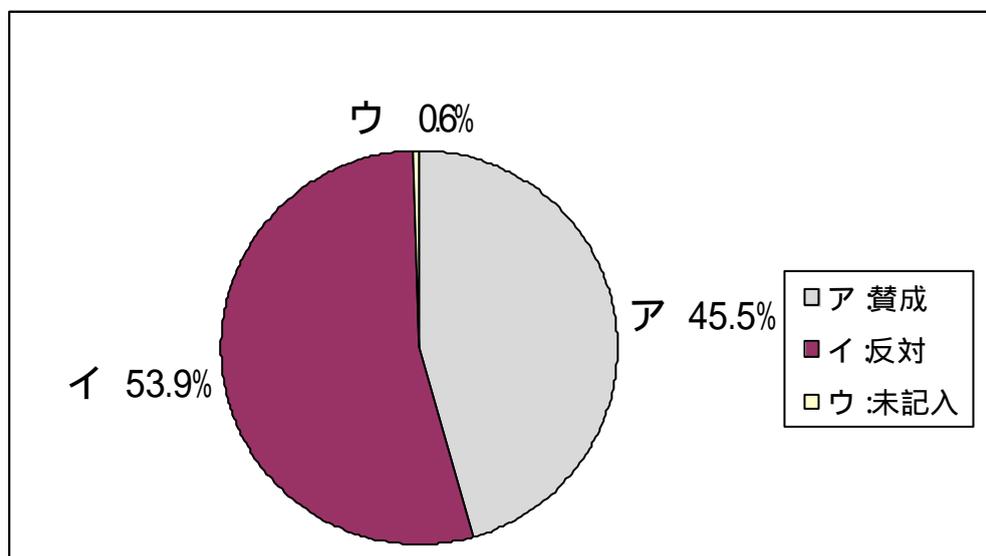


#### 問5 固定資産評価額を常に広く公開することについて

「固定資産課税台帳に記載された土地や家屋の評価額について、それを見る期間や対象者を限定せずに、一般に広く公開する。」という意見がありますが、あなたはこの意見に賛成ですか、反対ですか。

ア 賛成

イ 反対



(参考)

## 第4回国政モニター課題報告について(案)

### 1. 課題報告のテーマ

固定資産課税台帳の縦覧などについて

### 2. 課題の現状

固定資産税(下記の(注)参照)は、市町村が、固定資産(土地と家屋)の評価額に基づいて、固定資産の所有者に対して課する税金です。評価額は、総務大臣が定める固定資産評価基準によって算定され、市町村長が決定することとされています。

納税者は、固定資産課税台帳の縦覧により、納税通知書が送付される前に評価額を確認することができます。この縦覧制度とは、市町村で、一定の期間(20日以上)、固定資産の評価額等を記載した固定資産課税台帳を、納税者本人等(代理人、相続人など)に見ていただく制度で、これにより納税者に評価額が適正かどうかを判断していただくものです。

しかし、現行では、自分の資産の評価額しか見ることができないため、周辺の土地及び家屋の評価額と比較できず、自分の資産の評価額が適正かどうかを判断することが困難であるという指摘があるところです。

このため、「固定資産課税台帳の縦覧に際しては、自分の土地や家屋の評価額と、周辺の土地や家屋の評価額を比較できるようにすることが必要」との意見があります。一方、この意見については、プライバシー保護の観点からも検討する必要があると考えられます。

今回は、固定資産課税台帳の縦覧に関するご意見をいただくことを中心に、簡素で分かりやすく、納税者のみなさんに信頼される固定資産税制の構築に向けた施策の参考とさせていただきたいと思っております(別添の資料を参考にして下さい。)。ご協力をお願いいたします。

(注)固定資産税は、土地、家屋及び償却資産(土地、家屋以外の事業用の資産。船舶、工場機械等)に対して課税されます。

今回は、一般の方が所有している土地、家屋に課税される固定資産税についておうかがいします。以下の質問項目についても同様です。

### 3. 資料

- (1) 固定資産税について
- (2) 固定資産税のしおり

### 4. 質問項目(以下の質問について、ご回答をお願いします。)

#### (1) 固定資産税の納税状況について

お宅では、固定資産税を納めていますか。該当するものに を付して下さい。

- ア「土地についてのみ納めている」
- イ「家屋についてのみ納めている」
- ウ「土地と家屋について納めている」
- エ「両方納めていない」









### 第三者を対象とする台帳閲覧、評価証明に関するこれまでの取扱い

「地方税に係る資料の公表並びに閲覧等について」（昭33.1.13 自治庁市町村税課長回答）

問1 自己に非ざる（他人）個人又は法人の地方税の評価額、税額等につき閲覧または証明の請求があった場合、これに応じて差支えなきや。

問2 地方税法第381条第1項及び第3項によつて記載した土地台帳の副本及び家屋台帳の副本をその固定資産税を課されることとなる者以外のものが閲覧又は証明の請求をなして来た場合これに応じて差支えなきや。

答1 土地台帳又は家屋台帳の登録事項のごとく何人も知ることができる事項について閲覧又は証明の請求があった場合においては、これに応じて差支えないものと解する。

答2 1により了知されたい

「金融会社が貸付調査のためにする閲覧請求は拒否できるか」（昭42自治大税務別科質疑回答）

問 課税台帳の閲覧についてある金融会社が資金貸付のため、甲資産の閲覧請求があつた場合次のいずれにより取り扱ってよろしいか。

イ 通常登記簿の登記事項のごとく何人も知ることができる事項だけではないので第三者であることにより閲覧させない。

ロ 第三者であるが、甲はすでに金融会社へは借入の予備調査の時点において代理人の形式を取つたものと解して閲覧させる

答 イについてお見込みのとおり。

「第三者が他人の資産に関する評価証明をとることの可否」（昭42.9自治省固定資産税課電話回答）

問 他人の資産内容を知るため第三者が当該他人の資産に関する評価証明をとることはできるか。

答 第三者が他人の固定資産に関する評価証明書を市町村に対し交付申請できるのは、債権者が民訴法第643条第2項の規定により添付する公課証明書として必要とする場合もしくは訴訟当事者が、訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき証明書として必要な場合に限られるものである。したがつて、前記理由以外に市町村が評価証明書を第三者に交付することは正しくない。

「固定資産課税台帳の閲覧または評価証明に関する疑義について」（昭43.10.31自治省固定資産税課長内かん要旨）

問 第三者に対する固定資産課税台帳の閲覧または評価証明の交付は差し支えないか。

答 本人の同意または他の法律に特別の定めがある場合（例えば、民事訴訟法の規定に基づく強制競売の場合等）を除いて固定資産課税台帳の登録事項について広く第三者に対して閲覧を認め、または証明を行うべきでない（ただし、土地登記簿、建物登記簿に登録された事項について証明することは差支えない。）。

各道府県総務部長  
東京都総務・主税局長 } 殿

自治省税務局固定資産税課長

課税資産の内訳書の送付の推進について

平成6年度の固定資産税の評価替え（土地）においては、土地基本法第16条等の趣旨を踏まえ、地価公示価格の7割程度を目標に宅地の評価の均衡化・適正化を図ったところですが、固定資産税への信頼を一層確保するためには、課税資産の内訳書（課税明細書）の送付を推進する必要があります。

そこで、下記の事項に留意のうえ、課税資産の内訳書の送付が円滑に行われるよう、貴管下市町村の御指導方よろしくお願いいたします。

記

- 1 課税資産の内訳書には、土地及び家屋の課税内容を納税者自身が十分チェックできるよう次の事項等必要な事項を記載すること。
  - (1)所在、地番、家屋番号
  - (2)価格（評価額）及び課税標準額
  - (3)住宅用地の特例措置、新築住宅の軽減の適用の有無等
  - (4)土地については、当該土地の地積及び地目
  - (5)家屋については、床面積及び種類（専用住宅、店舗等）なお、必要に応じてその他の事項についても記載すること。
- 2 課税資産の内訳書の送付に際しては、事前に課税客体の捕捉を十分に行うとともに、電算処理の推進等による課税事務の効率化に努めること。
- 3 送付周期については、原則として毎年送付すべきであるが、各団体の実情及び納税者の要望等を十分考慮して決定すること。
- 4 送付時期については、各団体の実情及び納税者の要望等を十分考慮して決定すること。
- 5 課税資産の内訳書の送付にあわせて、固定資産税の意義及び市町村行政における重要性等についても周知に努めること。
- 6 課税資産の内訳書の送付については、直ちに実施することは困難な場合があると考えられるが、可能な限り平成9年度までには実施できるよう努めること。

課税明細書への取り組み状況

(平成13年7月1日現在)

都道府県名	市町村数	既 実 施 団 体						未実施団体	
		H10以前	H11	H12	H13	実施団体数	実施率(%)	H14	未定
1 北海道	212	122	2	58	10	192	90.6	18	2
2 青森県	67	67	0	0	0	67	100.0	0	0
3 岩手県	59	59	0	0	0	59	100.0	0	0
4 宮城県	71	71	0	0	0	71	100.0	0	0
5 秋田県	69	69	0	0	0	69	100.0	0	0
6 山形県	44	44	0	0	0	44	100.0	0	0
7 福島県	90	90	0	0	0	90	100.0	0	0
8 茨城県	84	84	0	0	0	84	100.0	0	0
9 栃木県	49	49	0	0	0	49	100.0	0	0
10 群馬県	70	70	0	0	0	70	100.0	0	0
11 埼玉県	90	89	0	1	0	90	100.0	0	0
12 千葉県	80	80	0	0	0	80	100.0	0	0
13 東京都	40	35	0	1	1	37	92.5	0	3
14 神奈川県	37	37	0	0	0	37	100.0	0	0
15 新潟県	111	102	2	5	1	110	99.1	1	0
16 富山県	35	35	0	0	0	35	100.0	0	0
17 石川県	41	41	0	0	0	41	100.0	0	0
18 福井県	35	24	0	10	1	35	100.0	0	0
19 山梨県	64	35	11	14	1	61	95.3	2	1
20 長野県	120	117	2	1	0	120	100.0	0	0
21 岐阜県	99	93	1	5	0	99	100.0	0	0
22 静岡県	74	73	0	1	0	74	100.0	0	0
23 愛知県	88	88	0	0	0	88	100.0	0	0
24 三重県	69	69	0	0	0	69	100.0	0	0
25 滋賀県	50	50	0	0	0	50	100.0	0	0
26 京都府	44	44	0	0	0	44	100.0	0	0
27 大阪府	44	44	0	0	0	44	100.0	0	0
28 兵庫県	88	87	1	0	0	88	100.0	0	0
29 奈良県	47	47	0	0	0	47	100.0	0	0
30 和歌山県	50	50	0	0	0	50	100.0	0	0
31 鳥取県	39	39	0	0	0	39	100.0	0	0
32 島根県	59	54	1	3	0	58	98.3	1	0
33 岡山県	78	76	0	2	0	78	100.0	0	0
34 広島県	86	86	0	0	0	86	100.0	0	0
35 山口県	56	56	0	0	0	56	100.0	0	0
36 徳島県	50	48	0	1	1	50	100.0	0	0
37 香川県	43	34	3	6	0	43	100.0	0	0
38 愛媛県	70	69	0	1	0	70	100.0	0	0
39 高知県	53	52	0	1	0	53	100.0	0	0
40 福岡県	97	90	0	7	0	97	100.0	0	0
41 佐賀県	49	40	1	7	1	49	100.0	0	0
42 長崎県	79	78	0	1	0	79	100.0	0	0
43 熊本県	94	87	1	6	0	94	100.0	0	0
44 大分県	58	58	0	0	0	58	100.0	0	0
45 宮崎県	44	42	1	1	0	44	100.0	0	0
46 鹿児島県	96	93	1	2	0	96	100.0	0	0
47 沖縄県	53	52	0	1	0	53	100.0	0	0
合 計	3,225	3,019	27	135	16	3,197	99.1	22	6

(注) 東京都特別区は1団体として計上している。

## 固定資産税に係る課税資産の内訳書の送付の状況

(平成13年7月1日現在)

団体	送付周期		送付時期		課税標準額	特例適用の表示	減額適用の表示	土地				家屋					
	毎 年 基 準	他	縦 覧 納 通	他				評 価 額	地 積 地	目 負 担 価	格 下 落 率	床 面 積	種 類	他			
															2,619	564	14
既実施団体	81.9	17.6	0.4	7.0	90.1	2.8	98.9	99.1	74.6	74.2	99.9	99.9	6.8	4.6	99.7	98.0	65.6
3,197団体																	

未実施団体 28 団体 実施団体割合 99.1 %

### 【注】

- 1 「固定資産税に係る課税資産の内訳書」とは、土地又は家屋に係る所在地番別の地積(又は床面積)、評価額等の明細を記入した納税者用の資料をいう。
- 2 上段は団体数、下段は実施団体数に対する割合(%)である。
- 3 各用語の意義については、以下のとおりである。
  - ・「送付周期」…「基準」とは、基準年度に限って送付している場合をいうものであり、「他」とは、その他随時送付を行っている場合等をいう。
  - ・「送付時期」…「縦覧」とは、縦覧期間をいうものであり、「納通」とは、納税通知書送付時をいうものである。
  - ・「特例適用の表示」…当該土地又は家屋について課税標準の特例の適用がある場合に、その旨を表示している団体数である。
  - ・「減額適用の表示」…新築住宅に対する減額措置等の適用がある場合に、その旨を表示している団体数である。
  - ・「種類」…専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場等の別を表示している団体数である。
- 4 特別区は1団体として計上している。

課税明細書（例）

平成 年度 固定資産税・都市計画税の課税明細

区分	税目	固定資産税		都市計画税	
課税標準額	土地	円		円	
	家屋	円		円	
	固定資産	円		円	
	合計	円	共用土地税額 (マンション敷地分)	円	共用土地税額 (マンション敷地分)
税額	算出税額	円	円	円	円
	控除(軽減)税額	円		円	
	減免額	円	円	円	円
	差引税額	円	円	円	円

固定資産税合計	円	都市計画税合計	円	合計年税額	円
円	円	円	円	円	円

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	
納付額	円	円	円	円	
納期	開始日	平成 年 月 日			
	終了日	平成 年 月 日			

平成 年度 課税資産明細書

お問い合わせはこの通知書番号で  
通知書番号

資産	所在地						用地区分・家屋番号		用途
地目・用途	課税年	課税面積・床面積(m <sup>2</sup> )	評価額(円)	特例	減免	軽減	固定資産税課税標準額(円)	都市計画税課税標準額(円)	
合計	棟数・棟数	課税面積・床面積	評価額				固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額	
土地		㎡	円				円	円	
家屋		㎡	円				円	円	

課税資産明細書の再発行はできませんので、大切に保存してください。



各道府県総務部長 } 殿  
東京都総務・主税局長

自治省税務局資産評価室長

### 平成9年度における路線価等の公開について

路線価等の公開については、平成3年1月25日閣議決定された「総合土地政策推進要綱」の趣旨を踏まえ、固定資産税の信頼を一層確保するために、平成3年度の評価替え以降、計画的拡大が図られていますが、平成9年度の評価替えにおいては、可能な限り全路線価等の公開を行うこととしています。

つきましては、下記の事項に留意のうえ、路線価等の公開が円滑に行われるよう、管下市町村の御指導方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 公開の目的

固定資産税の評価について、路線価等を公開することにより、納税者の評価に対する理解と認識を深め、信頼確保に努めるとともに、市町村間の評価の均衡化・適正化に資する。

#### 2. 公開の対象範囲

(1) 公開の対象地目 宅地

(2) 公開の対象範囲

可能な限り、「市街地宅地評価法」の地区にあっては全ての路線価を、「その他の宅地評価法」の地区にあっては全ての標準宅地に係る単位地積当たりの価格を公開する。

(3) 公開の対象者 納税者以外も含め広く公開する。

#### 3. 平成9年度の公開の方法等

(1) 図面による公開を原則とする。なお、市町村の実質上の対応を勘案して、平成5年11月25日付自治評第41号において指示した標準表示方法例に準じた表示台帳と市町村内でのその路線価等を示す図面によることもできるものとする。

(2) 使用する図面は、その所在がわかるように町丁名、主要施設等を明示する。

(3) 路線価等の公開資料（図面及び表示台帳等）は、市町村に備え付け、一般に公開する。

(4) 公開項目は次のとおりとする。

市街地宅地評価法	その他の宅地評価法
全路線価	標準宅地の単位地積当たり価格
用途区分	利用状況による地区区分
主要な街路	標準宅地

- (注) ・個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、必要に応じてその他の事項についても記載することが望ましい。
- ・公開に使用する図面の種類、縮尺等及び公開項目の表示方法（路線価又は単位地積当たり価格の表示単位、用途地区の表示方法等）については市町村の実状に即して対応することとする。
  - ・標準宅地の表示については、具体的な表示は避けるものとする。

#### 4. 公開の時期

- ・公開は、遅くとも課税台帳の縦覧後の平成9年4、5月中に開始することとする。
- ・縦覧時において、納税者等関係者に対する説明資料としても活用できるように公開資料を準備することが望ましい。

#### 5. その他

参考までに路線価等の公開方法の一例を示すと、別紙のとおりである。

# 全国の固定資産税路線価等をデジタル地図で公開

## 1 趣旨

全国の約434万件の路線価等をすべてデジタルデータ化し、各市町村において住民への公開データとして活用。

### 経緯

平成3年度評価替え	主要で代表的な標準宅地	約4万件
平成6年度評価替え	すべての標準宅地に係る路線価等	約37万件
平成9年度評価替え	すべての路線価等	約393万件
平成12年度評価替え	平成9年度評価替えと同様	約434万件

全国の路線価を一つにまとめたものは存在しておらず、これまで各市町村の窓口において公開が行われてきた。

## 2 効果

都道府県においては全国、市町村においては当該県内の固定資産税路線価等の一覧が可能になり、他の市町村の路線価等との比較も容易になる等、固定資産税の評価の適正化に貢献。

将来、インターネット上での公開により、家庭や会社で全国の総合的な地価情報が入手可能

## 3 計画

### 【平成13年度】

全国の固定資産税路線価等をデジタルデータ化（概ね20%程度）  
デジタル化した固定資産税路線価等データをパソコン上で表示するプログラムの開発

### 【平成14年度】

全国の固定資産税路線価等をデジタルデータ化（100%終了）  
デジタル化した固定資産税路線価等データをCD-ROMで、すべての都道府県及び市町村へ配布（都道府県には全国分、市町村には当該県内分を配付）  
平成15年度評価替え後データへの更新手法について検討  
インターネット上での公開方法等について検討

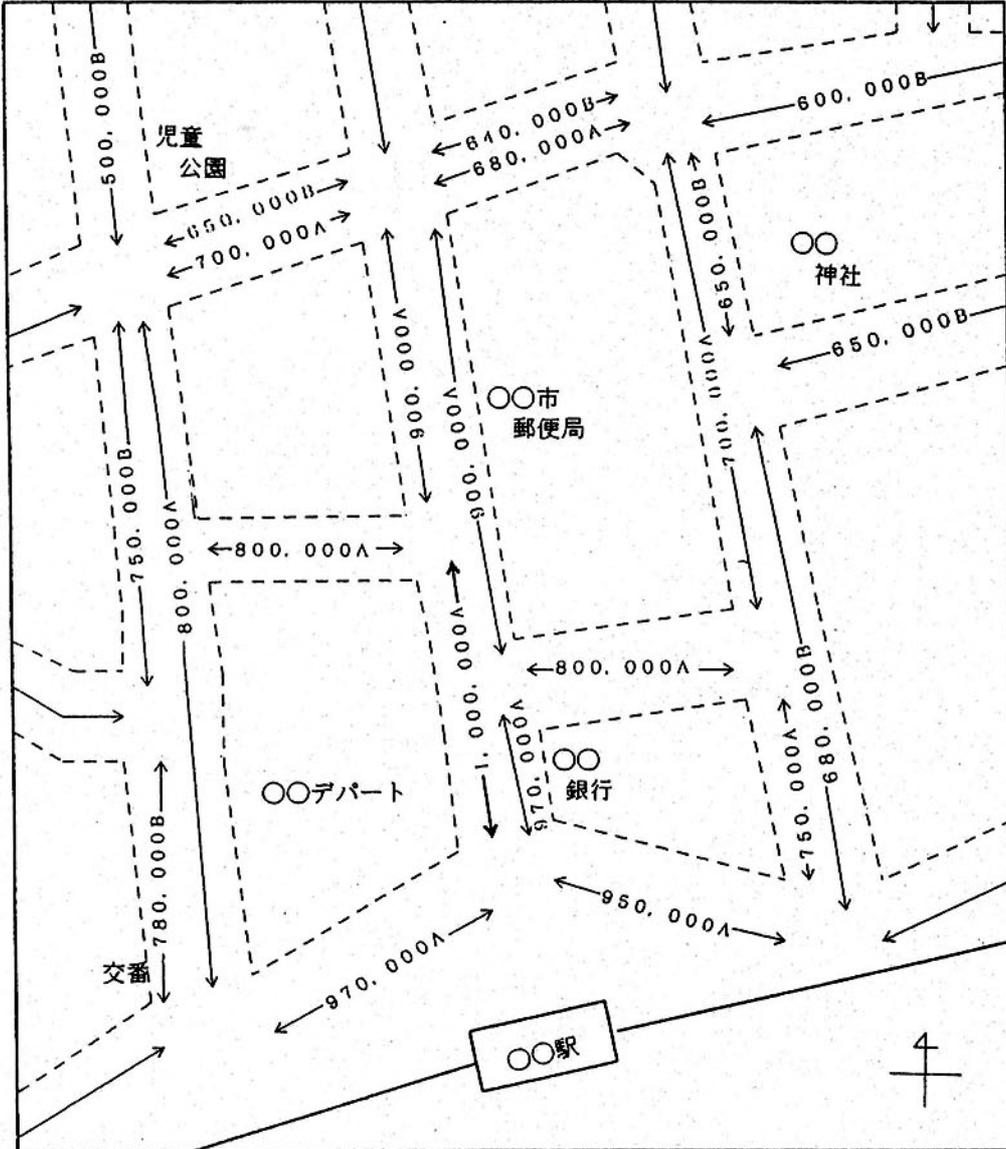
# 固定資産税路線価等図のイメージ

○ 市街地宅地評価法の図面のみによる公開例

地図番号□-□

〇〇市△△1丁目付近

(単位：円)



## 用途地区区分

- A : 普通商業地区
- B : 併用住宅地区
- C : 普通住宅地区
- D :
- ⋮

↔ 主な街路

↔ その他の街路

1,000,000

↑  
路線価

A

↑  
用途地区区分

平成12年度評価替えにおける路線価等の公開状況（公開の時期等）

区 分	公 開 の 時 期						公開した 路線価数 あるいは 標準地数
	納税義務者等に対する公開			一般に対する公開			
	縦覧と 同時	縦覧終了 直後	その他	縦覧と 同時	縦覧終了 直後	その他	
北海道	184	17	11	178	21	13	180,045
青森県	62	4	1	56	10	1	59,942
岩手県	46	13	0	44	15	0	35,388
宮城県	63	6	2	60	9	2	90,018
秋田県	63	5	1	59	9	1	40,935
山形県	37	5	2	35	6	3	39,916
福島県	73	16	1	69	20	1	70,761
茨城県	78	5	1	69	14	1	72,021
栃木県	39	6	4	39	6	4	62,245
群馬県	67	1	2	67	1	2	71,340
埼玉県	88	3	1	83	7	2	223,987
千葉県	73	1	6	72	2	6	164,429
東京都	40	1	0	33	6	2	381,161
神奈川県	35	2	0	34	3	0	323,483
新潟県	103	8	1	95	11	1	67,959
富山県	35	0	0	35	0	0	14,867
石川県	36	3	2	33	6	2	36,869
福井県	33	0	2	33	0	2	25,760
山梨県	64	0	0	61	3	0	18,828
長野県	105	14	1	90	26	1	53,248
岐阜県	90	9	0	89	10	0	78,079
静岡県	72	2	0	70	4	0	140,101
愛知県	82	2	4	78	6	4	347,231
三重県	64	5	0	60	9	0	57,538
滋賀県	48	2	0	48	2	0	39,461
京都府	41	2	1	37	5	2	75,700
大阪府	42	0	2	39	3	2	254,821
兵庫県	81	4	3	78	7	3	193,622
奈良県	43	4	0	41	6	0	70,079
和歌山県	48	2	0	44	6	0	71,386
鳥取県	31	8	0	32	7	0	13,842
島根県	54	3	2	51	6	2	20,866
岡山県	64	8	6	62	10	6	60,667
広島県	82	4	0	72	14	0	154,533
山口県	49	7	0	46	10	0	61,633
徳島県	44	2	4	42	4	4	34,653
香川県	39	0	4	39	0	4	33,925
愛媛県	60	8	2	53	15	2	41,996
高知県	50	3	0	49	4	0	34,909
福岡県	87	5	5	78	7	5	225,273
佐賀県	41	6	2	39	8	2	34,839
長崎県	66	13	0	61	18	0	38,493
熊本県	83	11	0	81	13	0	39,458
大分県	57	1	0	55	3	0	49,508
宮崎県	38	5	1	31	8	1	39,790
鹿児島県	65	24	7	59	27	7	52,758
沖縄県	42	8	3	41	9	3	39,800
合 計	2,887	258	84	2,720	396	91	4,338,163
割 合	89.4%	8.0%	2.6%	84.8%	12.3%	2.8%	

(注) 東京都特別区は1団体として集計している。

## 路線価等の公開に関するこれまでの取扱い

「平成9年度における路線価等の公開について」（平7.9.8土地係長事務連絡）

問 路線価等は地方税法第22条にいう「秘密」に当たるのか。

答 路線価等については、

路線価等は個人の土地の評価額ではなく、地域における単位地積当たりの標準的な評点数を表している

路線価等が開示されても直ちに課税標準額や税額が明らかになるものではない

路線価等が公開されても、実際には画地計算及び比準を行うことから個々の土地の評価額は単純には明らかにはならない

ものであり、これらを含めて総合的に勘案したところ、路線価を公開しても、地方税法第22条にいう秘密の漏えいには当たらないものである。

問 地方税法又は評価基準に公開方法等を明示し、公開の根拠を明らかにすべきではないのか。

答 路線価等の公開の目的は、

固定資産税の評価が適正に行われていることについて、納税者の理解を促進すること

市町村の評価水準の均衡化・適正化に資すること

であり、その価格について知らしめるということではなく、いわば行政サービスの一環として、評価水準や均衡の確保を理解してもらうための評価資料と位置づけ、「総合土地政策推進要綱」等に基づいて公開することを示してきたところである。

なお、地方税法第415条では、固定資産の価格等について知らしめ、価格等について不服がある場合において審査申出の機会を与えることを目的として縦覧の制度を設けているが、路線価等の公開の趣旨からして、縦覧の制度とはおのずと異なるものであると考えている。

問 公開図面について

答 図面の種類としては都市計画図等を活用する団体もあると思われるが、個人のプライバシーの保護の観点から画地ごとの地番等が入ったものは避けることが望ましい。

問 用途区分・主要な街路の表示について

答 なお、標準宅地を公開する際は、平成6年度の公開時と同様にプライバシーの保護のため、具体的な表示は避けることが必要である。

## 地価公示や都道府県地価調査における標準地の地点の公表の根拠規定

地価公示法（昭和44法49）

（標準地の価格の判定等）

第2条 土地鑑定委員会は、国土交通省令で定める都市計画区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域をいい、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条第1項の規定により指定された規制区域を除く。）内の標準地について、毎年一回、国土交通省令で定めるところにより、2人以上の不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、一定の基準日における当該標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定し、これを公示するものとする。

（標準地の価格等の公示）

第6条 土地鑑定委員会は、第2条第1項の規定により標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定したときは、すみやかに、次に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 標準地の所在の郡、市、区、町村並びに字並びに地番

国土利用計画法施行令（昭和49政397）

（基準地の標準価格）

第9条 都道府県知事は、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域（法第12条第1項の規定により指定された規制区域を除く。）において、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地を選定し、その選定された画地について、毎年一回、1人以上の不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、国土交通省令で定める一定の基準日における当該画地の単位面積当たりの標準価格を判定するものとする。

5 都道府県知事は、第1項の規定により標準価格を判定したときは、基準地の所在、基準地の単位当たりの価格、価格判定の基準日その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。

## 標準宅地に係る鑑定評価書の公開に関するこれまでの取扱い

### 1. 判例

#### 公文書非開示決定処分取消請求控訴事件（東京高裁平5.3.22判決（結審済）から抜粋）

「本件公文書の内容は、土地所有者の名前自体は明記されていないとはいえ、他の附属資料などと照合すれば、所有者が誰で、どの土地について評価したものであるかが容易に判明しうることが認められる。そして、本件公文書が個人所有の土地に関するものであり、かつ、所有者が識別されうるのであるから、当該個人の財産状態をその限りで表示するものであって、これが直ちに「個人に関する情報」でないとは必ずしもいえない。

しかしながら、もともと、土地所有に関していえば、その社会的な性格に鑑み、土地登記簿は万人に公開され、その評価についても、相続税路線価はもとより、一部が公開されている長野市の路線価のように特定土地の価格を示さないにしても当該土地のそれぞれの行政目的に即したおおよその価額の目安を示すものが公刊されており、公示価格や東京都基準地価格のように特定の地点を示した価格さえも公表されている例があるのであり、このような点からみれば、土地の権利関係やその価格については、個人情報としてのプライバシー性は比較的希薄というべきである。

……」

「……これらを総合すると、本件公文書に含まれる土地の評価は、個人の財産状態に関する情報といっても、その個人情報としての価値を、個人の心身、生活、経歴、成績、資産・債務の具体的内容（個人の収入、所得、税額、滞納額等を含む）などに関する個人情報と同列に置いて考えることは相当でないというべきである。

そうすると、本件公文書の土地の評価は、条例第7条1号にいう「通常他人に知られたくない個人に関する情報」に該当しないと解するのが相当であり、他に控訴人の主張を相当と認めるべき特段の事情も本件証拠上認めがたいから、本件公文書の公開請求に対して、条例第7条1号に該当することを理由としてこれを不許可とすることはできないと解するのが相当である。」

「……ところで、地方税法22条にいう秘密とは、地方税調査の対象事項のうち、実質秘すなわち一般に知られていない事実であって本人が他人に知られないことについて相当の利益を有すると認められる事実を指し、いわゆる形式秘、行政庁が秘密にすべきであると判断し、指定権者を通じて秘密と指定したものを意味しないと解するのが相当である。」

「……市としては、単にその情報が地方税に関する調査の過程で得られた情報であることを主張立証するだけではならず、個別案件のそれぞれの情報について本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものであることを合理的に推測させるに足る主張立証をしなければならないと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、先に認定したように、もともと土地の所有や価格に関しては土地所有の公共性に鑑みプライバシーとしての性格が比較的希薄である上に、本件土地評価は、不動産鑑定士による通常の方法による第一次的な鑑定価格にすぎず、土地所有者の具体的な権利関係義務に何ら直接影響を及ぼすようなものではない。この点で本件情報は、同じく地方税調査事務の過程で取得された情報といっても、本人の収入額、所得額、課税標準額、税額などのほか、本人の職業、家庭の状況などの具体的情報等とは決定的に異なるものである。……」

「そうすると、本件において、条例第7条2号、地方税法22条を根拠とする本件公文書公開の不許可も理由がないというべきである。」

## 2. 質疑応答集

「平成12基準年度 評価替え質疑応答集 - 土地編 - 」(評価センター発行)

問 路線価等の基礎となる鑑定評価書は公開されているのか

答 路線価等を求めるに当たり活用された鑑定評価書は路線価等が公開されていることから、第三者を含め広く一般に公開する必要はないものである。さらに、鑑定評価書には、標準宅地の具体的所在地や鑑定評価を行う際に採用された個々の具体的な取引事例が記載されていることから、プライバシー保護の観点からもその公開は適当でないといえる。

ただし、固定資産の所有者等関係者に対し評価額、評価方法等を説明する場合に、必要に応じて標準宅地の鑑定評価書を開示することは差し支えない。

なお、この場合にも先に述べた標準宅地の具体的所在地や個々の具体的な取引事例については、プライバシー保護の観点から開示することは適当ではない。

「固定資産税Q & A 平成6年度評価替え(縦覧時用)」(評価センター発行)

問 標準宅地の鑑定評価書を見せてほしいがどうか? 担当した鑑定士は誰か? どのような取引事例を採用したのか?

答 公開される路線価等は鑑定評価価格の7割を目途に評価されたものなので、鑑定評価書を第三者を含め広く一般に公開する必要はないと考える。また、このことはプライバシー保護の観点からも適当ではない。

ただし、固定資産の所有者等関係者に対し評価額、評価方法等を説明する場合に、標準宅地の鑑定評価書を開示することは差し支えないものと考えられる。

なお、この場合には、鑑定評価書に記載されている担当鑑定士の氏名を開示することは差し支えないが、標準宅地の具体的所在地や鑑定評価を行う際に採用された個々の具体的な取引事例については、プライバシー保護の観点から開示することは適当ではない。

各 都税事務所長 殿  
(固定資産税課)  
(固定資産評価課)

資 産 税 部 長  
(公印省略)  
(固定資産評価課)

### 平成12年度以降における鑑定評価書の開示の取り扱いについて (通達)

東京都は、都政に関し都民に説明する責務を全うし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めることを目的として、平成12年1月1日に東京都情報公開条例を施行したところである。

これに先立ち、財務局が所管する「平成4年7月地価調査基準地の鑑定評価書」の開示の取り扱いについて、東京都公文書開示審査会から答申(平成10年7月23日付答申第115号)があり、具体的な土地取引事例が識別される部分等は非開示が妥当であるが、その他の部分は開示すべきであるとする判断が示された。

これまで、固定資産税に係る標準宅地の鑑定評価書の開示は、「鑑定評価書の開示の取扱いについて」(平成9年7月1日付9主資評第72号資産税部長通達)により処理してきたところであるが、これら情報公開をめぐる近年の背景等を踏まえ、固定資産(土地)評価の透明性を一層高め、納税者の信頼を確保するため、平成12年度以降の取り扱いを下記のとおり定めたので、適切に処理されたい。

なお、「鑑定評価書の開示の取扱いについて」(平成9年7月1日付9主資評第72号資産税部長通達)は廃止する。

#### 記

#### 1 具体的な取り扱い

##### (1) 開示の取り扱い

本通達による開示の取り扱いは、次のア～ウのいずれかに該当する場合に対して行うものとする。

ア 東京都情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、鑑定評価書について公文書開示請求がなされた場合

イ 固定資産(土地)の所有者に対して、所有する土地の評価に係る鑑定評価書を評価説明上の情報提供として開示する場合

ウ 固定資産（土地）の評価に対して審査を申し出た者が、地方税法第 433 条第 5 項（申出人照会制度）に基づき、当該審査の申出に係る鑑定評価書を請求した場合

(2) 非開示とする事項

非開示とする事項は、条例第 7 条各号の非開示情報に該当する事項とする。

なお、非開示とする事項及び非開示とする理由について、具体的には別紙のとおりとするので参照すること。

(3) 開示の方法

非開示とする事項については、当該部分を除いた上で開示すること。

なお、これについては別添の見本を参考にすること。

## 2 開示にあたっての事務処理

鑑定評価書の開示は、これを基礎資料として評価額を算定した行政の責任において行うものである。

したがって、開示した内容についての質問等がなされる場合に備え、鑑定評価書を開示する場合には、以下の事務処理を行うものとする。

(1) 事前の点検及び確認

開示にあたっては、請求の対象となる鑑定評価書の記載事項について再度十分に点検することにより、適正な時価の根拠となった「1 平方メートル当たり標準価格」の評定条件を確認すること。

(2) 担当鑑定士への照会及び連絡

上記(1)の結果、不明な点がある場合には、直接担当不動産鑑定士に対して電話連絡の上、必要があれば文書により照会を行い、疑義を解決すること。

また、不動産鑑定士の資格氏名や不動産鑑定業者の住所名称を開示することとなるので、必ず事前に当該不動産鑑定士に対し、鑑定評価書を開示する旨の連絡を行うこと。

なお、この照会及び連絡の方法等については、別途指示する。

## 3 適用時期等

(1) 本取り扱いは、平成 12 年度から適用する。

(2) その他取り扱いについて、疑義が生じた場合には資産税部土地係に問い合わせること。

鑑定評価書において非開示とする事項及び理由

非開示とする事項	根拠	非開示とする理由
① 不動産鑑定士の印影	条例7条4号	偽造される場合に当該不動産鑑定士の財産などをおびやかすおそれがあると認められるため。
② 取引事例の地積、取引時点	条例7条7号	取引当事者から任意の協力を得ることによって取得した情報であり、目的以外に使用しないことを約束していることから。
	条例7条2号	個人の財産情報であることから。
③ 標準宅地所有者名	条例7条6号	標準宅地は所有者の承諾を得ることなく選定したものであり、これを開示することにより所有者に何等かの不利益が生じると、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから。
	条例7条2号	個人の財産情報であることから。

# 地番・家屋現況図を統合型GISの共用空間データベースに活用することについて

## 1. 地番・家屋現況図を統合型GISの共用空間データベースに活用することの意義

総務省内地域情報担当部局において、昨年度、統合型GISの地方公共団体の普及を促進するために、地方公共団体の異なる部署間で共通に利用できる「共用空間データベース」の仕様書について調査研究を行い、地方公共団体における実証実験を通じて調達仕様書案・基本仕様書案を作成したところである。

共用空間データベースについては、各団体の財政事情が許せば一括整備を行うことが合理的ではあるものの、一方で、各団体の実情に合わせて初期投資を抑え段階的に整備を行うことも現実的な手法であるとされており、この場合においては、固定資産税部局が既に導入している業務支援システムにおける地理的情報（デジタル情報としての、いわゆる地番・家屋現況図）を活用することも有用な一方策であると考えられているものである。

## 2. 地番・家屋現況図の意義等

### (1) 地番現況図

〔意義〕

団体によっては、地方税法第380条第3項に規定されている評価に関して必要な資料である「地籍図」として活用している場合もある。これ以外の団体においては税務上の参考資料としての位置付けである。

なお、道路形態以外は測量的な精度を有するものではなく、土地の権利関係を証するものでもない。

〔作成方法〕

公図の各筆界の形状を尊重し、隣接筆との関わり、居住者住所と地番の関わり、航空写真上で判読できる筆界線、登記簿地積と図面上地積との整合性など、照応できる資料をよりどころにして、想定される筆の形状位置を道路台帳現況平面図を基に作成し、地番を付す。

#### 地籍図の意義

地番ごとに、土地の区画、地目、地積等が記入されている地図

評価の実務上、土地の形状の把握、間口補正、奥行補正等の算定基礎数値の把握を行うための図面

市町村が地籍図として備え付けているものの基は、明治6年の地租改正の際の測量によって作成された字限図（登記所備付けのいわゆる公図と同じもの）。ただし、国土調査法によって地籍調査が完了した地域は新しい調査結果を地籍図とする。

#### 地籍図の作成

市町村が新たに地籍図を作成する場合、登記法第17条地図の様式及び作成要領に準じて作成するのも一方法。

現在字限図を使用している市町村にあっては、評価上現に使用しているものであれば、差し支えないものであるが、土地の適正な評価を行ううえから土地の評価に用いられる地図は、より正確なものが望ましい。字限図は現況と著しく異なる場合も多いことから、市町村によっては航空写真等を基本として地図を現況に合わせて修正し、

評価用に使用している場合もある。

## (2) 家屋現況図

### 〔意義〕

税法第380条第3項に規定されている評価に関して必要な資料である「家屋見取図」は、各階の床面積が把握できる資料である。したがって、屋根形状（軒先）を示す家屋現況図は、家屋の所在事実を家屋課税台帳と突合せするという意味においては家屋評価のための資料であるが、どちらかという、土地評価に係る建物の所在状況に伴う宅地の画地認定を行うための資料であるといえる（建物位置に係る権利関係を証するものではない。）。

なお、不動産登記法上、各階平面図における建物の床面積とは、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとされている（不動産登記法施行令第8条）。

### 〔作成方法〕

地番現況図を基図として航空写真から判読される家屋の屋根形状の全てについて表示し、家屋番号を付す。

## 3. 地方税法第22条との関係

地番・家屋現況図を統合型GIS共用空間データベースへの活用（庁内・庁外利用）するに際しては、地方税法第22条の守秘義務規定との関係について整理する必要がある。

### 〔論点〕

地番・家屋現況図に含まれる情報（筆界、地番、家屋の屋根形状、家屋番号）が、税法第22条にいう「地方税に関する調査に関する事務」によって入手した情報であり、かつ、この情報が「実質的な秘密」に当たるものといえるか。

（ 地公法第34条第1項の守秘義務に抵触するか。 ）

#### **地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）**

地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

#### **地方税に関する事務に従事する職員の秘密義務について（昭49.11.19付け税務局長通知）**

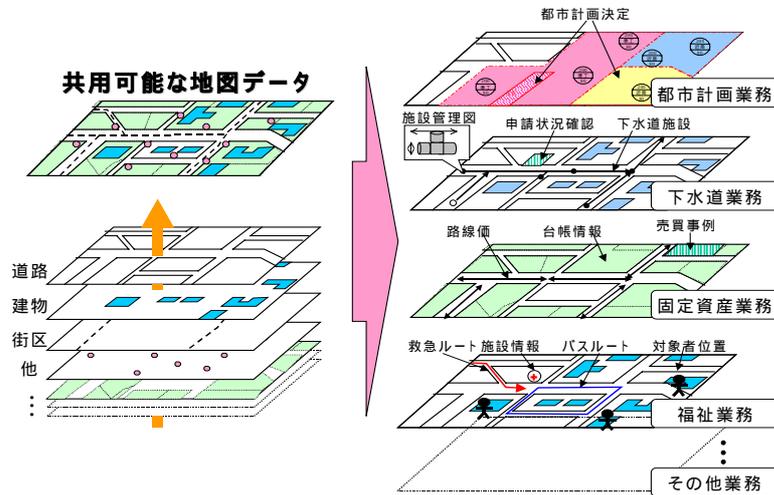
地方公務員法第34条第1項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第22条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうものであること。

したがって、一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものではないので、地方税法第22条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第34条第1項の「秘密」に該当するものであること。

# 統合型GISについて（検討中のもの）

## 1. 統合型GISとは

- ・地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ（例えば道路、街区、建物、河川など）を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステム。
- ・統合型GISを導入することにより、データの重複整備を防ぎ、各部署の情報交換を迅速にし、行政の効率化と住民サービスの向上を図ることができる。



## 2. 統合型GISのメリット

### 1) 庁内における業務の効率化

住民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供

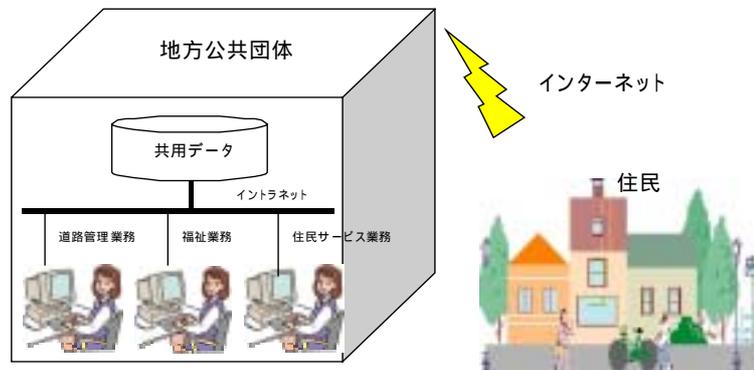


- 地図の共用化による効率化
- 新たな地図利用業務への展開
- 行政評価における活用
- 行政施策の市民説明への活用

### 2) 住民向けサービス向上への活用

地方公共団体のホームページでの活用

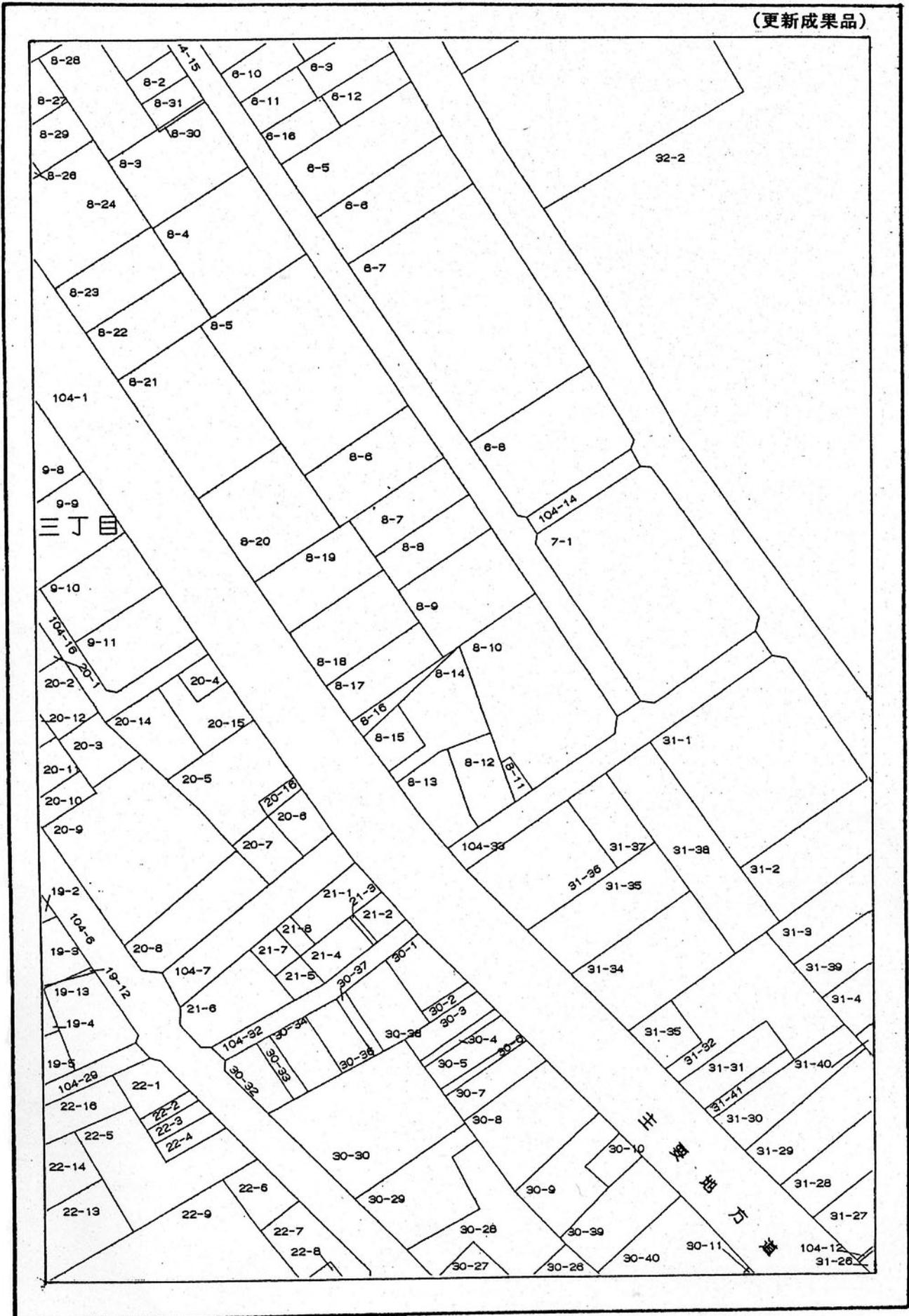
行政手続きのオンライン化、ワンストップサービスとの連携



地域コミュニティとの双方向の情報伝達

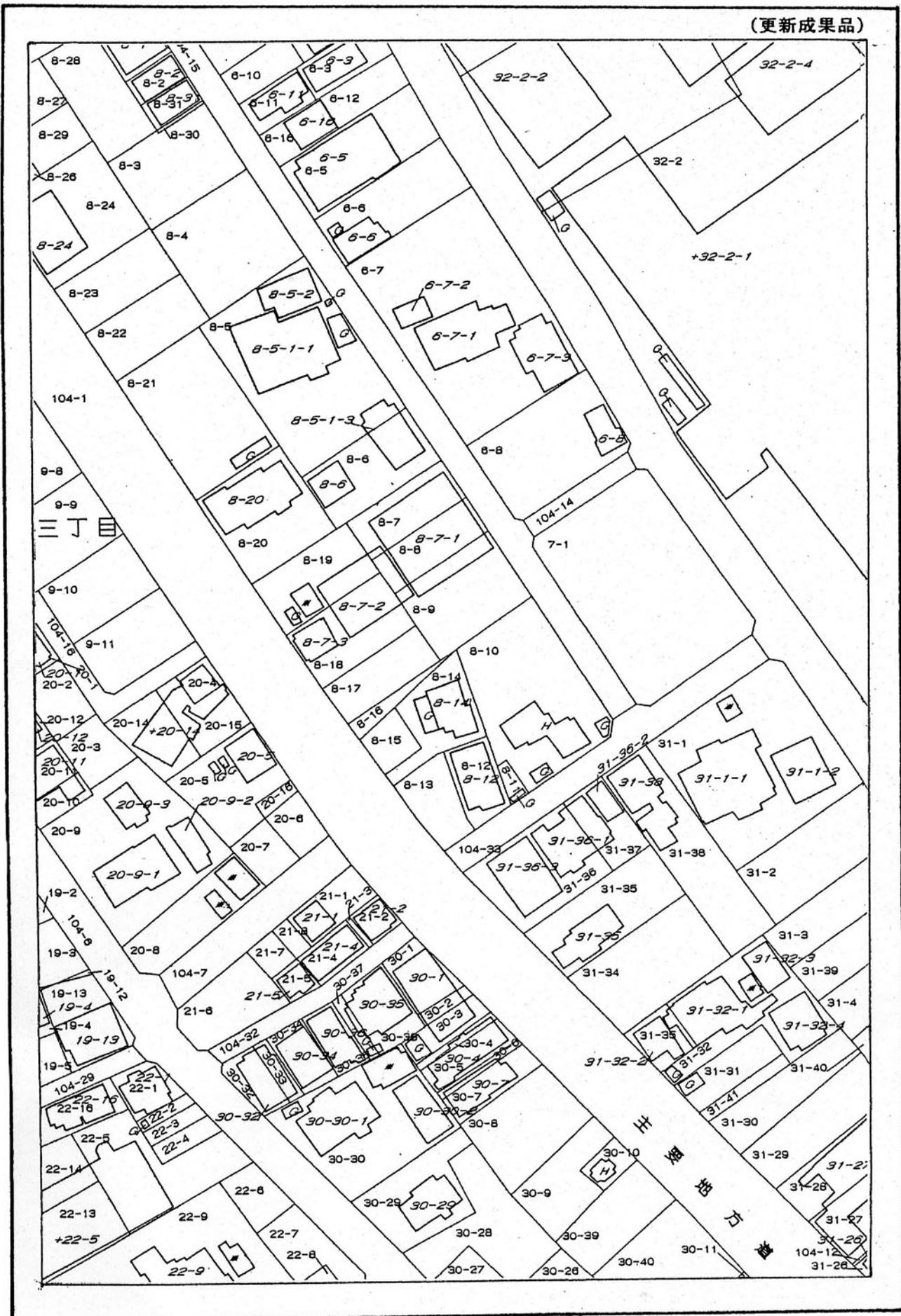
# 地番現況図

(更新成果品)



# 家屋現況図

(更新成果品)



## 地方税に関する守秘義務について

### 1．地方税法の規定

（秘密漏えいに関する罪）

第22条 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以上の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

### 2．地方公務員法の規定

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### 3．地方税法及び地方公務員法の規定の解釈

「地方税に関する事務に従事する職員の秘密義務について」（昭49.11.19付け税務局長通知）

地方公務員法第34条第1項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第22条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうものであること。

したがって、一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものではないので、地方税法第22条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第34条第1項の「秘密」に該当するものであること。

## 重点6分野に関する中間とりまとめ（抄） （平成13年7月24日 総合規制改革会議）

・各論：重点検討分野における規制改革の進め方

### 6．都市再生

#### 〔具体的施策〕

##### (1) 不動産市場の透明性の確保

###### 不動産関連情報の開示

不動産価格に関する正確かつ詳細な情報に対するニーズは著しく高くなっている。不動産の流動化を促進する上で不可欠な市場の透明性を高める観点から、土地の取引価格情報について、国民からの要請に応じて適切な形で提供できるような仕組みを早急に検討していくべきである。

また、地価公示価格の透明性及び社会的信頼性を高める観点から、その情報の一層の開示（取引当事者、取引対象地等が特定されない範囲で、評価の手続、評価に用いた基礎的情報を閲覧等により一般に公開）を図るとともに、固定資産税評価額について、当面固定資産税課税台帳の縦覧対象範囲の拡大を図るほか、さらに情報開示の拡充を進めるべきである。

# 分権型社会における住民の決定権の向上

地方自治体の自己決定権・自己責任の拡大

住民参加  
システムの  
充実

説明責任  
(情報開示等)

住民意思  
〔歳入 歳出  
チェック機能等〕

住民

住民が財政面でも地方自治体の意思決定主体になるために必要な事項

受益と負担の明確化

<例>

地方税源の充実、  
法定外目的税

税財政制度の簡素化

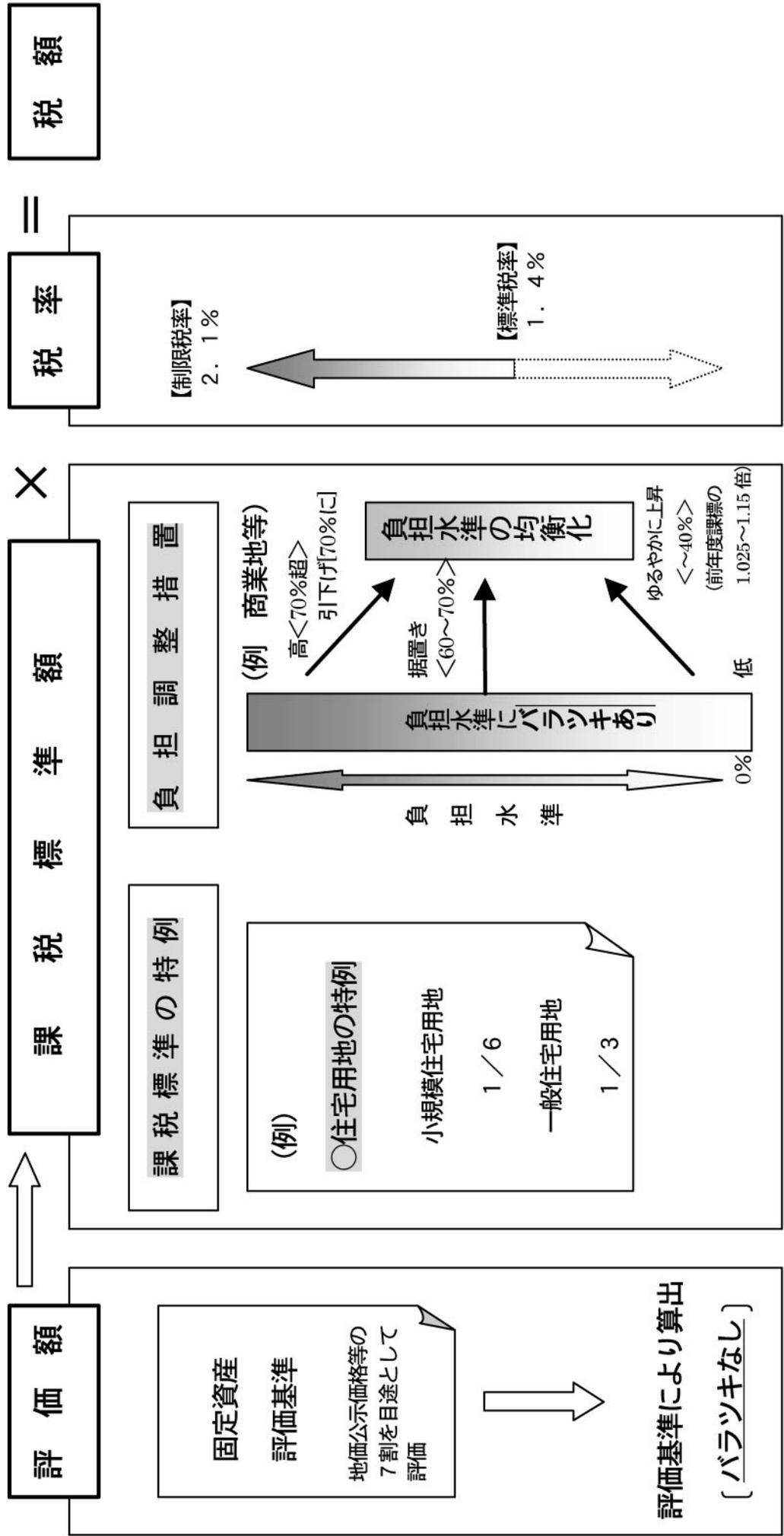
わかりやすい税制  
地方交付税との関  
係の明確化

情報開示の推進

財政状況、  
課税資料の開示

住民に最も身近な市町村の基幹税である  
固定資産税はどうあるべきか？

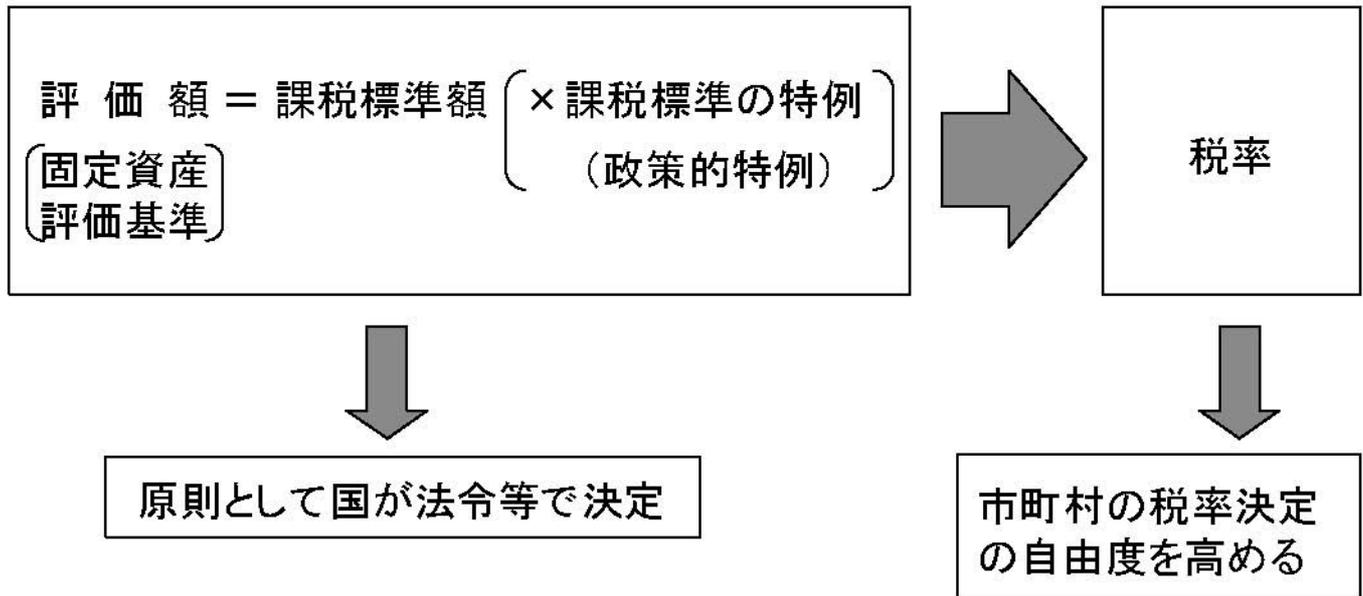
# 固定資産税（宅地）の税額算定の流れ（イメージ）



## 分権型社会に対応するための固定資産税における課題

### 「国の負担調整」から「市町村の税率決定」へ

将来的なイメージ



### そのための前提として、達成しなければならない2つの課題

#### ① 同一市町村内でも負担水準のバラツキがある

同じ評価額の土地であれば同じ課税標準額であるべき

→ 負担水準均衡化のあり方

#### ② 市町村の平均負担水準にバラツキがある

同じ資産価値の土地を有する市町村の普通交付税の基準財政収入額への算入は同じであるべき

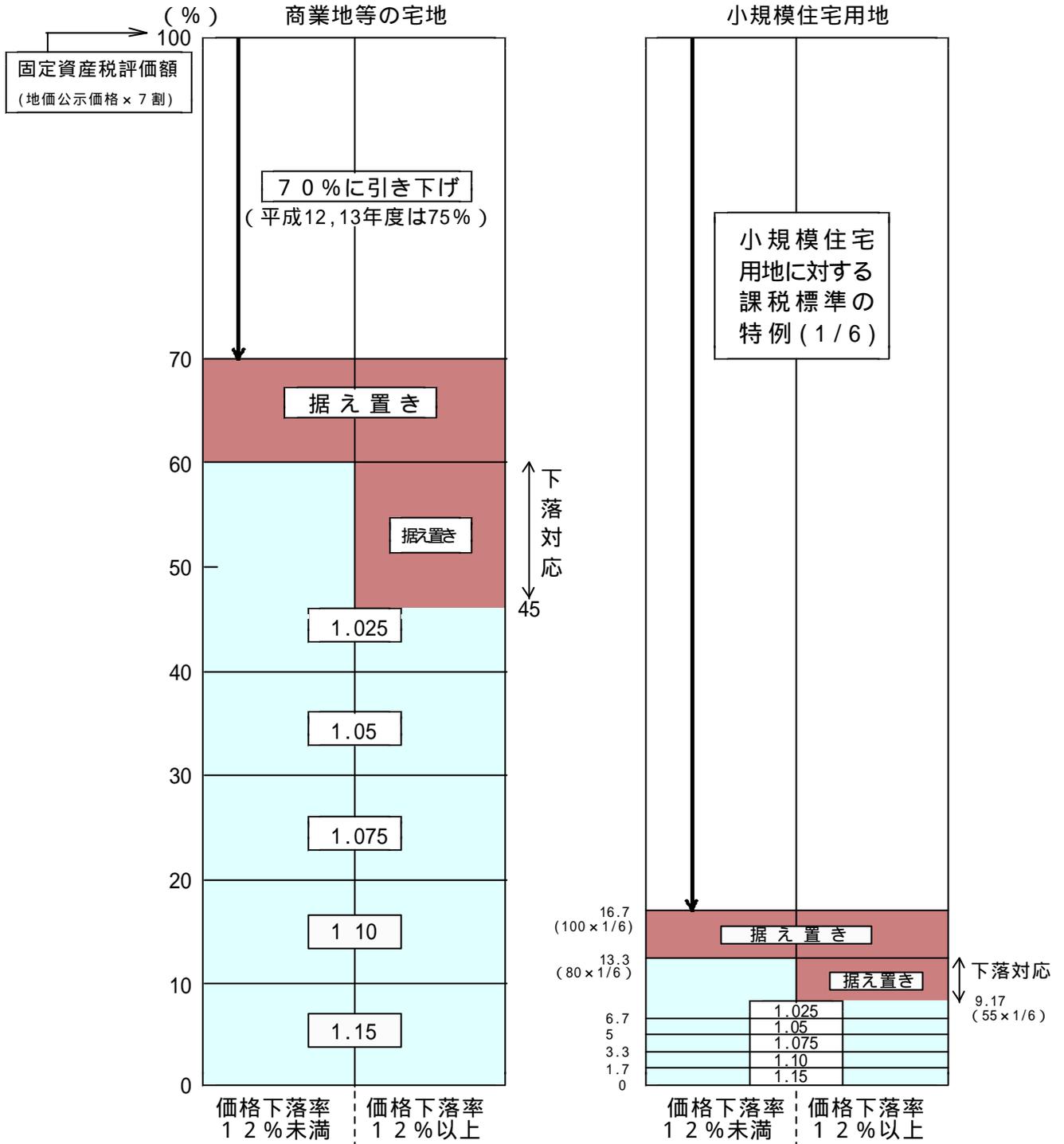
→ 標準税率 及び 普通交付税のあり方

# 宅地に係る固定資産税の課税のしくみ（平成12年度～平成14年度）

（基本的なスキーム）

固定資産税額

$$= \text{課税標準額} (\text{前年度課税標準額} \times \text{負担水準に} \text{応じた負担調整率}) \times 1.4\%$$



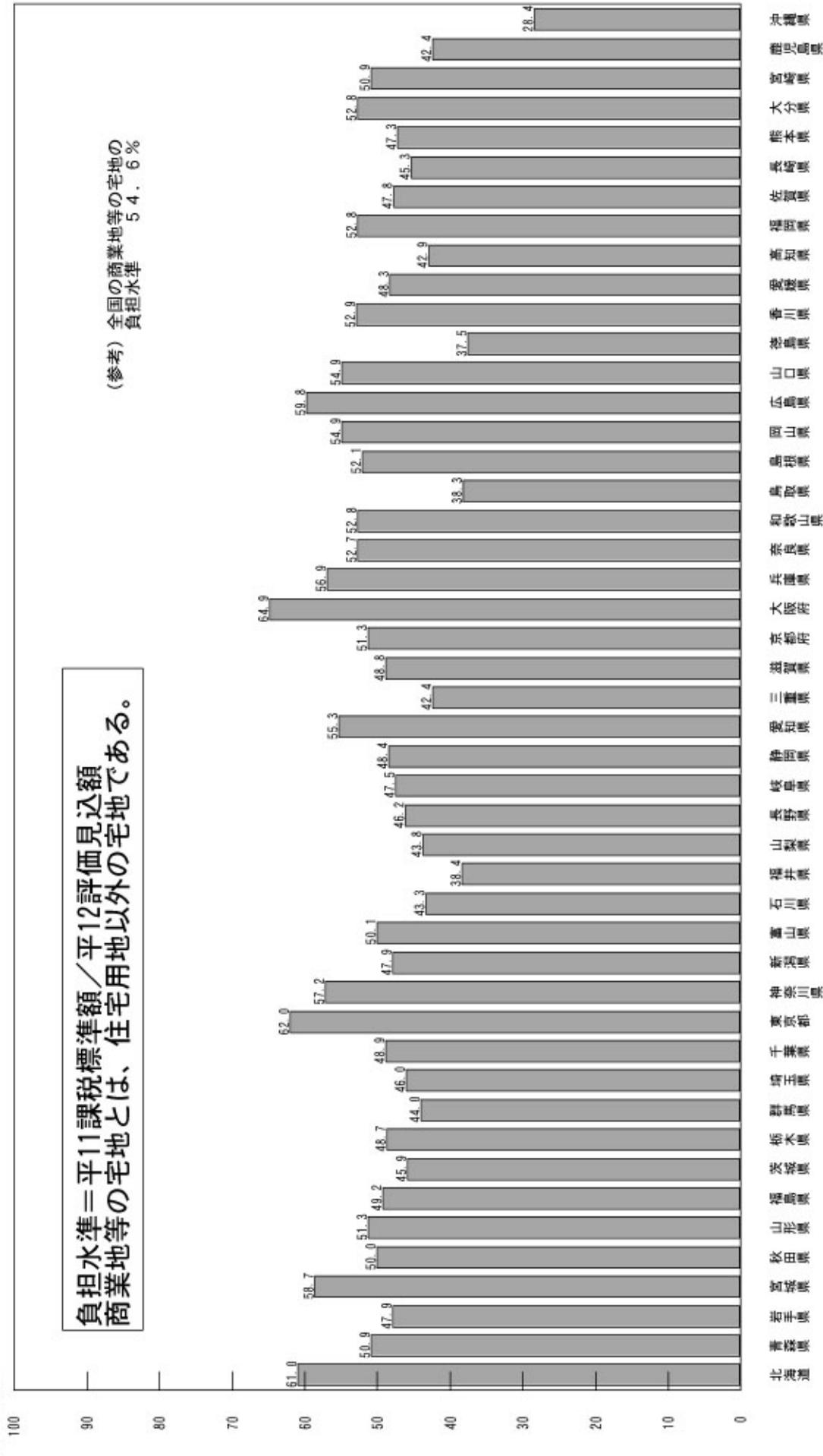
$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額 (小規模住宅用地の場合は新評価額} \times 1/6)} \times 100 (\%)$$

$$\text{価格下落率} = \frac{\text{平成9年度評価額} - \text{新評価額}}{\text{平成9年度評価額}} \times 100 (\%)$$

平成13年度又は平成14年度において、さらに地価に関する諸指標から下落傾向が見られる場合には、簡易な方法により評価額に修正を加えることができる。

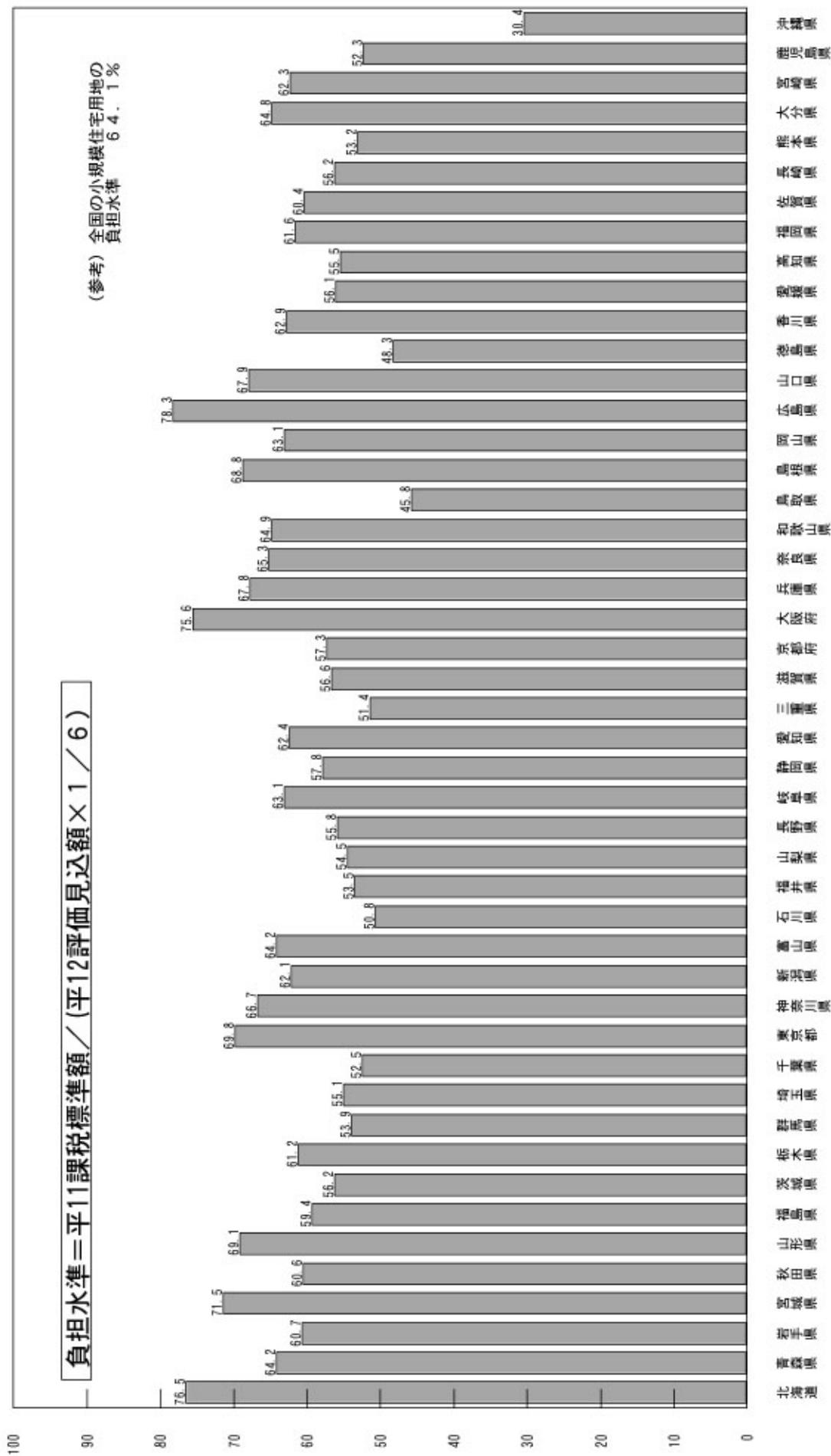
# 商業地等に係る負担水準の状況(平成12年度推計)

負担水準：%



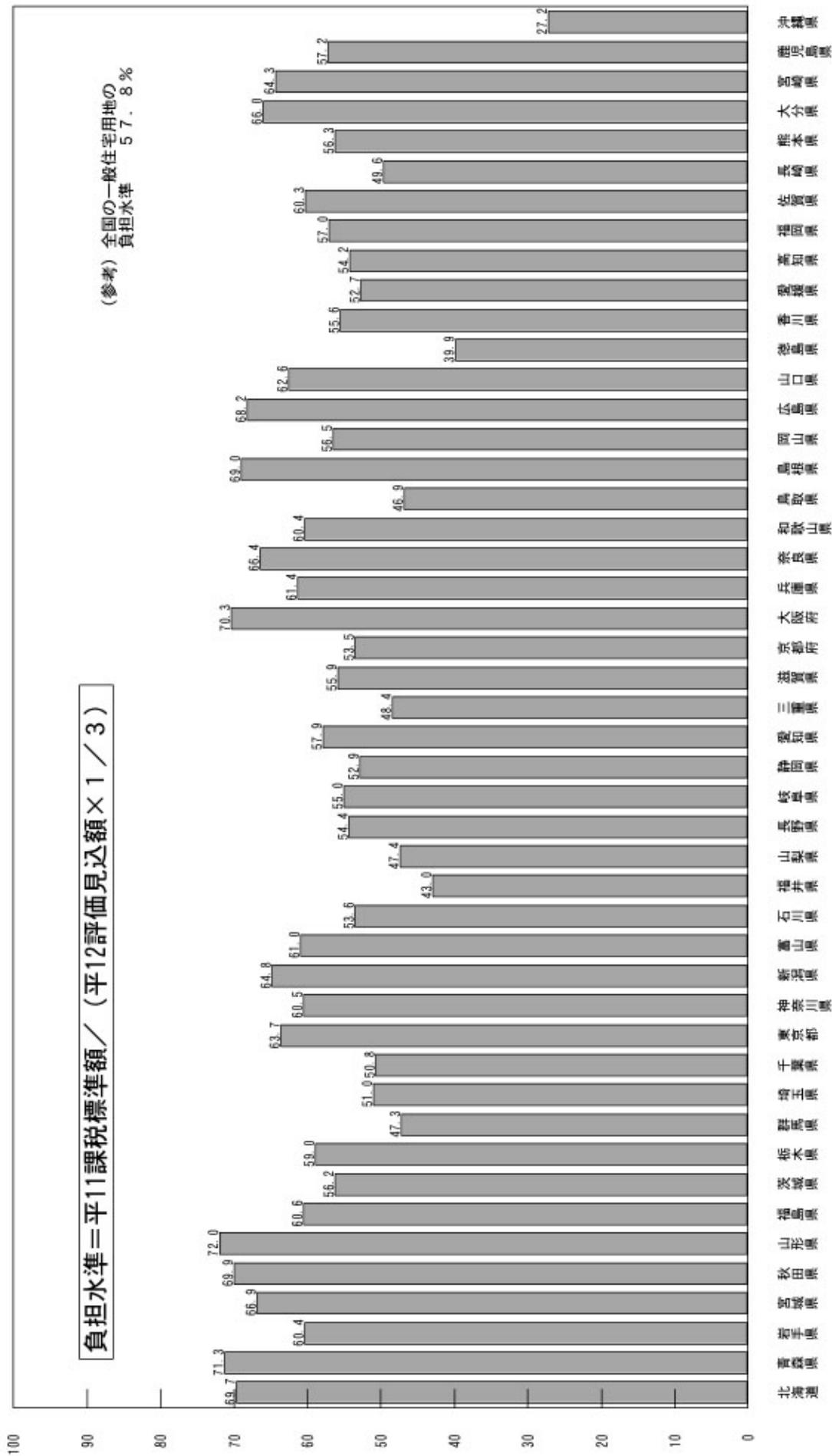
# 小規模住宅用地に係る負担水準の状況（平成12年度推計）

負担水準：%



# 一般住宅用地に係る負担水準の状況（平成12年度推計）

負担水準：%



商業地等における負担水準の分布状況（平成12年度推計・団体数）

負担水準 団体名	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%以下	80%以上 90%以下	90%以上	合 計
北海道		2	10	41	62	51	30	15	1		212
青森県					6	19	14	20	6	2	67
岩手県			1	5	17	13	19	4			59
宮城県				8	21	25	15	2			71
秋田県				3	6	14	21	20	4	1	69
山形県					4	9	15	15	1		44
福島県				2	22	38	20	8			90
茨城県			2	24	30	23	5	1			85
栃木県			1	8	24	9	7				49
群馬県			21	25	18	6					70
埼玉県				16	57	16	2	1			92
千葉県			3	32	26	14	5				80
東京都	3	1		4	14	17	2				41
神奈川県			2	8	13	11	2	1			37
新潟県				7	41	36	15	11	2		112
富山県				2	19	7	7				35
石川県			1	10	10	10	8	2			41
福井県		1	9	13	11		1				35
山梨県			5	29	22	6	1	1			64
長野県			1	23	38	39	8	9	2		120
岐阜県			15	25	38	14	4	3			99
静岡県			1	17	31	19	6				74
愛知県				9	47	27	5				88
三重県			17	33	15	4					69
滋賀県			2	13	26	8	1				50
京都府			3	12	15	10	3	1			44
大阪府					6	26	10	1	1		44
兵庫県			3	25	35	20	4	1			88
奈良県				1	14	21	10	1			47
和歌山県	1		1	10	23	13	2				50
鳥取県			3	12	12	10	2				39
島根県				3	9	23	16	8			59
岡山県			1	24	25	19	7	2			78
広島県			3	14	32	15	17	5			86
山口県			5	11	21	11	3	5			56
徳島県		2	23	19	6						50
香川県				8	23	7	5				43
愛媛県			8	26	17	13	3	2	1		70
高知県			1	15	23	12	1	1			53
福岡県			1	31	41	18	6				97
佐賀県				2	21	21	5				49
長崎県			8	31	30	7	1	2			79
熊本県			1	10	19	22	27	14	1		94
大分県			1		4	20	18	14	1		58
宮崎県				3	10	12	12	6	1		44
鹿児島県			2	11	29	34	13	1	6		96
沖縄県		20	23	9		1					53
合 計	4	26	178	634	1033	770	378	177	27	3	3,230
構成比	0.1%	0.8%	5.5%	19.6%	32.0%	23.8%	11.7%	5.5%	0.8%	0.1%	100.0%

(注) 1 負担水準 = 平成11年度課税標準額 / 平成12年度評価見込み額

2 東京都特別区は1団体として集計している。

小規模住宅用地における負担水準の分布状況（平成12年度推計・団体数）

負担水準 団体名	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%以下	80%以上 90%以下	90%以上	合 計
北海道				9	24	35	41	42	33	28	212
青森県						2	5	9	16	35	67
岩手県					4	6	12	12	15	10	59
宮城県					2	10	17	22	14	6	71
秋田県					1	4	4	5	17	38	69
山形県						3	1	6	9	25	44
福島県					3	6	20	22	24	15	90
茨城県				3	22	18	19	14	5	4	85
栃木県				1	6	18	10	7	5	2	49
群馬県			1	25	21	13	7	2	1		70
埼玉県					19	48	16	5	3	1	92
千葉県			2	2	20	37	13	4		2	80
東京都	1	2		1	5	15	12	2	2	1	41
神奈川県					11	14	9	2	1		37
新潟県					4	15	27	27	22	17	112
富山県					2	6	8	13	4	2	35
石川県				4	6	6	6	4	7	8	41
福井県			2	7	7	10	5	4			35
山梨県				14	20	15	6	5	2	2	64
長野県				3	17	21	19	25	21	14	120
岐阜県				14	23	16	23	11	9	3	99
静岡県				3	26	17	16	8	4		74
愛知県				1	14	46	22	3	1	1	88
三重県				13	29	21	5	1			69
滋賀県				4	15	20	9	2			50
京都府				3	11	13	6	6	5		44
大阪府					1	2	22	18	1		44
兵庫県				6	22	26	16	14	3	1	88
奈良県					1	8	13	11	10	4	47
和歌山県				1	9	13	12	11	3	1	50
鳥取県				3	7	3	13	10	3		39
島根県						4	8	18	20	9	59
岡山県			1	2	16	21	15	13	5	5	78
広島県				1	11	14	20	18	13	9	86
山口県				4	10	13	12	11	2	4	56
徳島県			6	22	13	5	4				50
香川県				1	7	14	13	8			43
愛媛県				8	22	16	10	8	3	3	70
高知県				1	6	15	14	12	4	1	53
福岡県				1	22	35	23	9	7		97
佐賀県					5	14	14	12	3	1	49
長崎県				5	24	23	16	8	1	2	79
熊本県				1	10	9	11	16	21	26	94
大分県				1		2	5	8	20	22	58
宮崎県					3	1	8	8	13	11	44
鹿児島県				2	10	11	23	24	15	11	96
沖縄県		5	21	21	4	1	1				53
合 計	1	7	33	187	515	685	611	500	367	324	3,230
構 成 比	0.0%	0.2%	1.0%	5.8%	15.9%	21.2%	18.9%	15.5%	11.4%	10.0%	100.0%

(注) 1 負担水準 = 平成11年度課税標準額 / (平成12年度評価見込み額 × 1/6)

2 東京都特別区は1団体として集計している。

一般住宅用地における負担水準の分布状況（平成12年度推計・団体数）

団体名	負担水準	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%以下	80%以上 90%以下	90%以上	合 計
北海道					8	27	38	50	40	29	20	212
青森県						1	2	4	11	14	35	67
岩手県						6	7	14	12	11	9	59
宮城県						4	9	25	13	14	6	71
秋田県						1	4	4	8	14	38	69
山形県							4	1	7	7	25	44
福島県						2	14	15	22	19	18	90
茨城県					3	20	18	19	13	8	4	85
栃木県					1	11	17	8	6	4	2	49
群馬県				3	23	24	13	6		1		70
埼玉県					3	37	37	9	4	1	1	92
千葉県					5	26	37	7	2	2	1	80
東京都	1	2			1	8	15	9	2	2	1	41
神奈川県					2	11	13	8	2		1	37
新潟県						5	11	31	27	24	14	112
富山県						3	9	11	7	3	2	35
石川県					2	9	5	9	1	9	6	41
福井県				2	12	9	5	5	2			35
山梨県				2	13	20	13	6	7	2	1	64
長野県					3	26	16	20	22	20	13	120
岐阜県					17	22	19	18	12	7	4	99
静岡県					5	26	19	12	9	3		74
愛知県					2	21	41	19	3	1	1	88
三重県				1	15	26	21	4	2			69
滋賀県					1	12	25	7	4	1		50
京都府					4	10	14	5	6	5		44
大阪府						1	2	23	17	1		44
兵庫県					8	24	26	16	10	3	1	88
奈良県							8	11	13	11	4	47
和歌山県					1	8	19	9	10	3		50
鳥取県					4	7	4	15	5	4		39
島根県						1	5	13	14	15	11	59
岡山県				1	4	19	23	13	10	3	5	78
広島県					1	14	18	17	17	10	9	86
山口県					6	9	18	11	6	2	4	56
徳島県				11	17	14	5	3				50
香川県					1	9	15	15	2	1		43
愛媛県					9	22	17	6	10	4	2	70
高知県					1	11	14	13	8	5	1	53
福岡県					2	25	35	18	10	7		97
佐賀県						2	18	15	10	3	1	49
長崎県				3	6	28	18	13	8	1	2	79
熊本県					3	8	11	11	18	17	26	94
大分県					1		2	7	13	13	22	58
宮崎県						4	1	11	8	8	12	44
鹿児島県					4	11	12	22	26	13	8	96
沖縄県			5	25	17	4	1	1				53
合 計		1	7	48	205	588	698	589	459	325	310	3,230
構 成 比		0.0%	0.2%	1.5%	6.3%	18.2%	21.6%	18.2%	14.2%	10.1%	9.6%	100.0%

(注) 1 負担水準 = 平成11年度課税標準額 / (平成12年度評価見込み額 × 1/3)

2 東京都特別区は1団体として集計している。

3 負担水準10%未満の団体 御蔵島村(東京都)

# 地方分権推進計画(抄)

(平成10年5月29日 閣議決定)

## 第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

### 4 地方税財源の充実確保

#### (1) 地方税

##### ア 地方税の充実確保

(7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

(4) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

(ウ) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

##### イ 課税自主権の尊重

(7) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

(イ) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、又、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。

(ウ) 標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

(エ) 制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

### (3) 地方債

ア 地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県との協議を行うこととし、協議制度に基づく地方債制度の主な内容については次のとおりとする。

また、地方債制度及びその運用の公正・透明性の確保を図る観点から、これらについてできる限り法令化することとする。

(7) 地方公共団体は、地方債を起し並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更しようとするときは、あらかじめ自治大臣と協議することとする。

市町村との協議については、都道府県の法定受託事務として行う。

(イ) 地方財政法第5条で定める地方債をもって財源とすることができる事業の範囲について法令で一層の明確化を図るとともに、自治大臣は、協議において同意をする基準を定め、あらかじめ公表する。

(ウ) 自治大臣の協議は、地方公共団体に関して、全国的な観点からの「資金の配分・調整」及び「地方交付税措置との調整」等を主たる目的の一つとして行うものであることから、同意した地方債についてのみ、政府資金等公的資金を充当するとともに、元利償還金について地方財政計画や地方交付税制度を通じた財源措置を行う。

- (イ) 協議を行う国としての責任及びその内容を明確にするため、翌年度における各自業種別毎の起債総額の見込額及びそれらに充てられる資金等に関する計画である地方債計画について法的に位置付ける。
- (オ) 国が協議に対し同意するに当たり、地方財政を担当する部局が政府資金の配分を担当する部局と協議を行うという従来の仕組みについては、これを維持しつつ、その事務手続の一層の簡素化を図る。
- (カ) 個別地方公共団体の財政運営の健全性を確保する見地から、同意されない地方債を発行する場合には、当該地方公共団体の議会に報告する。
- (キ) 元利償還金の払込について延滞のある地方公共団体、元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体等については、等が地方公共団体の住民に対する基礎的行政サービスを確保するためのみでなく、地方債全体の信用を維持し、民間引受けの地方債のリスク・ウェイトがゼロとされてきた現行の位置付けを維持していくためにも、地方債の発行自体を禁止することとし、特定の場合にはそれを例外的に解除する手法として許可制度を設ける。
- (ク) 普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、従来、公共施設・公用施設の建設等の財源に充てるための地方債の発行が禁止されてきたが、(キ)と同様の仕組みを導入する。

# 北米のプロパティ・タックスにおける税率のあり方の事例

## カナダのブリティッシュ・コロンビア州における税率設定の事例

### (1) 税率設定の経緯

- ・ 従来は、各市町村が州政府の定める評価基準に従ってそれぞれ独自に評価を行っていたため、評価割合は各市町村によってバラバラであった。

#### < 1974年制度改正 >

- ・ 全州的な評価の均衡化を図るため、州営企業であるBC州評価公社 (British Columbia Assessment Authority) を設立し、従来各自治体がそれぞれ行っていた評価事務を同公社に移管して全州統一評価に移行し、市場価値評価に基づく毎年度評価替えを採用することとした。
- ・ また、評価替えに伴う税負担の変動を緩和することができるように、各資産別に州政府が評価割合を設定して評価額の一定割合を課税標準とすることができるようにした。
- ・ 但し、最終的な税負担は各自治体が自治体議会において均一税率 (uniform tax rate) を設定することにより決定することとされた。

#### < 1983年制度改正 >

- ・ 州政府が評価割合を設定し、税負担に関与することを止め、完全な市場価値評価 (100%評価) に移行することにより、税負担については全て各自治体が決定することとした。
- ・ また、各自治体が毎年、用途別 (9種類) にどれだけの税負担を各資産に対して求めるかについて、用途別税率を自治体議会において設定することを通じて決定できるようにした。
- ・ このようなクラシフィケーション別の複数税率 (variable tax rate) の設定による税負担の決定方式は、北米のプロパティ・タックスにおいては現在では標準的な方式である。

#### < 1990年制度改正 >

- ・ 大都市部における地価急騰を受けて、自治体の選択により、一定税率 (flat tax rate) 土地・家屋別税率 (separate rates on land and improvement) を選択できるようにすると同時に、評価替えサイクルを2年に1回の評価替えに変更した。

#### < 1992年制度改正 >

- ・ 地価急騰地域の場合、自治体の選択により過去3年間の平均評価額を課税標準とすることを可能とした。
- ・ 毎年評価替えに戻すと同時に、一定税率及び土地・家屋別税率制度を廃止した。
- ・ 地価急騰が著しいバンクーバー市にのみ税額上限制 (capping) を認める。

このように、ブリティッシュ・コロンビア州においては現在では評価事務と税負担の決定事務とは完全に分離され、前者は州の評価公社が全州統一的な100%市場価値評価を行い、後者は各自治体が州の評価公社が決定した評価額を使って税率を設定することにより決定することとなっている。そして、税負担の決定は、全州的な負担調整措置や評価割合の設定などによって行うのではなく、各自治体議会が税率を設定することにより調整することが原則となっている。

### (2) 税率設定の方法

ブリティッシュ・コロンビア州の自治体における税率設定は、以下の流れによって行われる。

ア 州の評価公社が各資産別の評価額を決定し、各自治体に通知する。

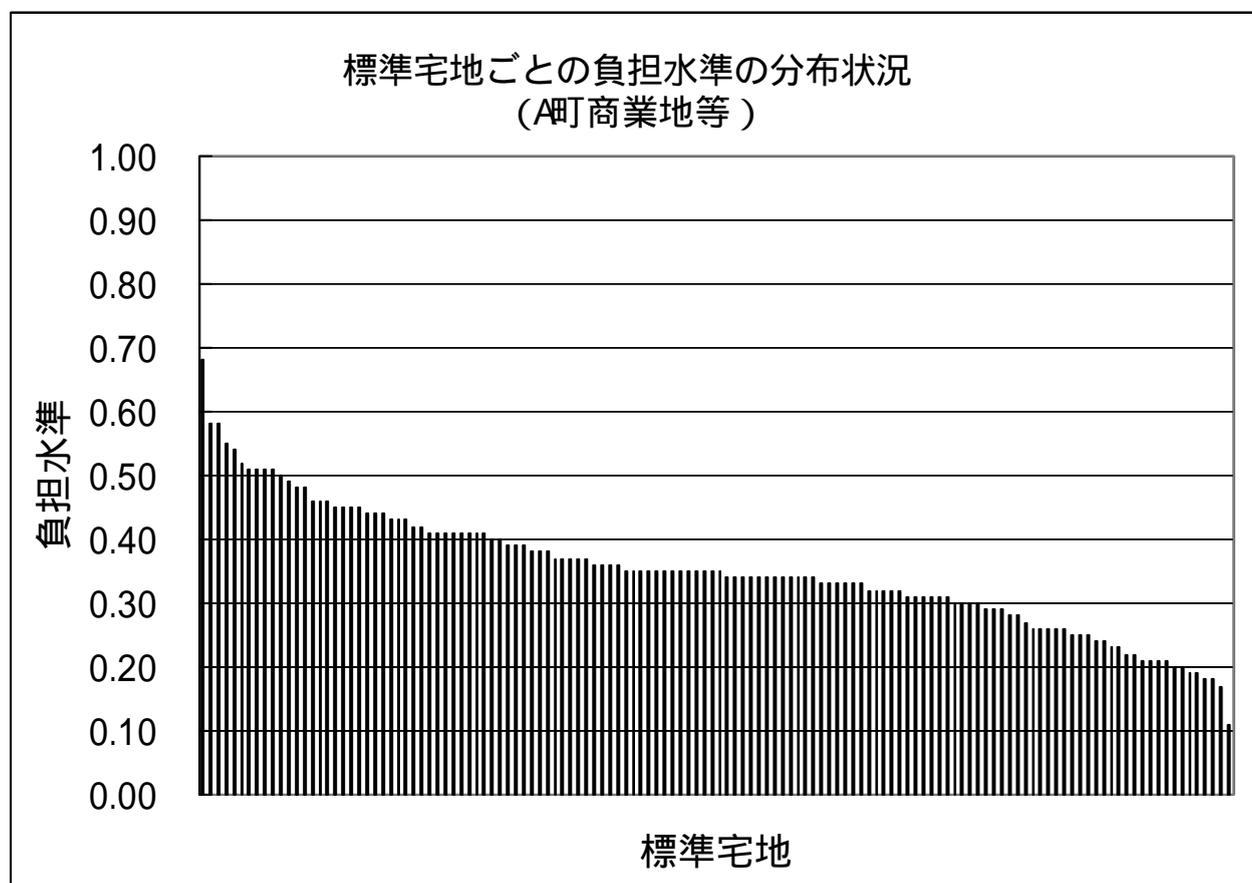
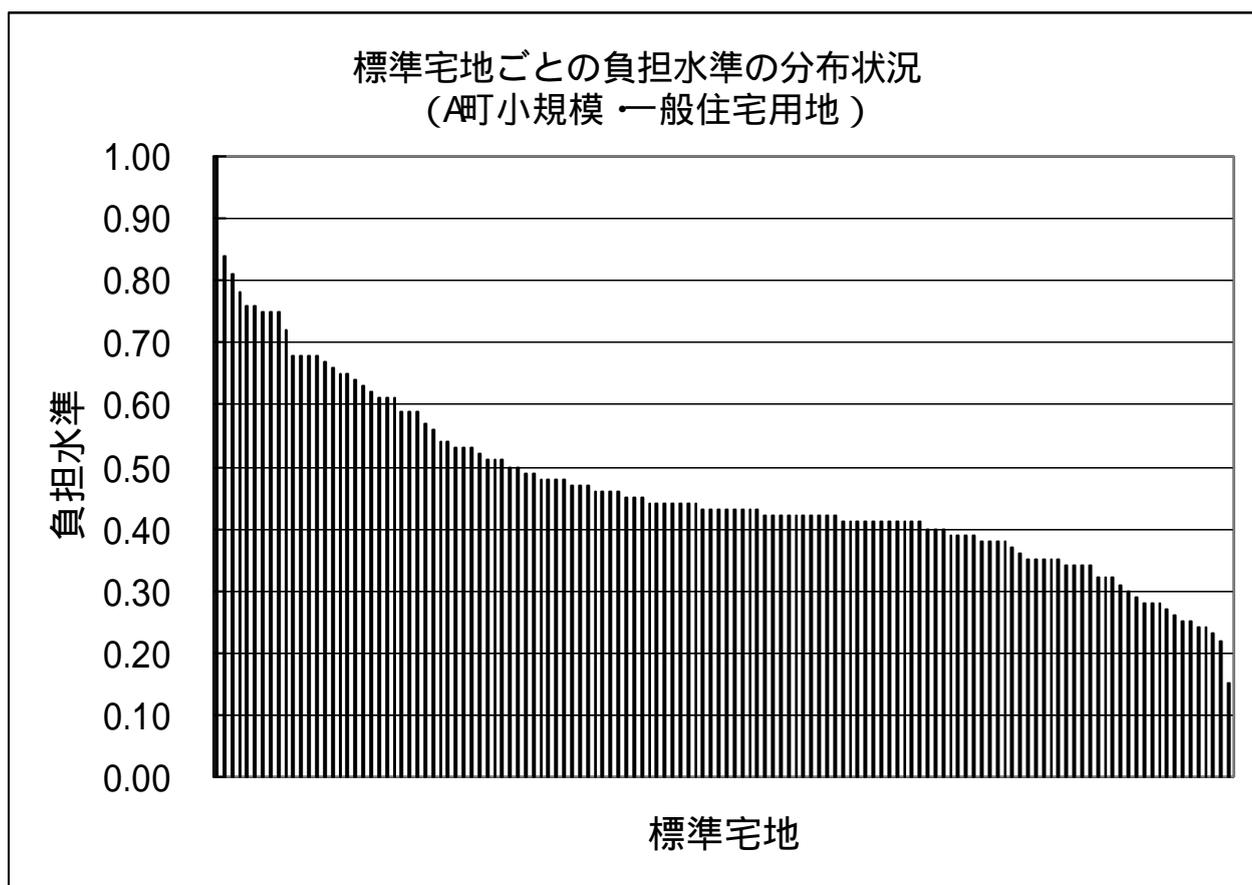
イ 各市町村は固定資産税に求める必要税収額の総額を、財政需要額から固定資産税以外の収入総額を差し引くことにより求める。

ウ 各自治体は州の評価公社から通知された評価額をベースに、各用途の資産に対してどれだけの税負担を委ねるかを決定し、必要税収額の総額をそれぞれの用途別資産に対する必要税収額として配分する。

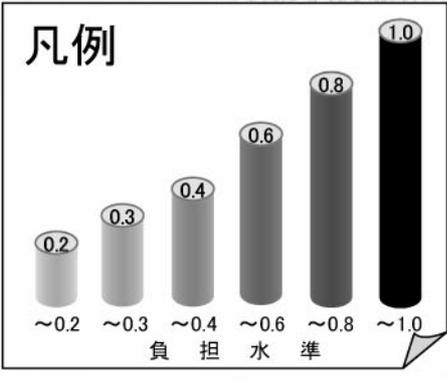
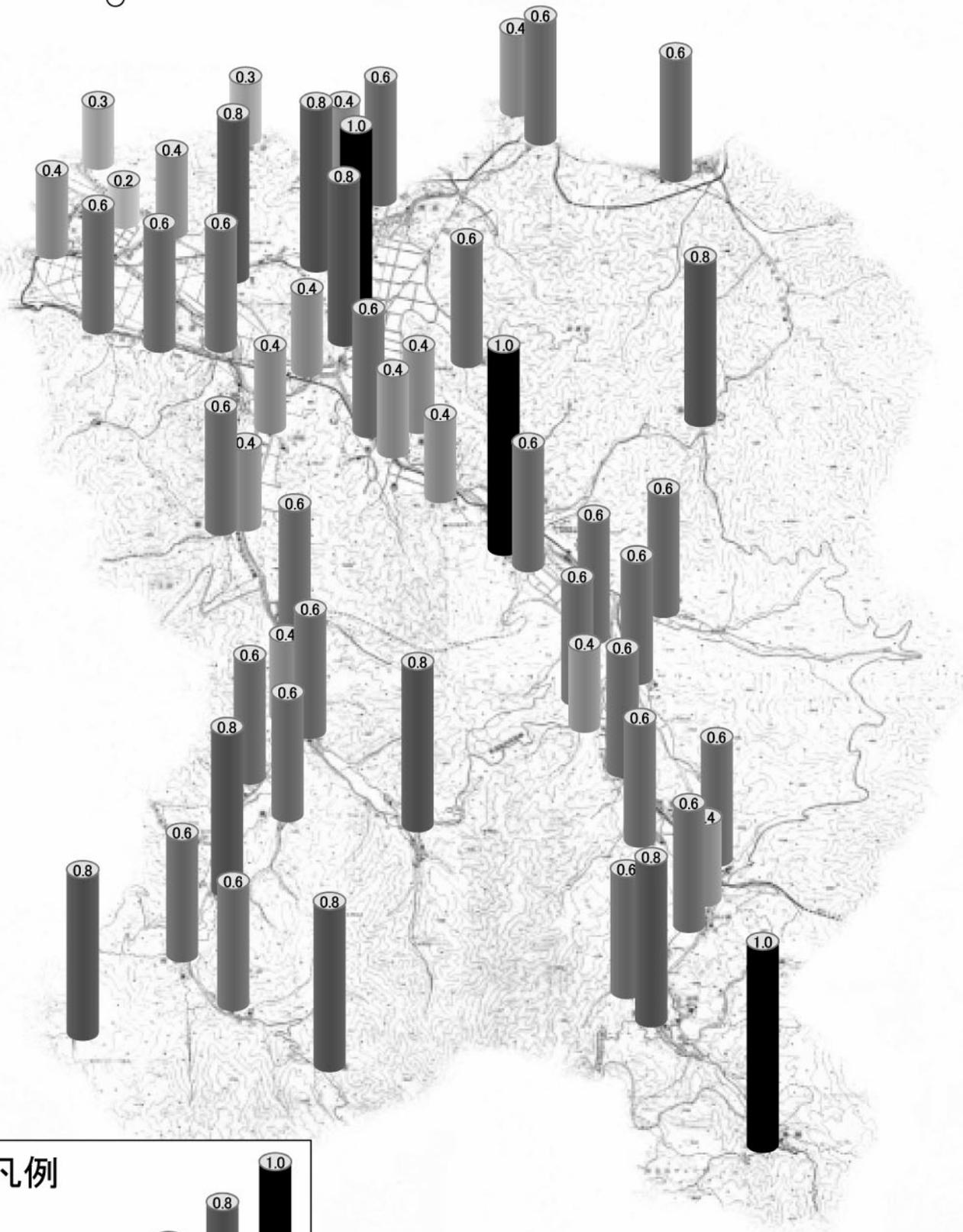
エ 市町村議会は各用途の必要税収額をそれぞれの用途の総評価額により除することにより、各用途別の税率を決定する (千分の一単位)。

オ 各市町村において税率を評価額に乗ずることにより、各納税者の税額を決定する。

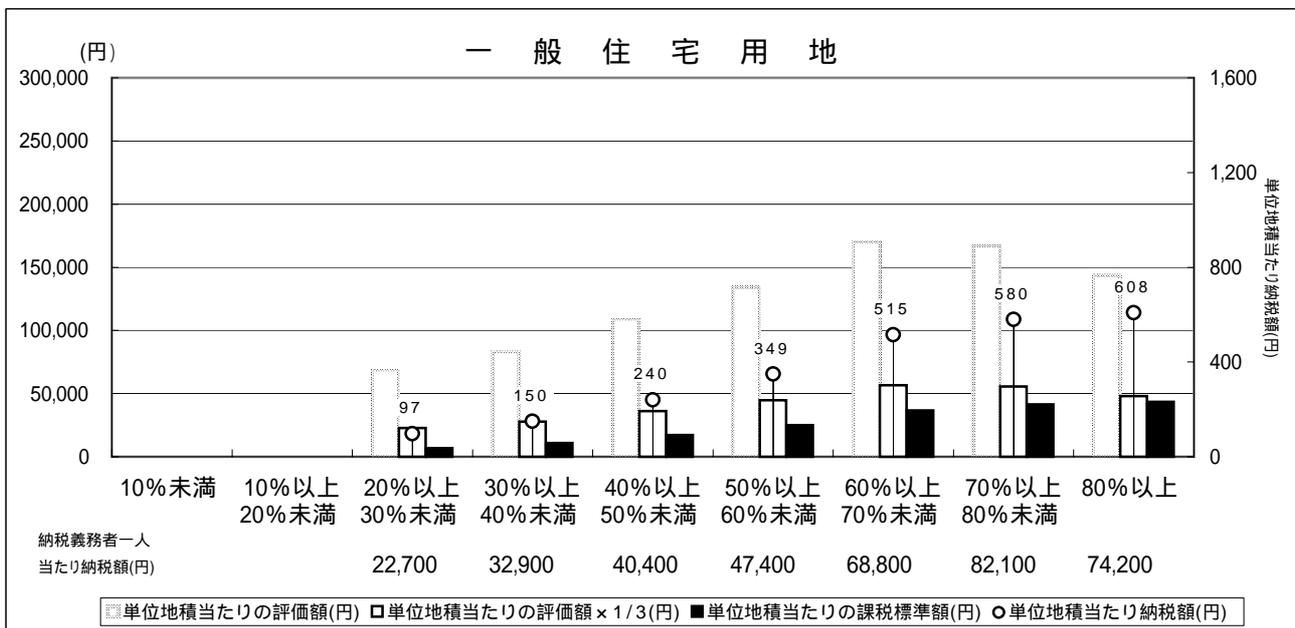
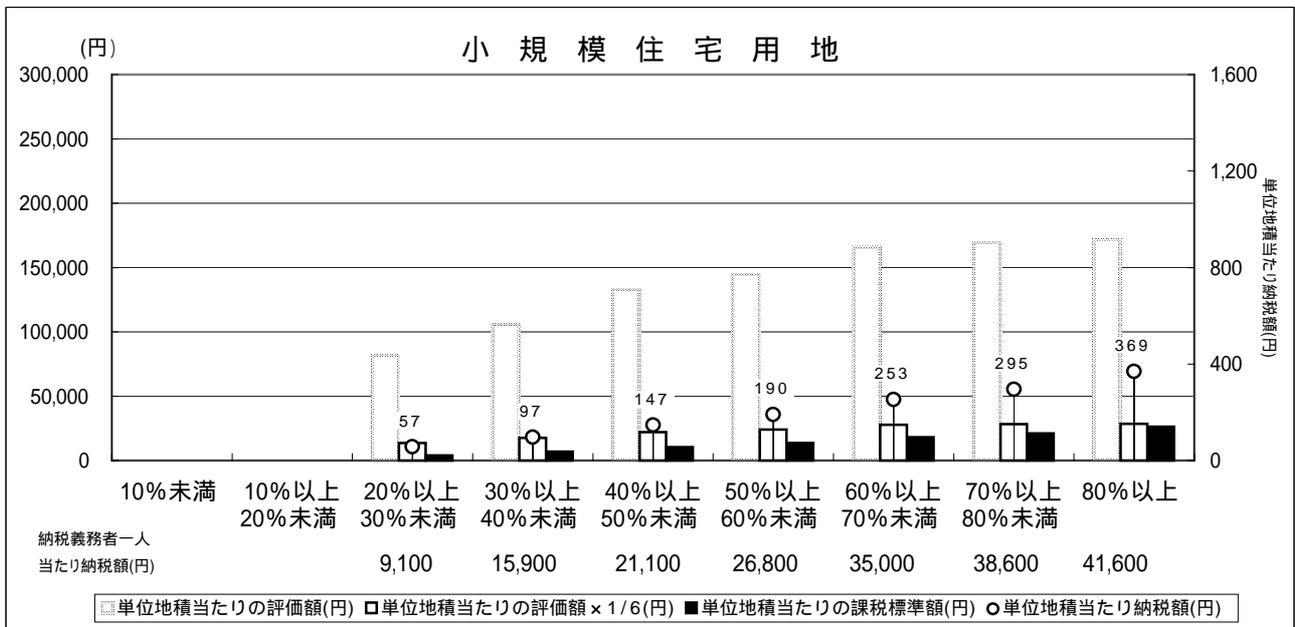
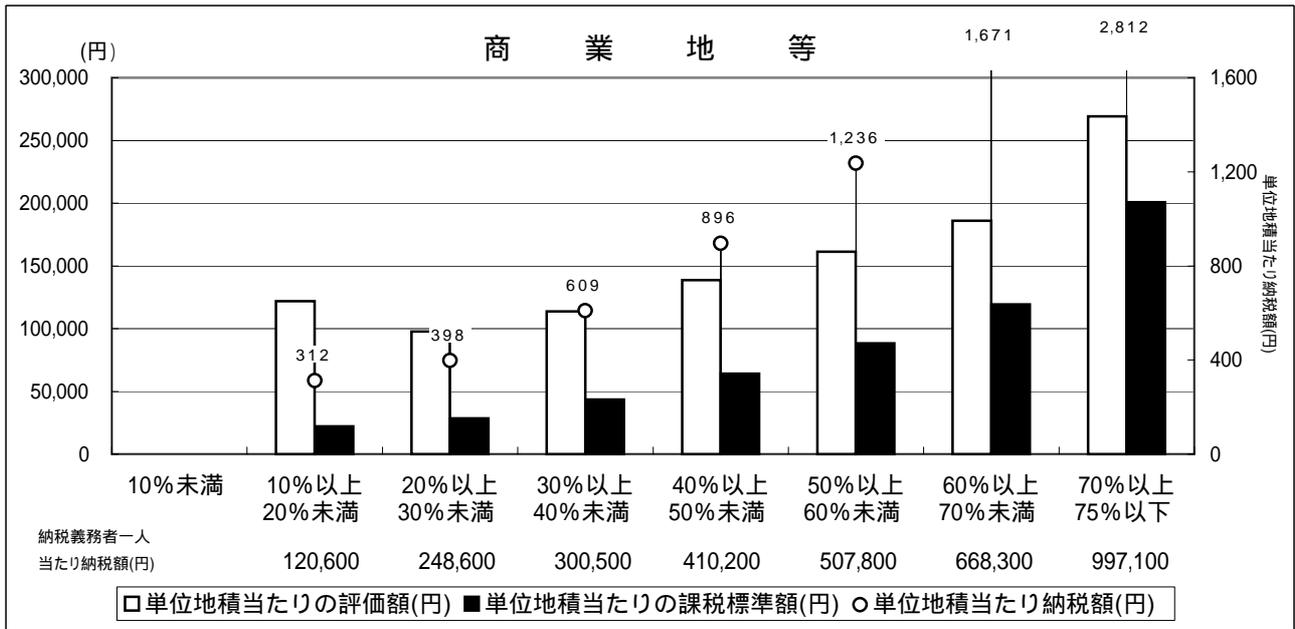
## 町における負担水準の分布の例



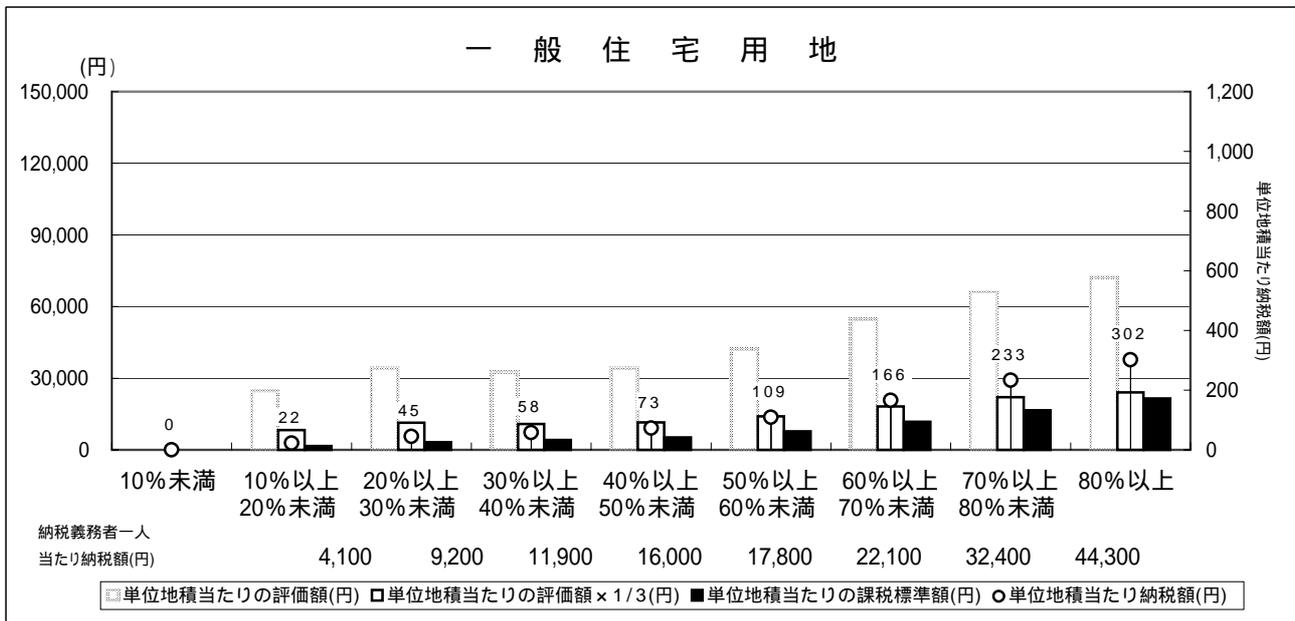
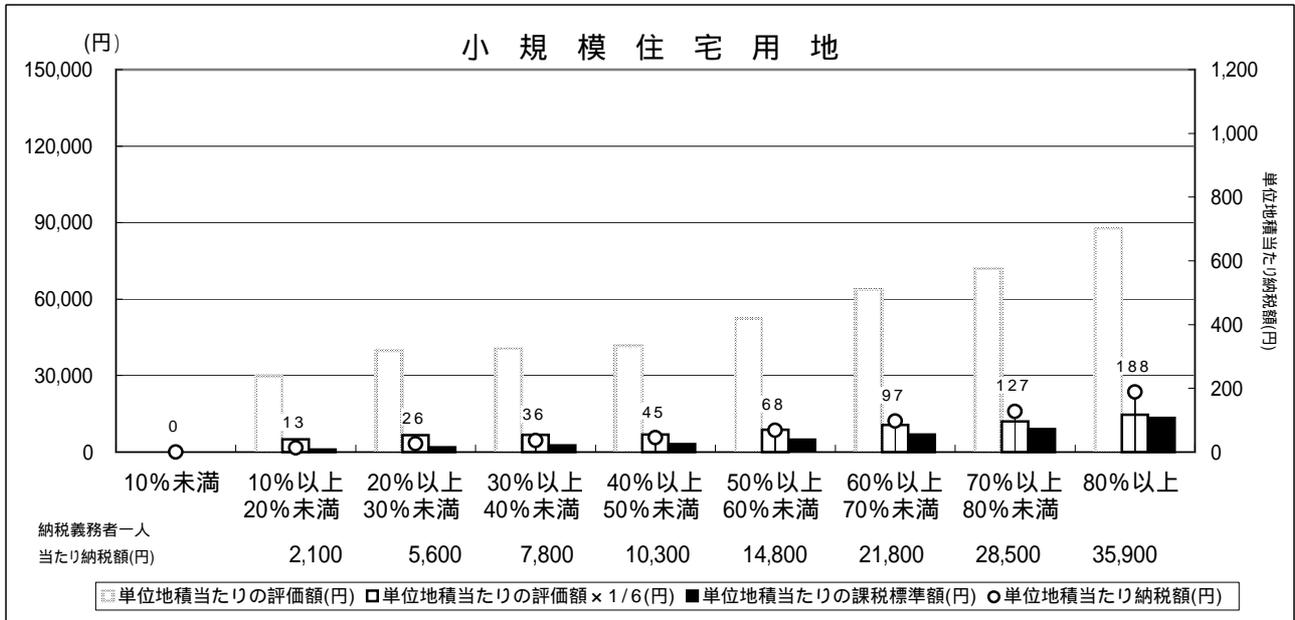
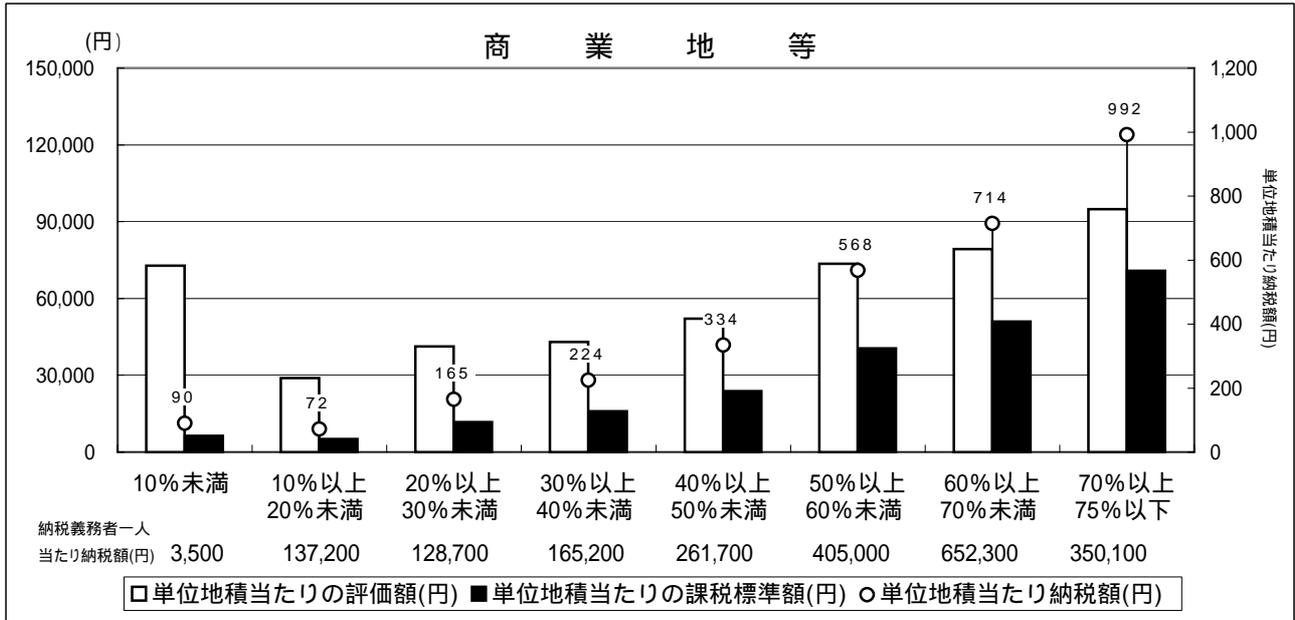
# A町住宅地における負担水準の分布状況



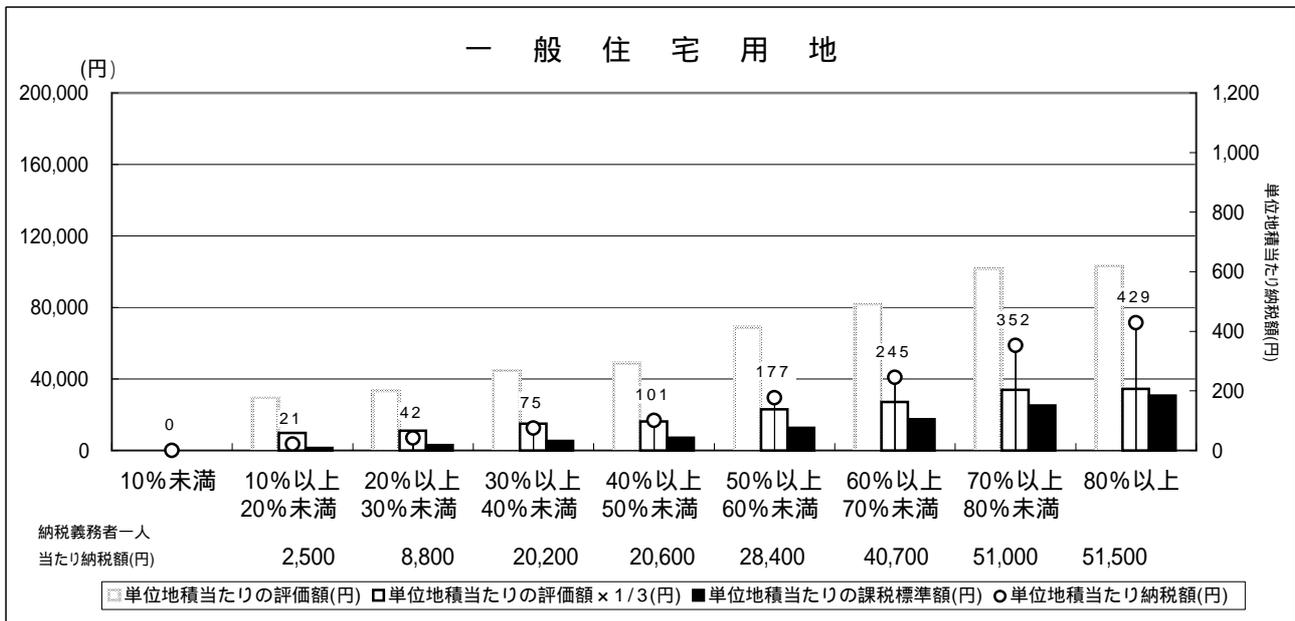
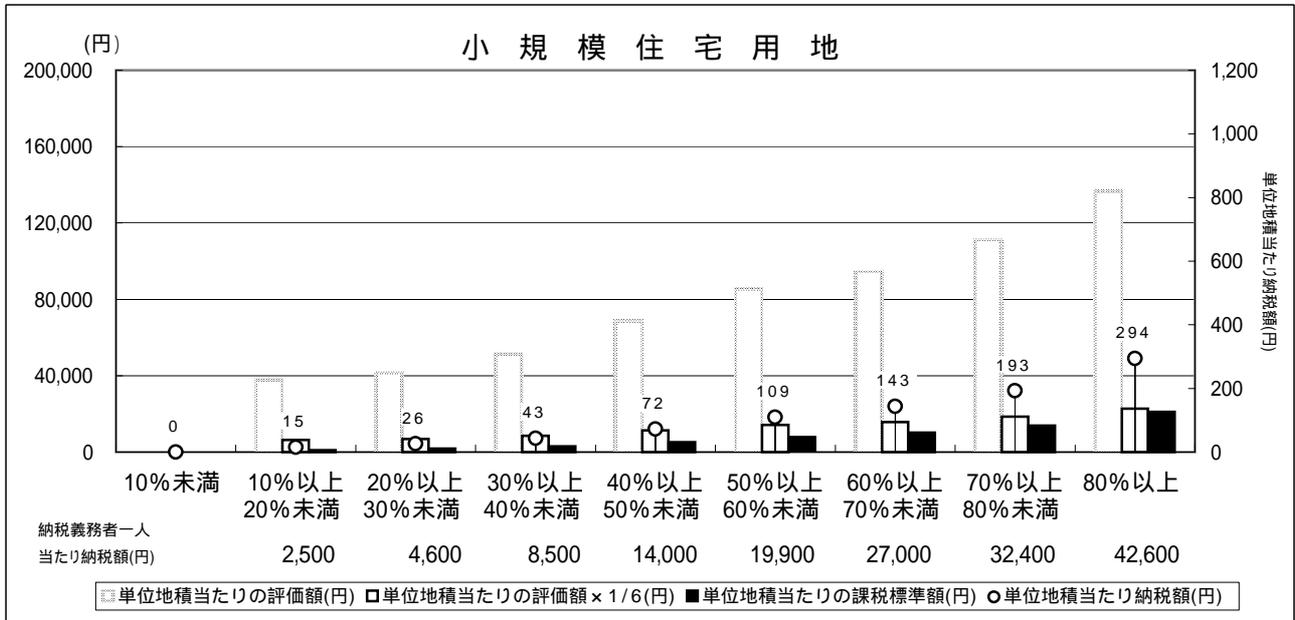
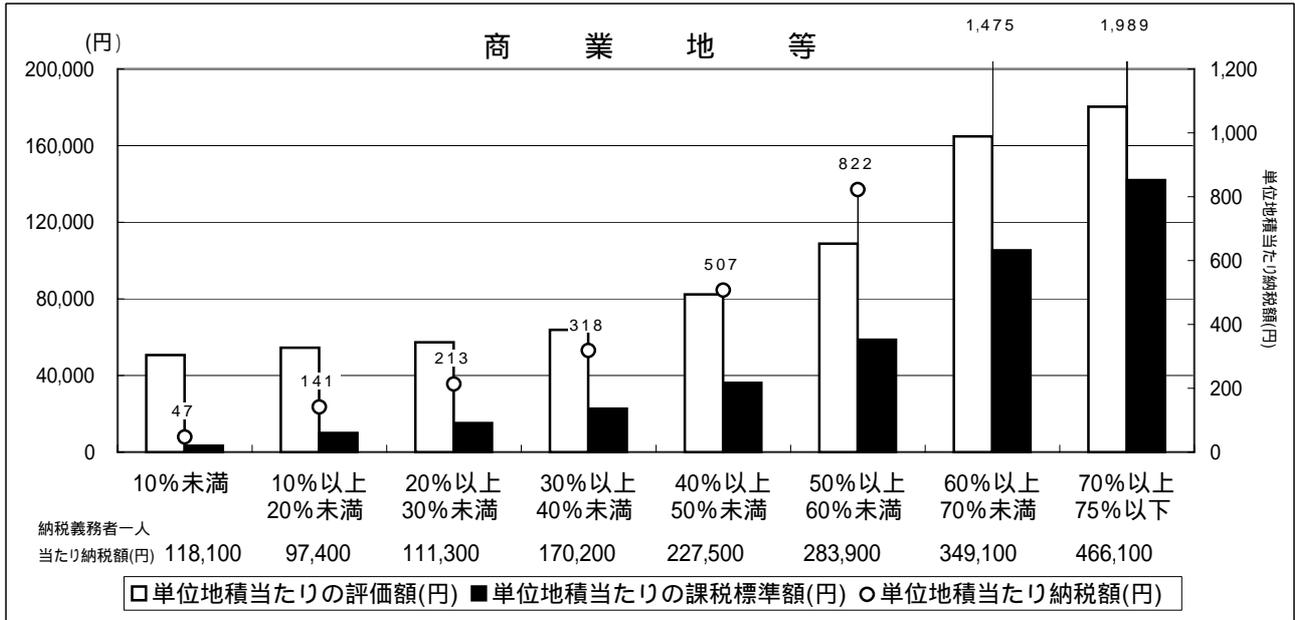
# 市町村における負担水準の分布の例(政令指定都市)



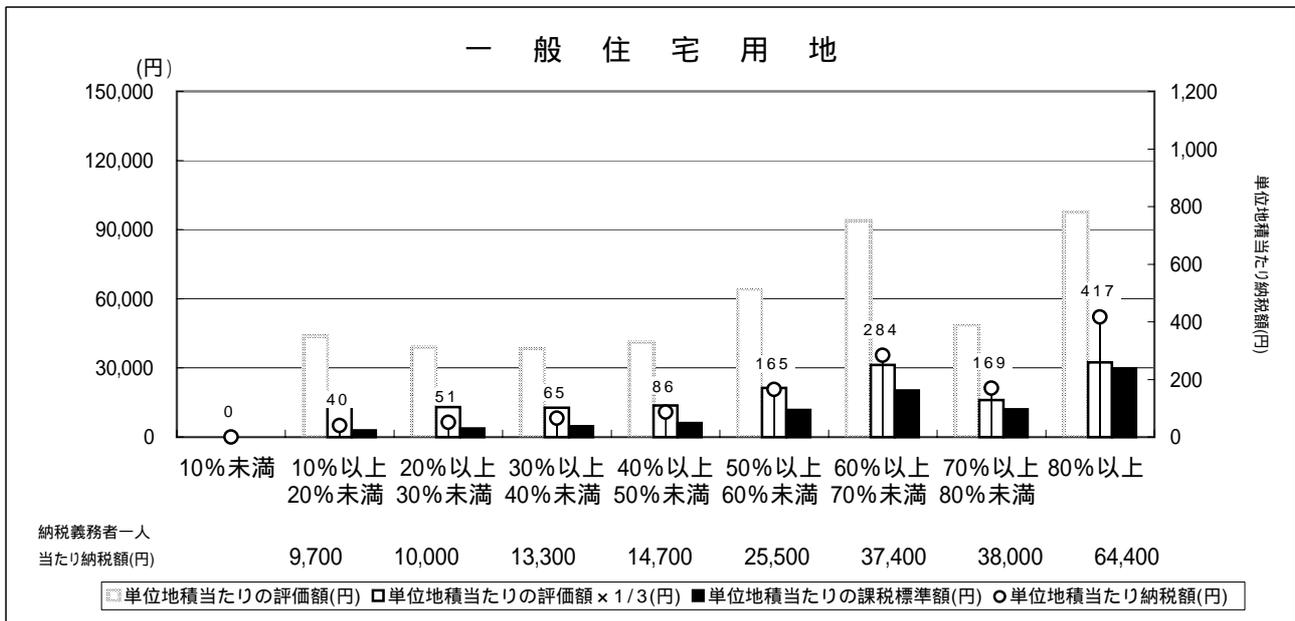
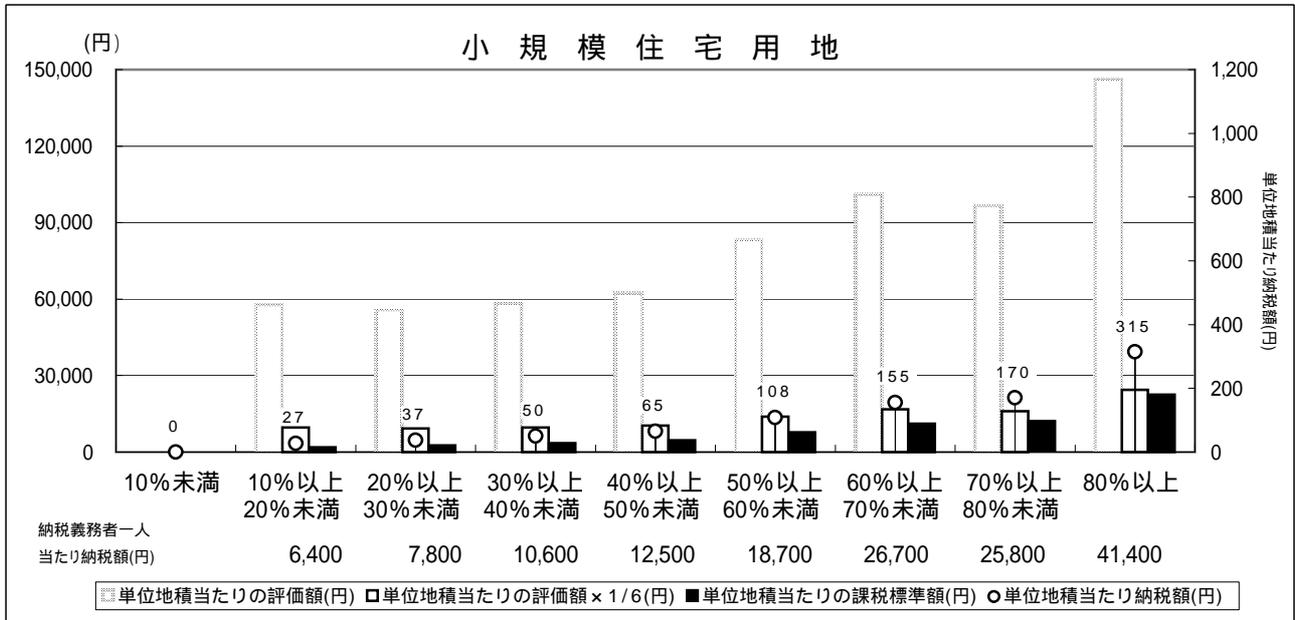
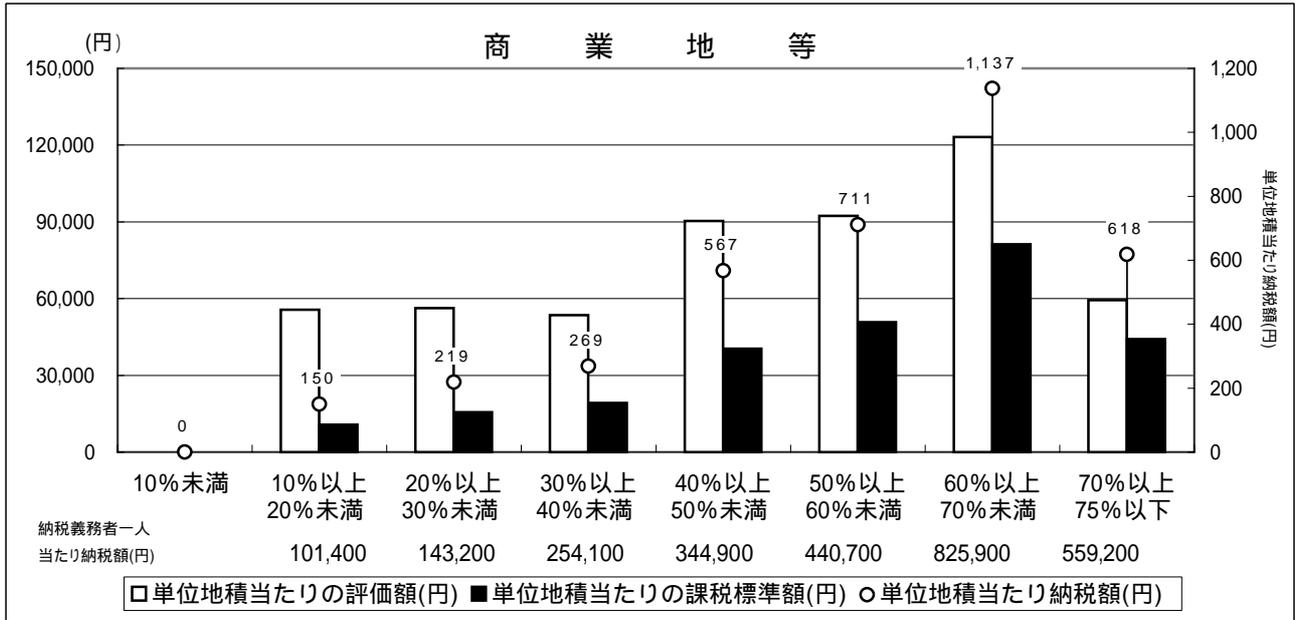
# 市町村における負担水準の分布の例(人口約60万人)



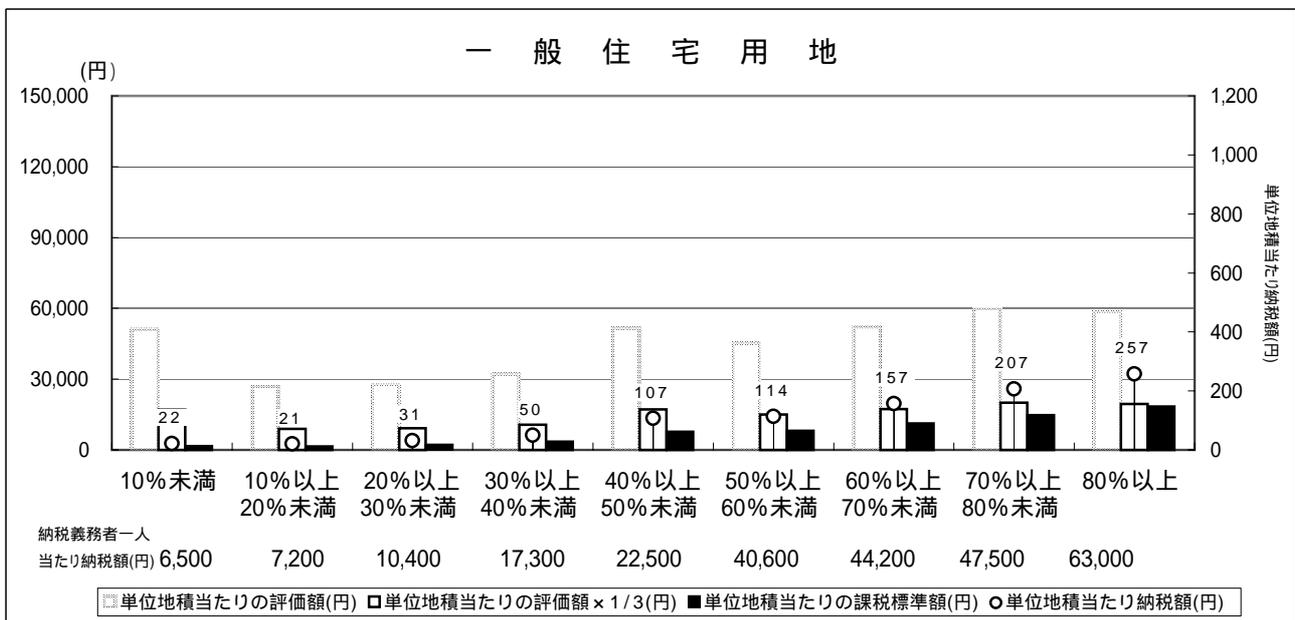
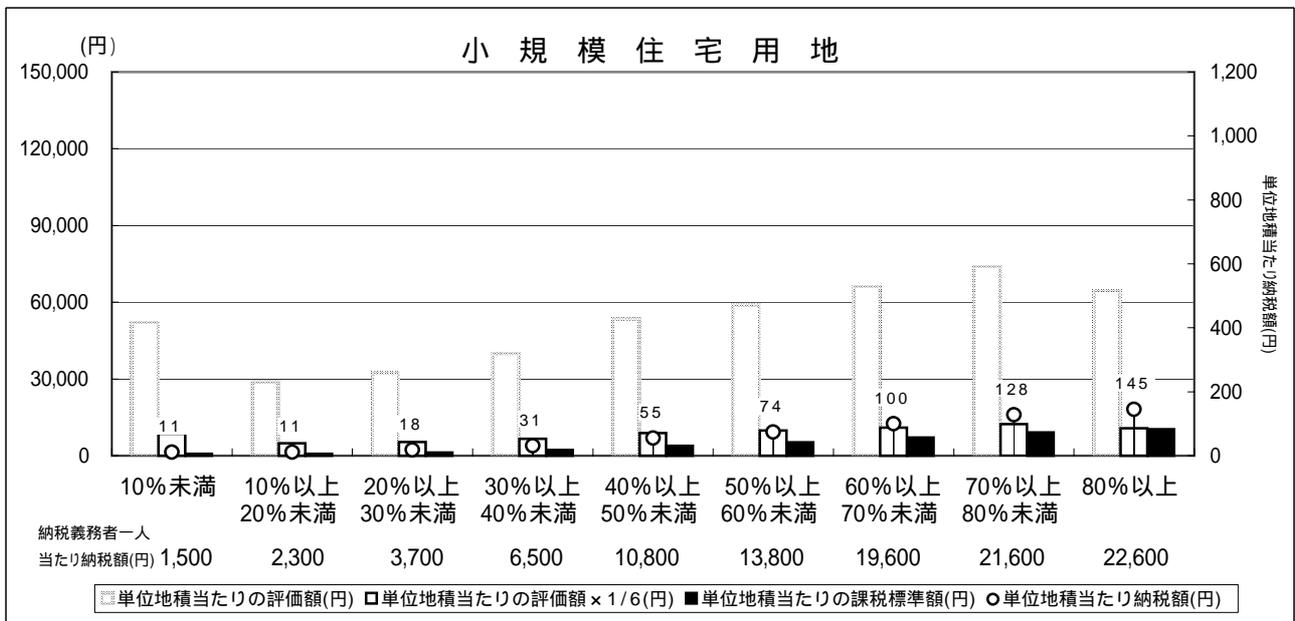
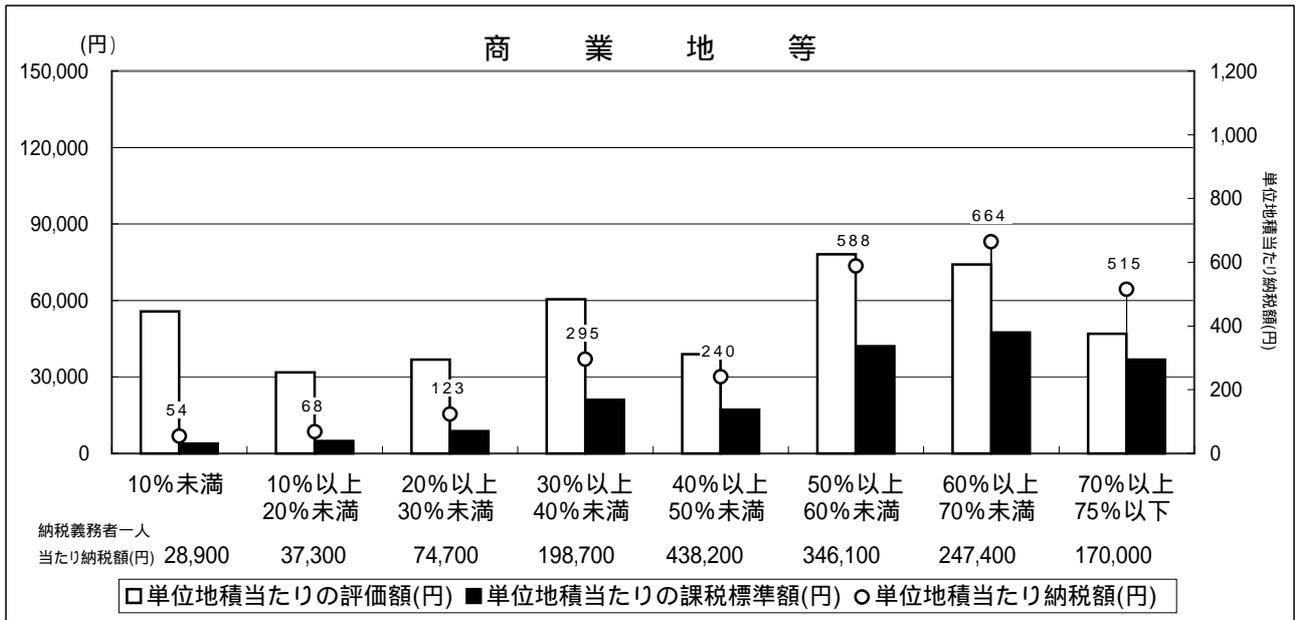
# 市町村における負担水準の分布の例(人口約25万人)



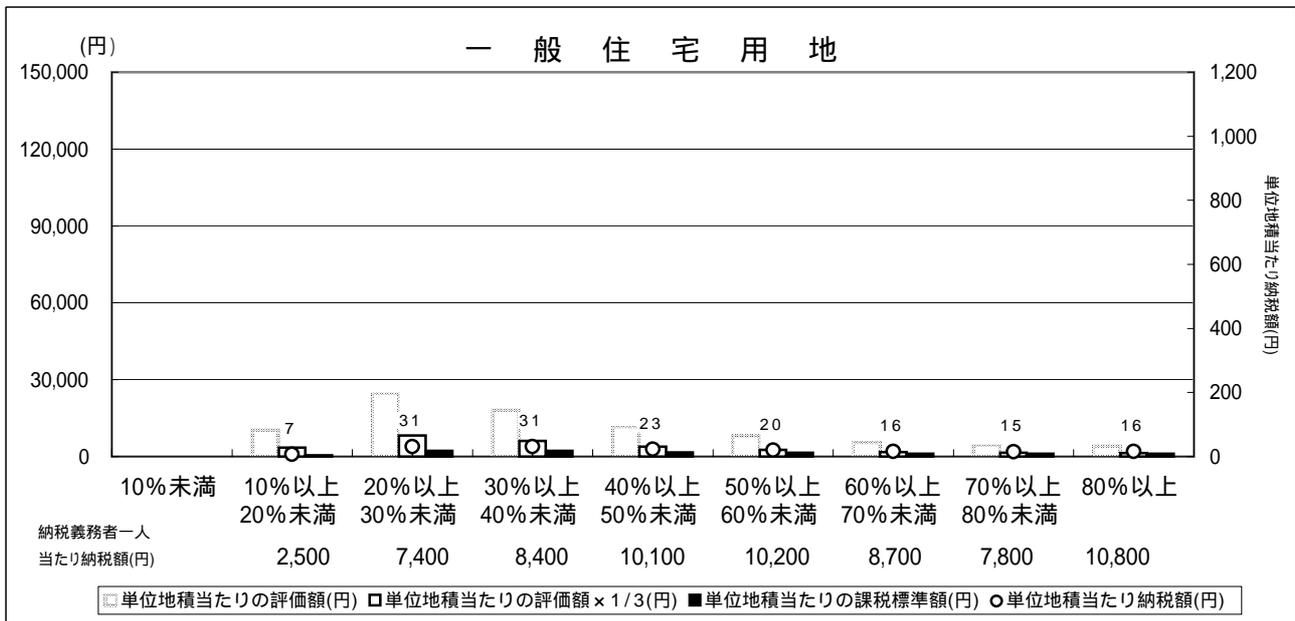
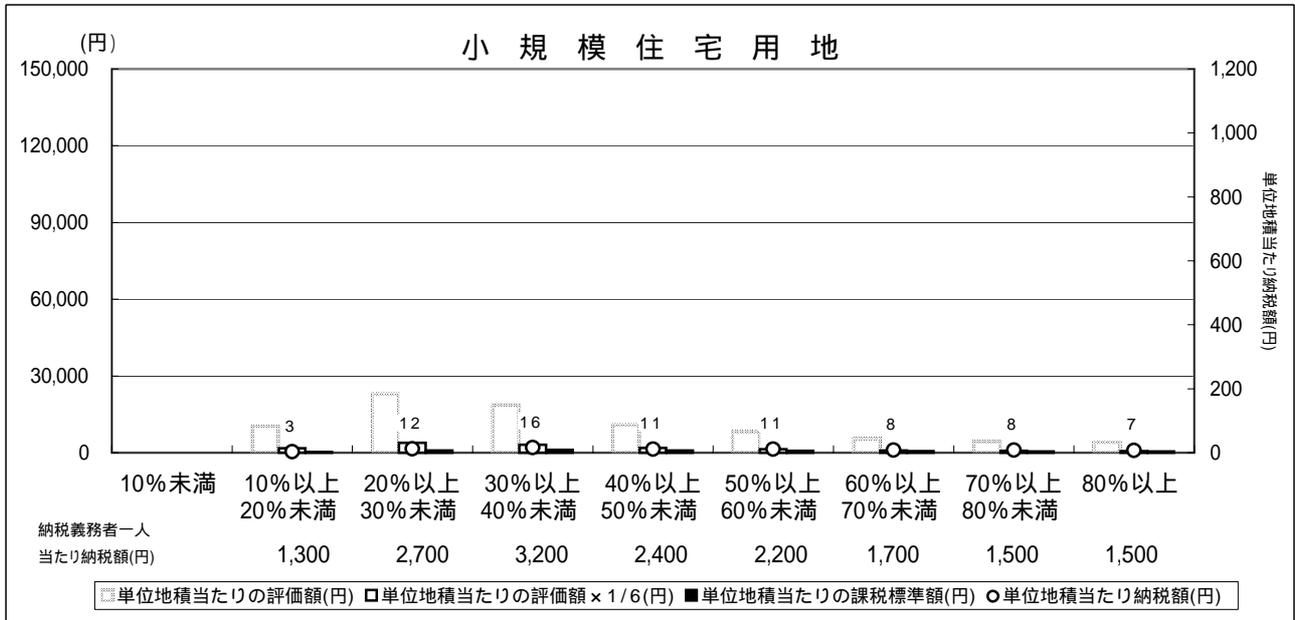
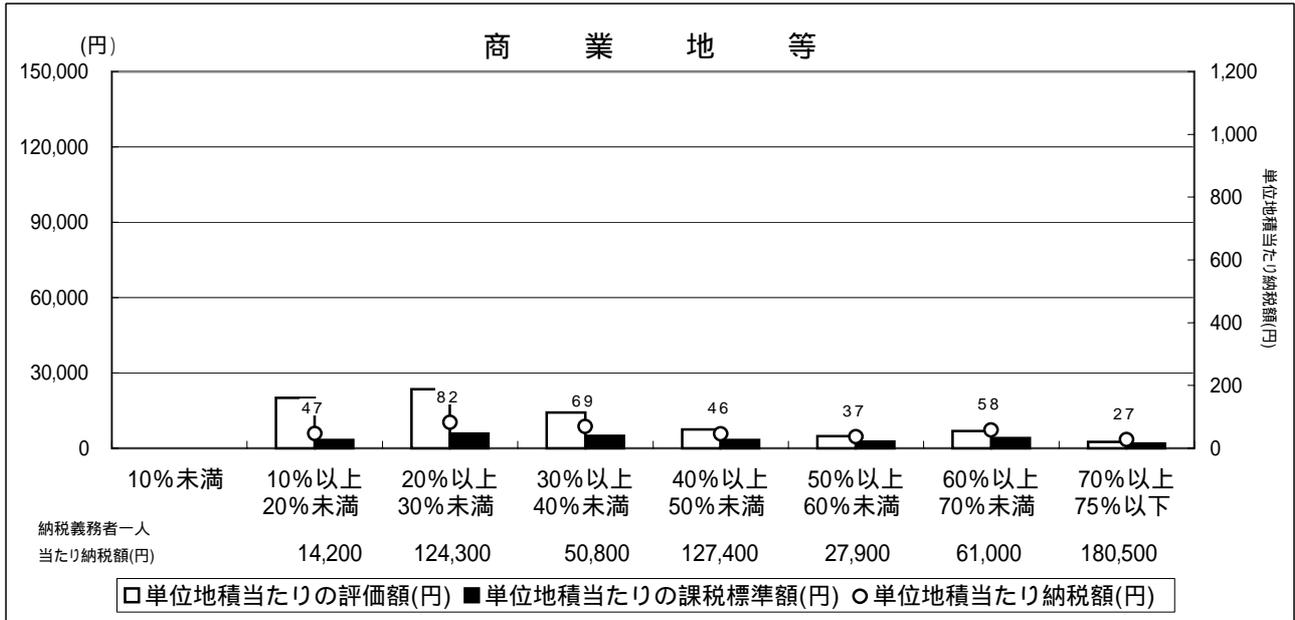
# 市町村における負担水準の分布の例(人口約15万人)



# 市町村における負担水準の分布の例(人口約2万5千人)



# 市町村における負担水準の分布の例(人口約5千人)

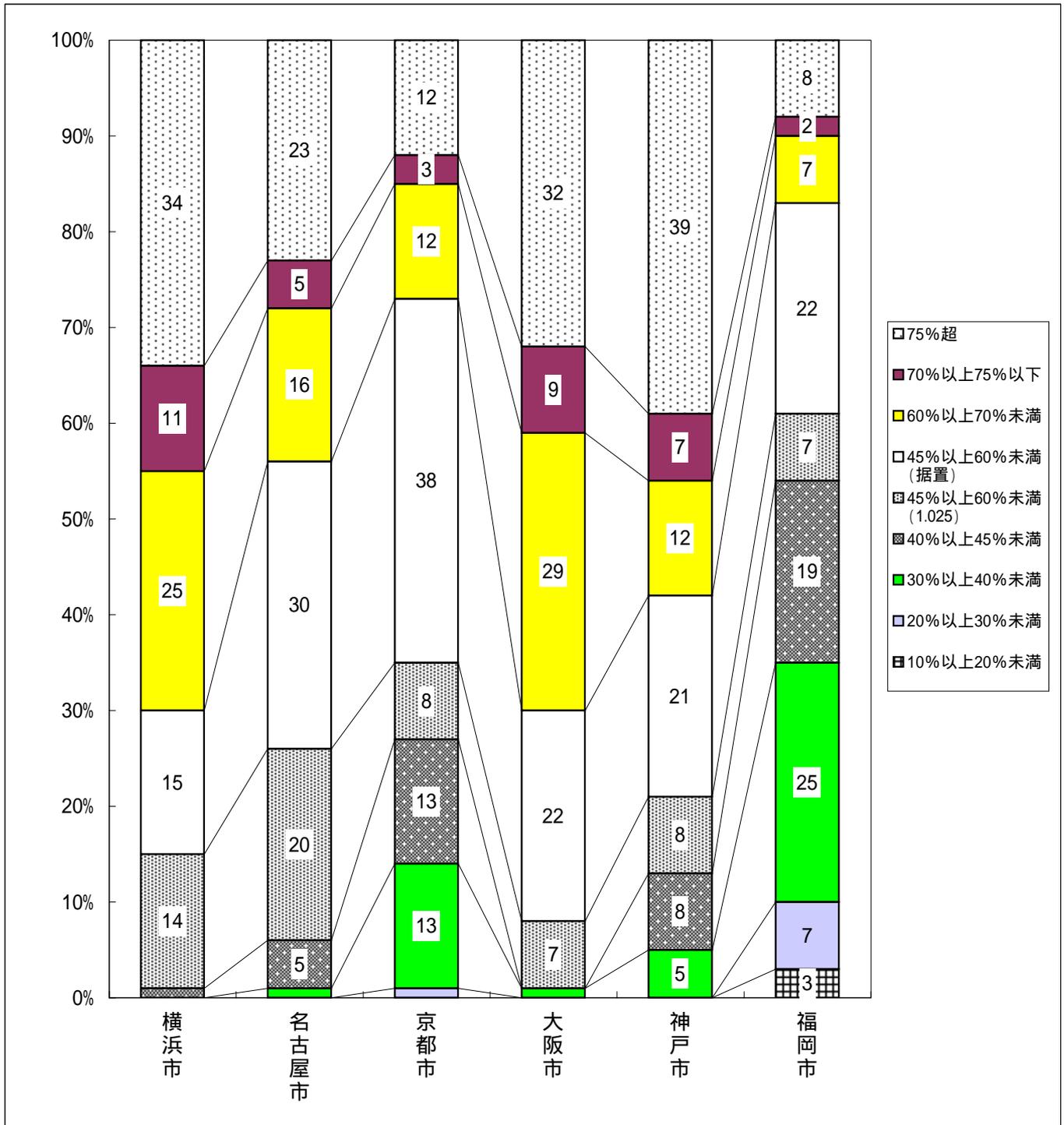


固定資産税に係る宅地の負担水準の分布に関する調査結果

団地区分(人口)	市(約600,000)	市(約150,000)	市(約50,000)	町(約25,000)	町(約15,000)	町(約15,000)	町(約10,000)	村(約5,000)	村(約5,000)
団体内の宅地の負担水準にバラツキが生じている要因	市内周辺部における大規模分譲地、産業団地、県道バイパス開通等による地価の急激な上昇の伴い負担水準が低くなっている	平成5年度までの評価水準にバラツキがあった	平成5年度までの評価水準にバラツキがあった	平成5年度までの評価水準にバラツキがあった	バイパス道路、新橋開通などに伴う大型店舗等が上りした地域において負担水準が低くなっている	以前から集落が形成され宅地の取引の少ない地域は負担水準が高くなり、宅地が造られた地区や、住宅の蓄積した高騰した地価の変動が少ない地域において負担水準が低くなっている	平成5年度までの評価水準にバラツキがあった	宅地分譲がいたるところでなされ、こうした地域は評価水準が低くなる。一方、在来集落は土地の流動、価格の変動が少なく負担水準は本則課税に近づきつつある	平成5年度までの評価水準が低く、その後、その後の負担調整率の上昇によって評価水準が低くなる
商業地等	1.7.7	1.0.9	1.2.5	3.9	2.4.2	3.6.1	1.6.0	1.4.9	2.6
負担水準が著しく低くなる要因	物流団地として宅地造成されたため評価額が上昇した	鉄道の高架に伴う駅南地区の宅地開発など、市街地の拡大に伴い、従来村落地区であった既成宅地の評価額が急激に上昇した	現外地に類似した地域で、主要道路や商業施設からも離れており、利用価値が高くないことにより過去の評価額が著しく低かった	平成5年度までの評価水準が著しく低かった	上記理由による	土地取引の多い地域で、地価が高騰により評価額が上昇した	隣接市との境界付近に大規模商業施設が建設され、市と評価水準を合わせる中で評価額が著しく上がった	宅地分譲地のため評価額が上昇した	上記理由による
小規模住宅用地	2.4.1	1.1.9	1.5.7	1.3.6	3.3.3	4.7.7	3.2.0	1.2.8	3.1
負担水準が著しく低い例	山間部に散在する住宅用地で平成5年度までの評価水準が低かった	上記と同様	上記と同様	上記と同様	上記と同様	平成5年度までの評価水準が著しく低かった	昭和の時代に当該宅地の周りに住宅が少なく、評価水準が他に比べて低かった	宅地分譲地	上記と同様
一般住宅用地	2.3.8	1.3.0	1.5.7	1.3.1	3.4.6	4.6.2	3.2.0	1.2.8	3.1
負担水準が著しく低くなる要因	上記と同様	上記と同様	同一地	上記と同様	上記と同様	同一地	同一地	同一地	同一地
納税者は負担水準にバラツキのあることを承知しているのか	承知していないと思う	承知していないと思う	承知していないと思う	承知していないと思う	不明	大半の納税者は負担水準そのものを知らないと思う	承知していないと思う	承知していない	承知していない
負担水準の均衡化を推進していることについてのPR	特にPRしていない	・公報に掲載 ・課税明細書、納税通知書にパンフレットを同封	納税通知書にチラシを同封	特にPRしていない	来庁、問い合わせの際の説明	特にPRしていない	特にPRしていない	・家屋評価時に説明 ・インターネットのホームページに掲載	特にPRしていない
負担水準のバラツキに関する苦情	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない	ない

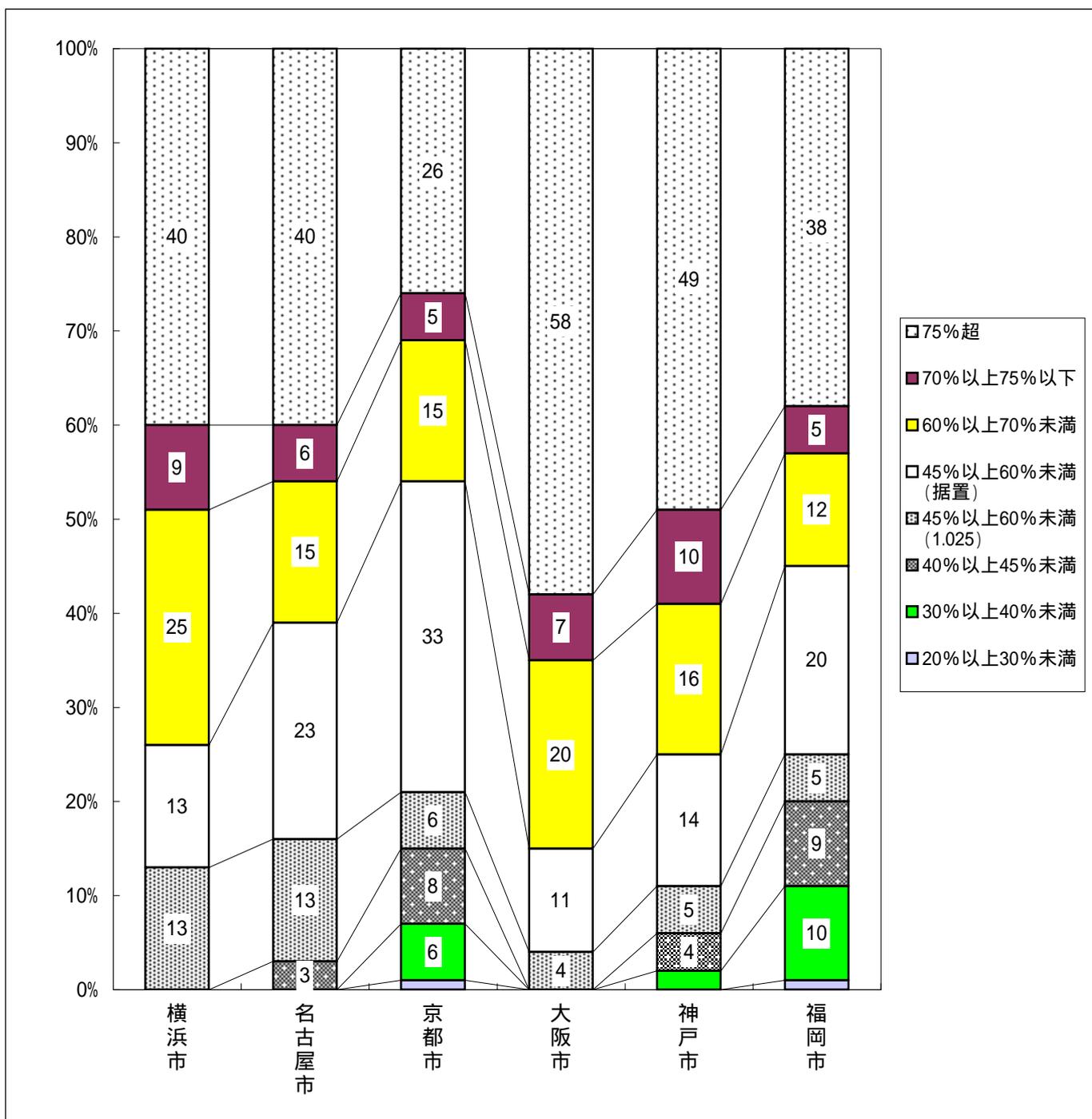
商業地等負担水準別構成割合<地積ベース> (平成13年度見込み)

	負担調整率	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
75%超	引下げ	34	23	12	32	39	8
70%以上75%以下	据置	11	5	3	9	7	2
60%以上70%未満	据置	25	16	12	29	12	7
45%以上60%未満	据置	15	30	38	22	21	22
45%以上60%未満	1.025	14	20	8	7	8	7
40%以上45%未満	1.025	1	5	13	0	8	19
30%以上40%未満	1.05	0	1	13	1	5	25
20%以上30%未満	1.075	0	0	1	0	0	7
10%以上20%未満	1.1	0	0	0	0	0	3
10%未満	1.15	0	0	0	0	0	0



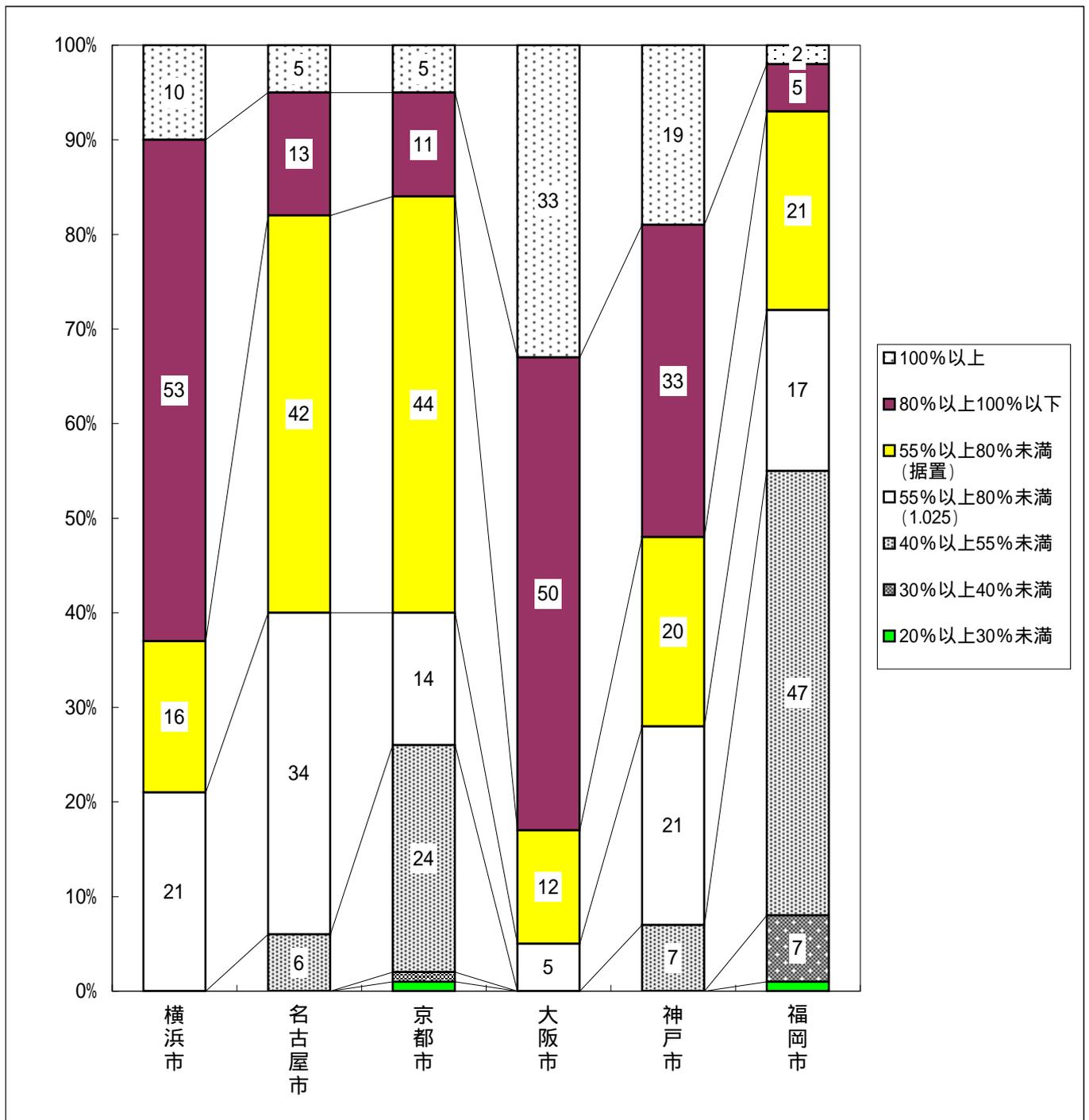
## 商業地等負担水準別構成割合 < 課税標準額ベース > (平成13年度見込み)

	負担調整率	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
75%超	引下げ	40	40	26	58	49	38
70%以上75%以下	据置	9	6	5	7	10	5
60%以上70%未満	据置	25	14	15	20	16	12
45%以上60%未満	据置	13	23	33	11	14	20
45%以上60%未満	1.025	13	13	6	4	5	5
40%以上45%未満	1.025	0	3	8	0	4	9
30%以上40%未満	1.05	0	0	6	0	2	10
20%以上30%未満	1.075	0	0	1	0	0	1
10%以上20%未満	1.1	0	0	0	0	0	0
10%未満	1.15	0	0	0	0	0	0



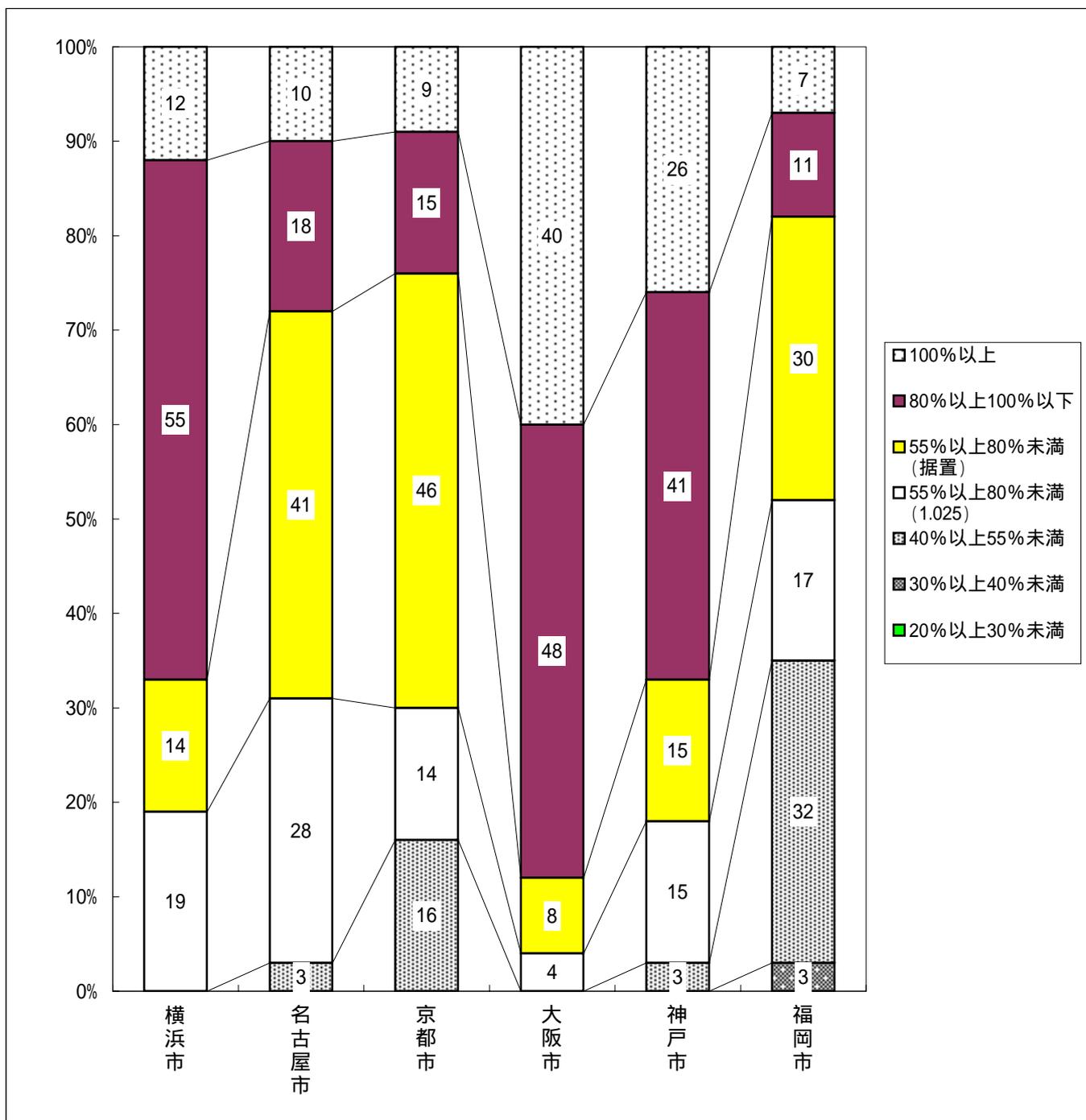
### 小規模住宅用地負担水準別構成割合 < 地積ベース > (平成13年度見込み)

	負担調整率	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
100%以上	引下げ	10	5	5	33	19	2
80%以上100%以下	据置	53	13	11	50	33	5
55%以上80%未満	据置	16	42	44	12	20	21
55%以上80%未満	1.025	21	34	14	5	21	17
40%以上55%未満	1.025	0	6	24	0	7	47
30%以上40%未満	1.05	0	0	1	0	0	7
20%以上30%未満	1.075	0	0	1	0	0	1
10%以上20%未満	1.1	0	0	0	0	0	0
10%未満	1.15	0	0	0	0	0	0



### 小規模住宅用地負担水準別構成割合 < 課税標準額ベース > (平成13年度見込み)

	負担調整率	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
100%以上	引下げ	12	10	9	40	26	7
80%以上100%以下	据置	55	18	15	48	41	11
55%以上80%未満	据置	14	41	46	8	15	30
55%以上80%未満	1.025	19	28	14	4	15	17
40%以上55%未満	1.025	0	3	16	0	3	32
30%以上40%未満	1.05	0	0	0	0	0	3
20%以上30%未満	1.075	0	0	0	0	0	0
10%以上20%未満	1.1	0	0	0	0	0	0
10%未満	1.15	0	0	0	0	0	0



## 標準税率の趣旨

地方税法

(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(用語)

第一条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上の特別の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

### 地方税法総則逐条解説

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要がある場合にはこれによることを要しない税率である（一項五号）。

地方団体の行政運営を保障するため地方団体に交付される地方交付税においては、この標準税率が基準財政収入額の算定の基礎として用いられる（地方交付税法一四条）。したがって、地方団体は、標準税率によって課税していれば、標準的な行政を行える法律上の建て前になっている。しかし、地方団体は、財政上、税収入を多くする方向において特別の必要がある場合（財源が不足する場合）には、制限税率のある税についてはその範囲内で、これを超える税率を定めることができる。また、財政上、税収入を少なくする方向において特別の必要がある場合（財源に余裕がある場合）には、これを下廻る税率を定めることができる。なお、これを下廻る税率を定める場合には、地方財政法第五条第一項第五号の規定により、学校その他の文教施設、消防施設、道路、河川、港湾等の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とするための地方債を起すことができなくなる。なお、地方団体の財政上の特別の必要から、標準税率によらないこととする場合の税率の上げ下げについては、二以上の税目を通じて同一方向にすべきものと認められる。したがって、一の地方団体において、たとえば、住民税について標準税率を下廻る税率を定め、他方、固定資産税については標準税率を超える税率を定めるといようなことは違法と解すべきであろう（行政実例2参照）。また、財政上の特別の必要がある場合において標準税率と異なる税率を設けようとするときの税率は、地方税法で定めている税率と同様の税率構造（たとえば、比例税率）による税率によらなければならない。

税率は、課税標準に対する納めるべき税額の割合であって、通常は、課税標準の一定単位に対する割合（％）として定められ、住民の租税負担と地方団体の租税収入を調整する機能を有する。地方自治の本旨からいえば、地方税をどれだけ課するかについては、その地方団体の行政の内容と住民の意思とに委ねられるべきであろうが、税目によっては、国民の租税負担の公平や国家の経済施策等の観点からある程度の規制を加える必要もある。

## 逐条問答 地方税法総則入門

標準税率は、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とされる。

したがって、超過課税をして収入が増加した分については、基準財政収入額の算定上は考慮されない点に注意しなければならない。

地方交付税は、標準的な地方団体が標準的な行政を執行していくのに必要な経費を「基準財政需要額」として、標準的団体の収入を「基準財政収入額」としてそれぞれ算定し、前者が後者を上回る場合にその差額分を、地方交付税交付金として各団体に交付する仕組みである。すなわち、

$$〔地方交付税の額〕 = 〔基準財政需要額〕 - 〔基準財政収入額〕$$

によって計算されるのである。

このことは、標準税率で課税してさえいれば、通常の行政を行うのに不足する財源は地方交付税交付金として補填されるので、財源が不足するという事態は、制度上存在しないことを示している。逆にいえば、「財政上の特別の必要」も、その地方団体が基準財政需要額に算入されていない特殊な行政を行う場合以外には発生しないということである。したがって、基準財政需要額に算入されている人件費等の経常経費の赤字を補填する目的で超過課税を行うということは許されないのである。基準財政需要額に算入されていない「先取り行政」とか、地方交付税制度の全国的画一性の故に基準財政需要額に算入され得ない特別な地方的行政のために財源が必要となるときに限り、「財政上の特別の必要」があると考えられるのである。

また、ある時点において基準財政需要額に算入されていないとしても、未来永久にその状態が続くものでもなく、交付税制度の改善も予想されるので、超過課税を実施する場合であっても、その期限を付さないで行うことは妥当性を欠くこととなる。

### 平成8年度 報告書抜粋

標準税率は、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率であり、財政上の特別の必要がある場合には、これによらないことも可能である。しかし、標準税率は、単なるガイドラインではなく、国・地方間の適正な税源配分、国民の税負担の水準等を総合的に勘案して定められており、地方交付税に係る基準財政収入額の算定の基礎として用いられる税率であることを考えると、財政上の特別の事情が存しない限り、標準税率によって課税が行われるべきものである。

### 平成11年度 報告書抜粋

## 第2 将来的な固定資産税のあり方について

### 1 税率のあり方について

#### 標準税率制度

標準税率は、市町村の提供する行政サービスについて、標準的な水準を維持するた

めに必要な住民の標準的な税負担の水準を示すものとして「通常よるべき税率」と地方税法上規定されているものであり、自治大臣が地方交付税の額を定める場合に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率である（地方税法第1条第1項第5号）。

そして、従前は解釈上、「できるかぎり標準税率によることが望ましい」とされている。

「地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）」

#### 第一章 第一節 三 税率

(1) 税率については一定税率を法定するもの、標準税率とともに最高限度をも法定するもの、標準税率を定めるにとどめるものの三者に区分されているが、標準税率（税源税率を併せて定めるものを含む。）を規定する税目について税率を定める場合においては、住民負担の実情にもかんがみ、特に施設を充実する場合等を除いては、できる限り標準税率によることが望ましいものであること。

固定資産税については、法律上標準税率を採用しているが、これは、住民の税負担の均衡と地方公共団体の標準的な行政運営を保障するため、地方交付税制度と一体として採られているものであるとされている。

なお、地方税法上は、地方団体は財政上の特別の必要がある場合には、標準税率を超える税率を（制限税率がある場合はその範囲内で）、財政上の余裕がある場合には、標準税率を下回る税率を定めることができる。

また、標準税率を下回る税率で課税したことが、地方団体として確保すべき収入の徴収等を怠ったと認められるものであるときには、地方交付税の額を減額し、又はすでに交付した交付税の一部の返還を命ぜられることがあるとされている（地方財政法第26条）。

### 標準税率に関する過去の委員会における委員の発言

#### 金子委員長

標準税率を一定の幅で規定して、例えば、その幅の中で税率が低くなるにしたがって交付税を逡減させるとか、交付税で工夫するという方法があるのではないか。

（平成11年度 第5回）

#### 神野委員

標準税率を正当化する根拠は、交付税しかないと思う。

交付税を算定するためにはどうしても標準税率が必要であり、あくまで交付税との関係で考慮すればいい話ではないかと考える。

その意味で、「通常よるべき税率」をやめて「交付税を算定する税率」とすべきである。

これからは地方公共団体の公共サービスを画一的ではなくて多様化させていくということを前提にすれば、当然、税率の多様化というのは認めていいのではないかと考える。ただし、標準税率だけは残して、ミニマムを保障するときに使うべきである。

（平成11年度 第5回）

## 起債制限制度の改正について

地方分権一括法による地方財政法の改正（平成11年）前（地財法第5条の4第4項）

公共施設等の整備のための財源とする場合の地方債の発行については、普通税の税率が地方税法に定める標準税率以上である地方公共団体に限りその発行ができる。

### 【趣旨】

公共施設等の建設事業費については一般財源で賄うことが原則であること、地方債は後年度にその償還を最終的には税によって行うこととなるものであることを踏まえて、地方債に財源を求めてこれらの事業に係る費用を賄おうとする場合には、その前提として、現時点において通常に確保すべき財源を確保していることが、財政の健全性の確保や世代間の負担の公平の確保の見地から必要。

地方分権一括法による地方財政法の改正後（地財法第5条の4第4項）

公共施設等の整備のための財源とする場合の地方債の発行については、普通税の税率のいずれかが地方税法に定める標準税率未満である地方公共団体にあっては、その発行に際して総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。（標準税率未満団体の起債の禁止制度から許可制度への移行）

### 【趣旨】

地方分権一括法による改正により、従前の地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県との協議を行うこととされた。

これに対し、従来からの公共施設等の整備のための財源としての地方債の発行についての考え方には合理性がある一方で、課税自主権をより尊重する観点に立って、現行の公共施設等の建設事業費の財源としての起債の禁止制度から、協議制度ではなく、許可制度へ移行することとしたものである。

経過措置（地財法附則第33条の7第1項・第3項）

地方債について、平成17年度までの間は、協議制度によらずに、許可制度を適用する。

普通税の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体が公共施設等の整備のために起こす地方債については、平成17年度までの間は、許可制度とするのではなく、従来どおり禁止する。

### 【趣旨】

地方分権推進委員会第二次勧告において、「少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字の縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制度を維持すること」とされている。

財政構造改革の推進に関する特別措置法については平成10年12月停止され、「財政構造改革期間」も、その効力が停止されたが、財政構造改革を推進するという基本的な考え方は堅持されている。したがって、地方債制度についても、財政構造改革が達成されるまでの当分の間、地方債の発行総量はコントロールできるようにしておくことが地方分権推進委員会勧告の趣旨に適うものとの考えから、財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止前の財政健全化の目標年度である平成17年度までは許可制度を維持し、新たな協議制度への移行は平成18年度からとされた。

この意味で、普通税の税率が標準税率未満の団体の起債許可制度に係る規定も、平成18年度からの適用となっている。

# 地方財政法

(昭和二十三年七月七日法律第九号)

## （地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

## （地方債についての関与の特例）

### 第五条の四

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、釧路税、狩猟者登録税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

## 附則

### （地方債の許可等）

第三十三条の七 平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、釧路税、狩猟者登録税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

- 2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができるときは、地方税法第五号第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならない。
- 3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。
- 4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。
- 5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第三十三号）第七十八号の規定による改正前の地方財政法第六十条の第七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後における

## 地方財政法施行令

(昭和二十三年八月二十七日政令第二百六十七号)

## 附則

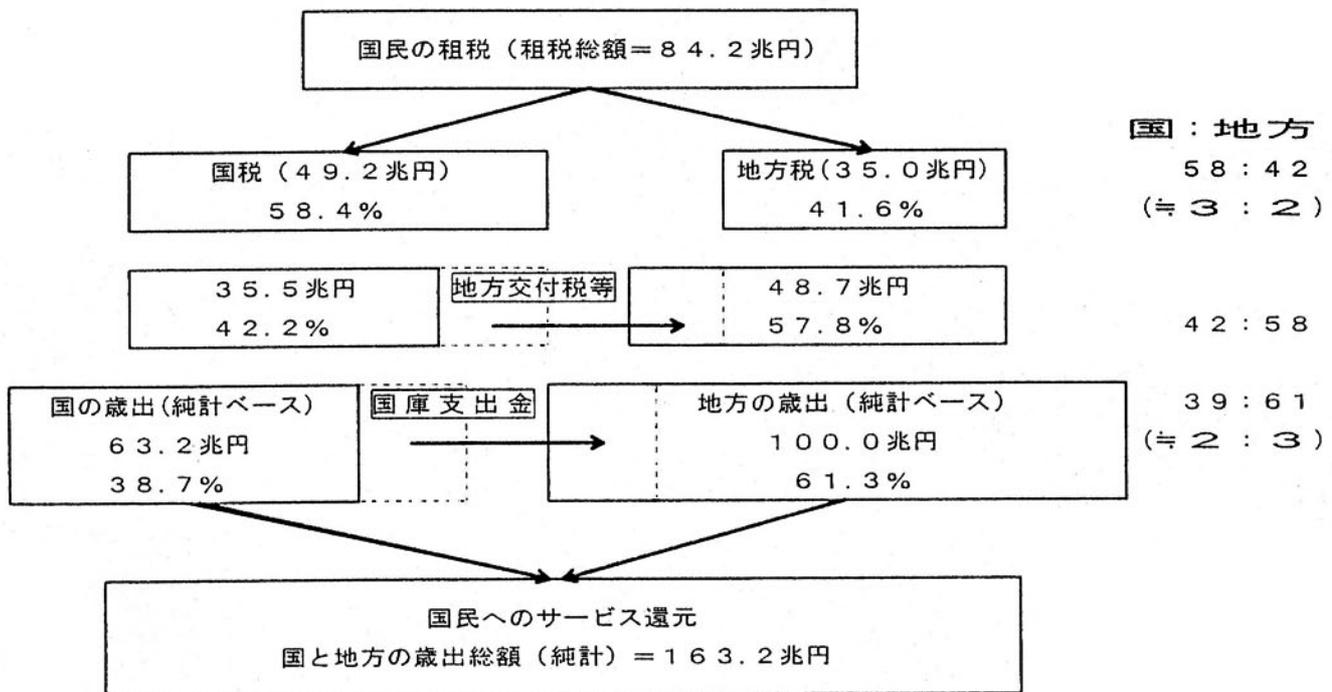
### （地方債の許可等）

- 7 第五条の三第四項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。
- 4 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、法第三十三条の七第四項に規定する許可に關し必要な事項は、総務省令・財務省令で定める。
- 2 総務大臣は、第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 1 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この号において「指定都市」という。）又は都道府県等が加入する地方公共団体の組合若しくは地方開発事業団で都道府県等若しくは都道府県等及び市町村（指定都市を除き、特別区を含む。次号において同じ。）が設けるもの
  - 二 市町村又は市町村が加入する地方公共団体の組合（都道府県等が加入するものを除く。）若しくは地方開発事業団で市町村が設けるもの
- 2 都道府県知事は、前項に規定する許可をしようとする場合は、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、法第三十三条の七第四項に規定する許可に關し必要な事項は、総務省令・財務省令で定める。
- 4 総務大臣は、第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

# 国と地方の税財源配分

- 我が国の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね 2:3 となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては国と地方の比率は概ね 3:2 となっており、最終支出と税源配分の間には大きな乖離が存在している。
- 我が国は、地域の経済力の格差等により税源が偏在しているため、地方交付税制度により地方財源を保障するとともに、地方団体間の財源の不均衡を調整している。また、特定の国税の全部又は一部を地方譲与税として譲与している。
- この結果、地方交付税等による財源配分後の一般財源ベースでは国と地方の比率は 42:58 となる。

## (1) 国・地方間の財源配分（平成11年度）

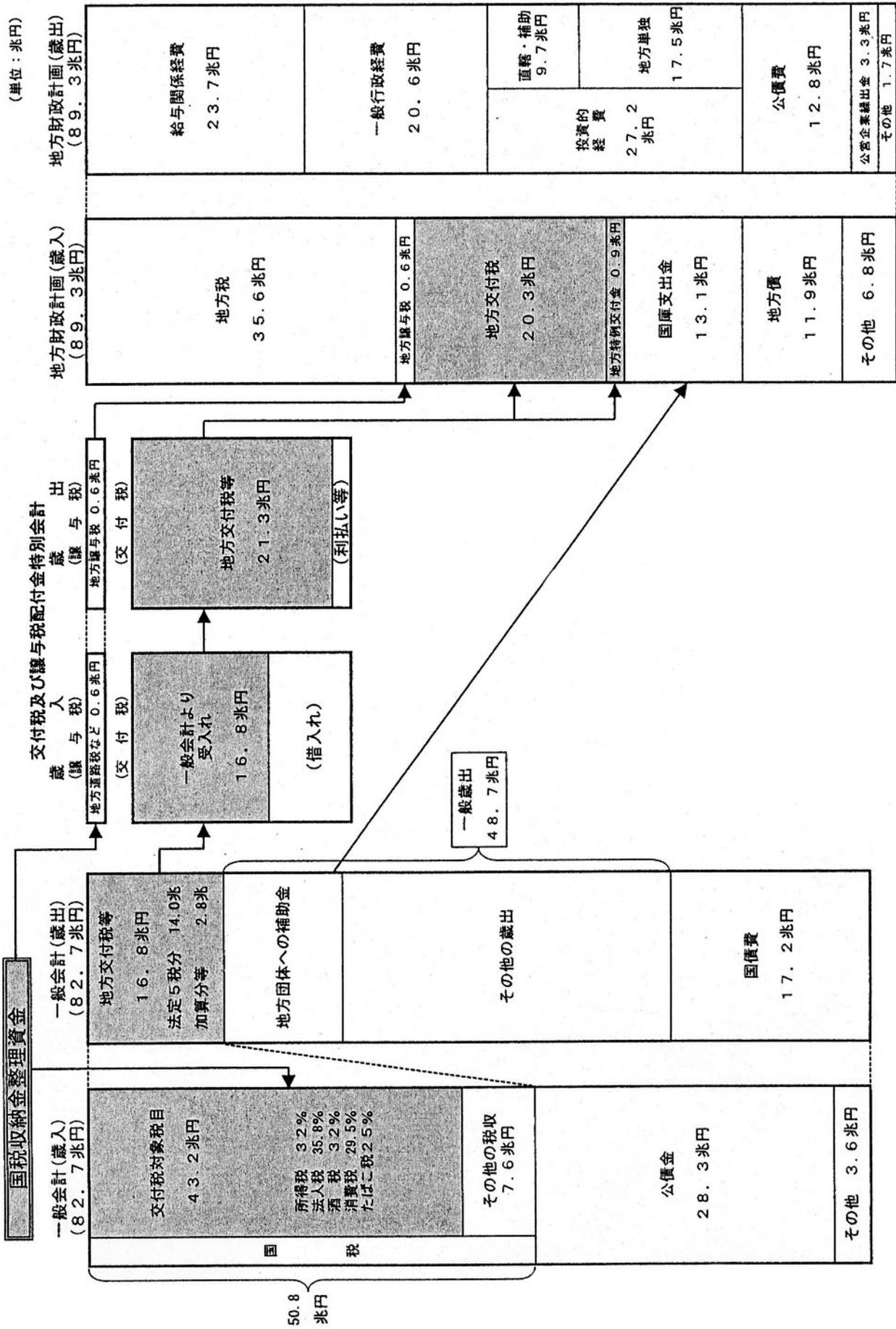


## (2) 地方歳入決算の内訳（平成11年度）

（単位：億円）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
350,261 (33.7%)	221,130 (21.3%)	165,121 (15.9%)	130,733 (12.6%)	172,820 (16.5%)
<span style="font-size: 1.2em;">←</span> 地方歳入 104兆0,065億円 <span style="font-size: 1.2em;">→</span>				

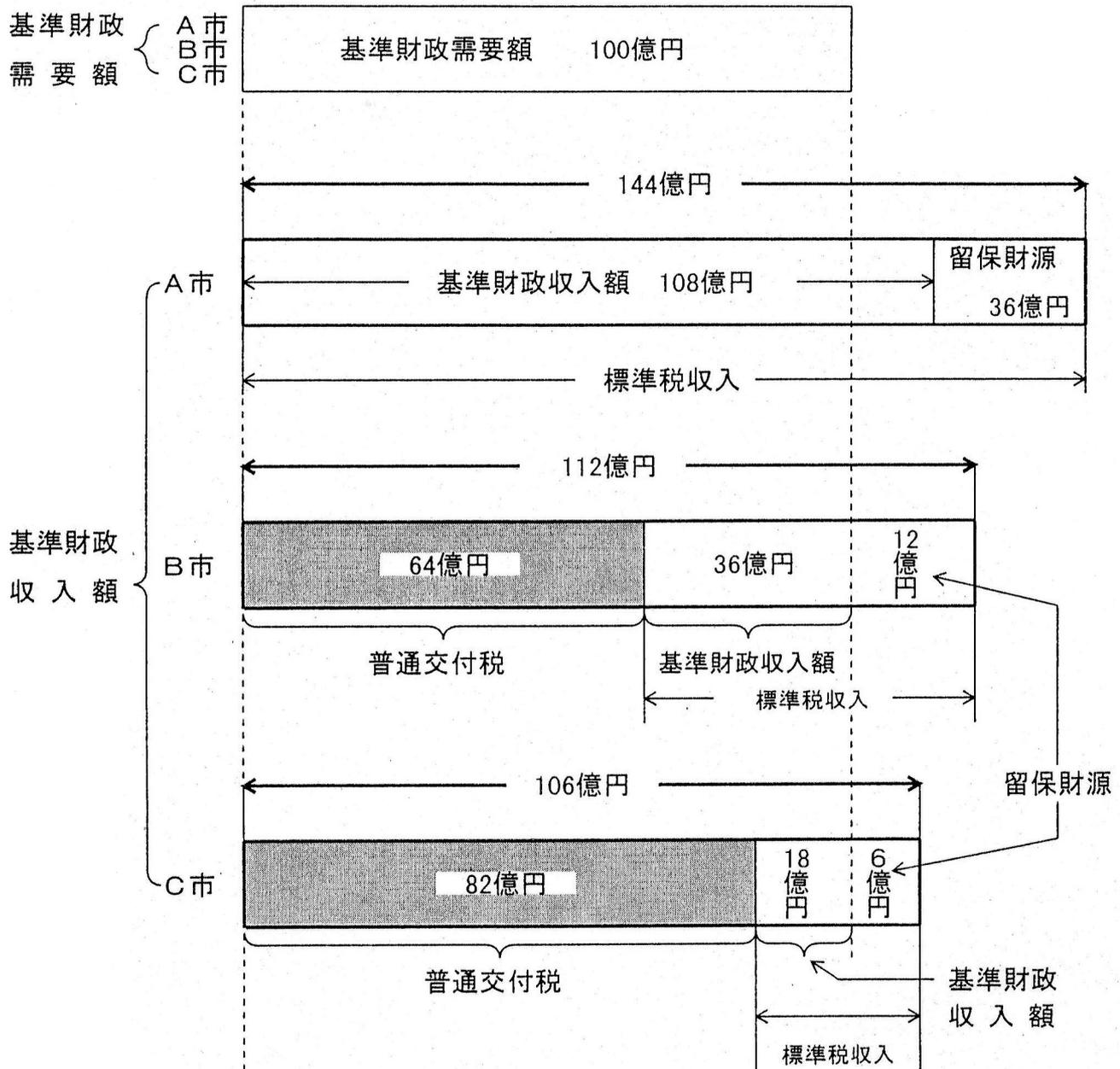
# 地方財政計画と地方交付税 国の予算と地方財政計画との関係 (平成13年度当初)



※ 各項目毎に四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

# モデル例

- ・ 基準財政需要額はA市・B市・C市ともに100億円
- ・ 収入の項目は固定資産税（宅地）のみ
- ・ 評価額課税によった場合の税収はA市が240億円、B市・C市ともに80億円
- ・ 住宅用地の特例等は考慮せず、負担水準の違いのみを考慮
- ・ 平均負担水準はA市・B市ともに60%、C市が30%



比較	A市	B市	C市	A : B : C
税収	144億円	48億円	24億円	6 : 2 : 1
普通交付税	0億円	64億円	82億円	0 : 0.78 : 1
一般財源規模	144億円	112億円	106億円	1.36 : 1.06 : 1

# 基準財政収入額

- ・「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第5号）。
- ・具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。

$$\text{標準的な地方税} \times 75/100 \text{ (市町村)} + \text{地方譲与税等}$$

## 基準税額等の算定の基礎

### ○ 固定資産税

- ・ 土地 土地の地目ごとの1㎡当たりの平均価格及びその地積
- ・ 家屋 家屋の1㎡当たりの平均価格及び床面積
- ・ 償却資産 ① 総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの  
当該配分額  
② その他の償却資産  
課税標準となるべき額

## 宅地に係る基準財政収入額算定のイメージ

$$\text{① 総地積} \times \text{単位当たりの平均価格}$$

$$\text{③ 実際の課税標準額} \\ \text{(①-②)}$$

$$\text{② 免税点未満・住宅用地特例・その他の課税標準の特例・負担調整措置による減少分}$$

固定資産税（宅地）  
の基準財政収入額

=

実際の課税標準額

×

標準税率  
(1.4%)

×

算入率  
(75%)

×

捕捉徴収率  
(98%)

## 地方財源保障に係る法律の規定

### 1 事務の処理を義務付ける場合の財源措置義務（事務の性格に関らず）

#### ● 地方自治法第232条第2項（経費の支弁等）

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

（参考）

#### ● 地方財政法第13条（新たな事務に伴う財源措置）

- 1 地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の財源措置について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。

### 2 地方行政の計画的な運営のための財源保障

#### 地方交付税法第1条（この法律の目的）

この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

#### 地方交付税法第3条（運営の基本）

総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。

- 2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。
- 3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

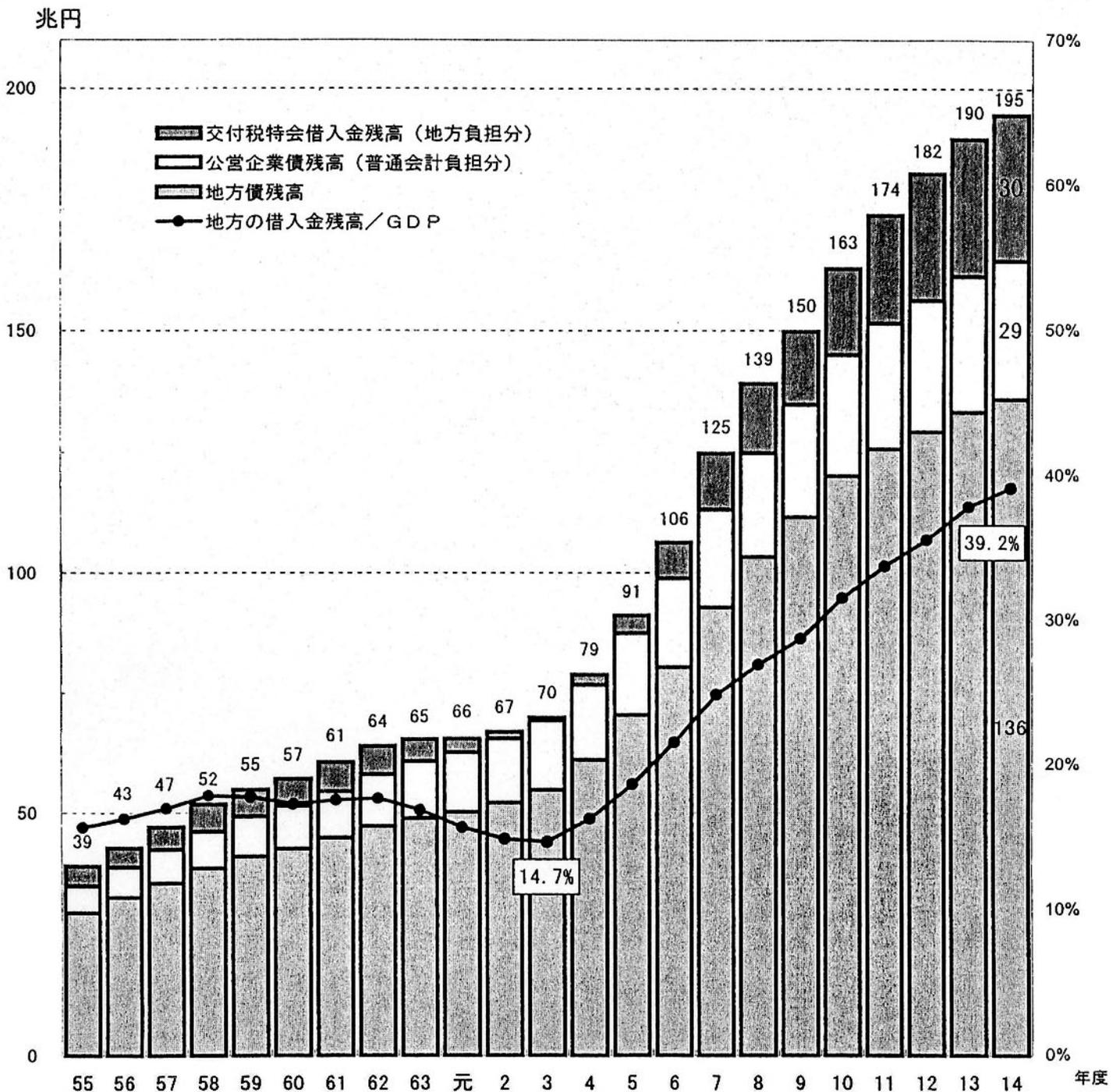
### 3 国庫負担金事業の地方負担についての財源保障

#### 地方財政法第11条の2（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

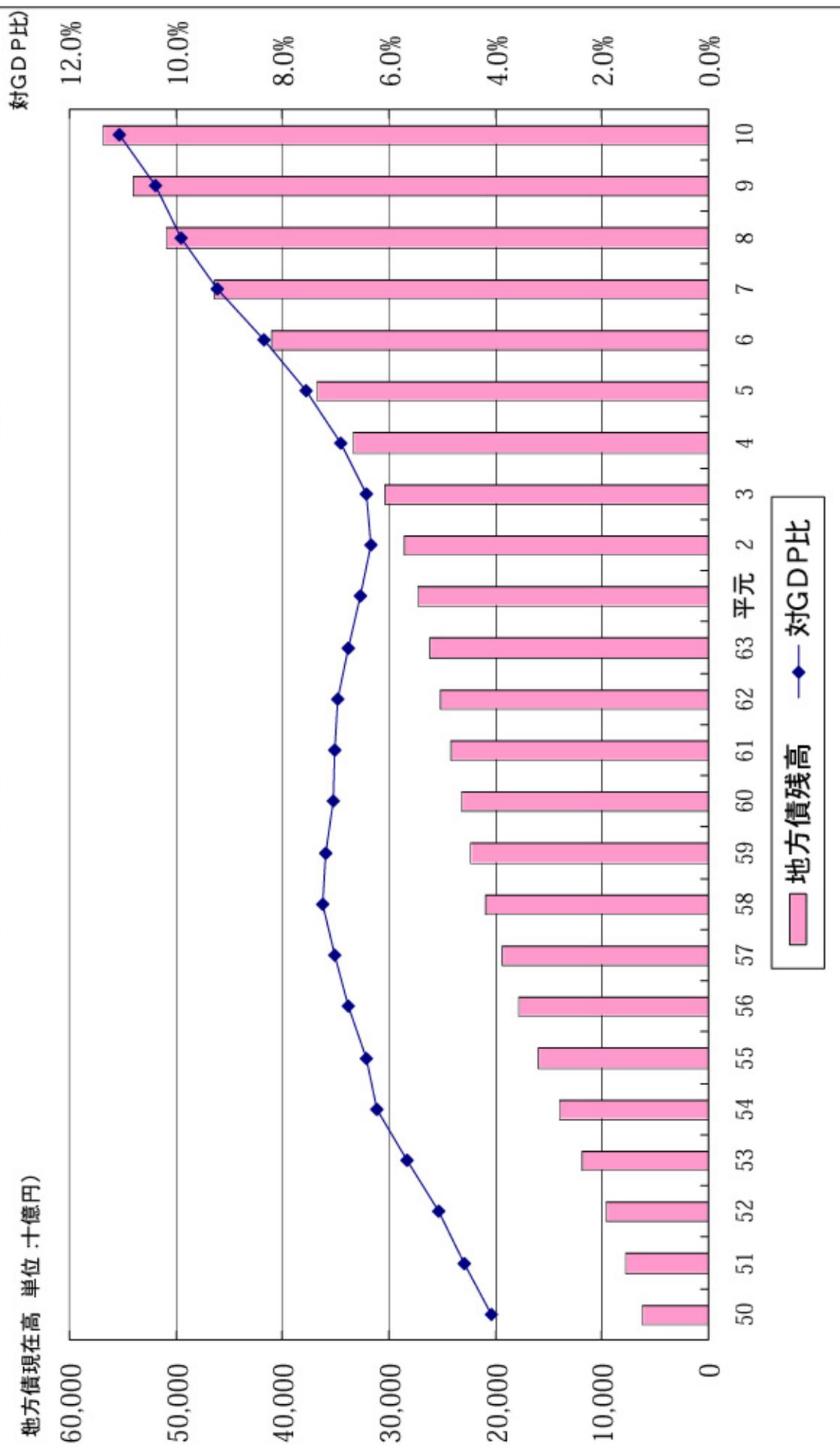
第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。（以下略）

## 地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成 14 年度末で 195 兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度から 2.8 倍、125 兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 61 兆円と 5 割弱(49%)を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債、臨時財政対策債と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金の合計は 42 兆円となっている。

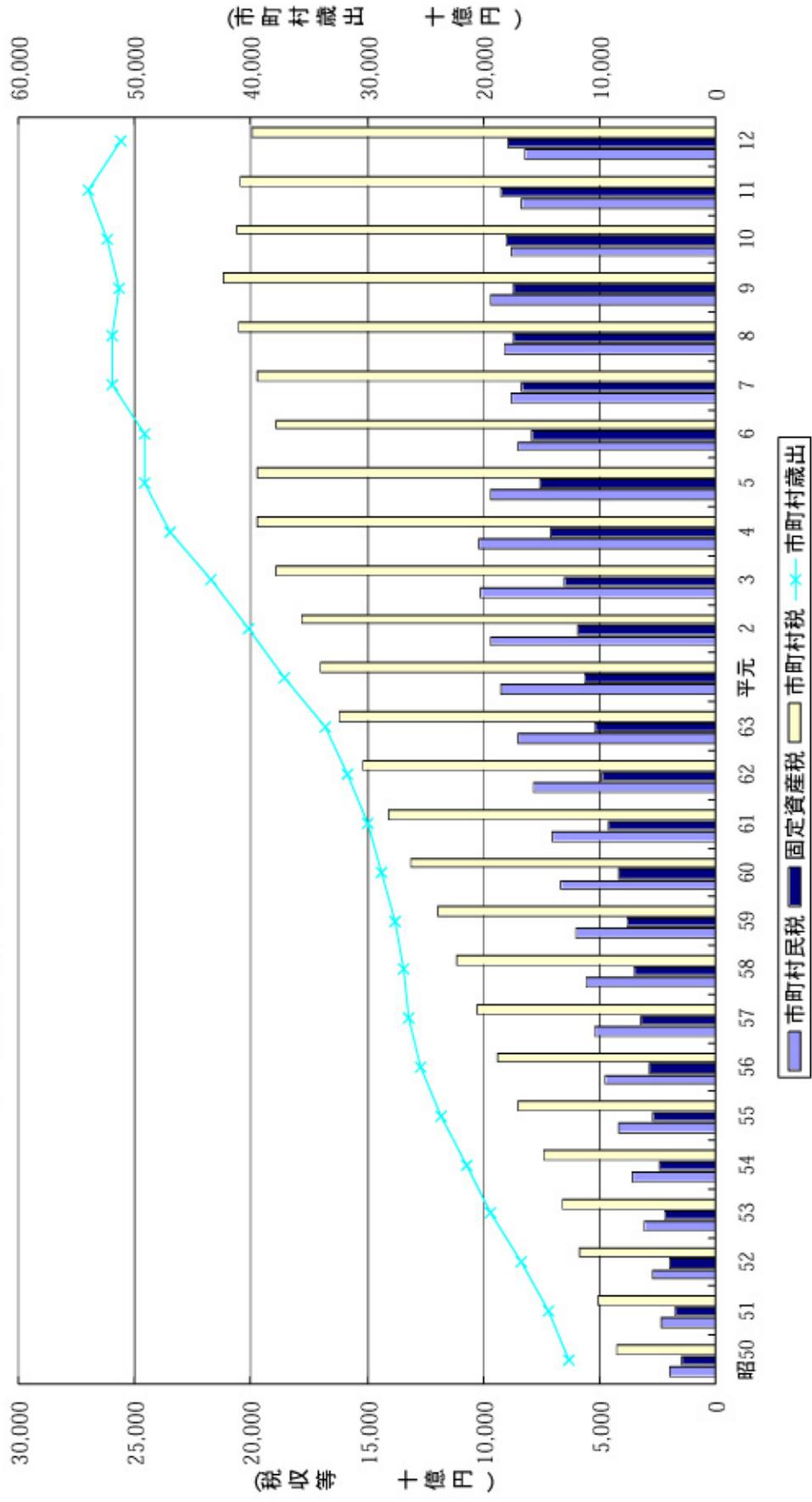


## 市町村の地方債現在高と対GDP比率



注) 地方債残高、GDPは共に実績値である。

# 市町村税の税収等と市町村歳出の推移



注) すべて決算額である。  
 固定資産税の数値は、交付金を除いた純固定資産税額である。

# 市町村目的別歳出決算累年比較

## I 純計決算額

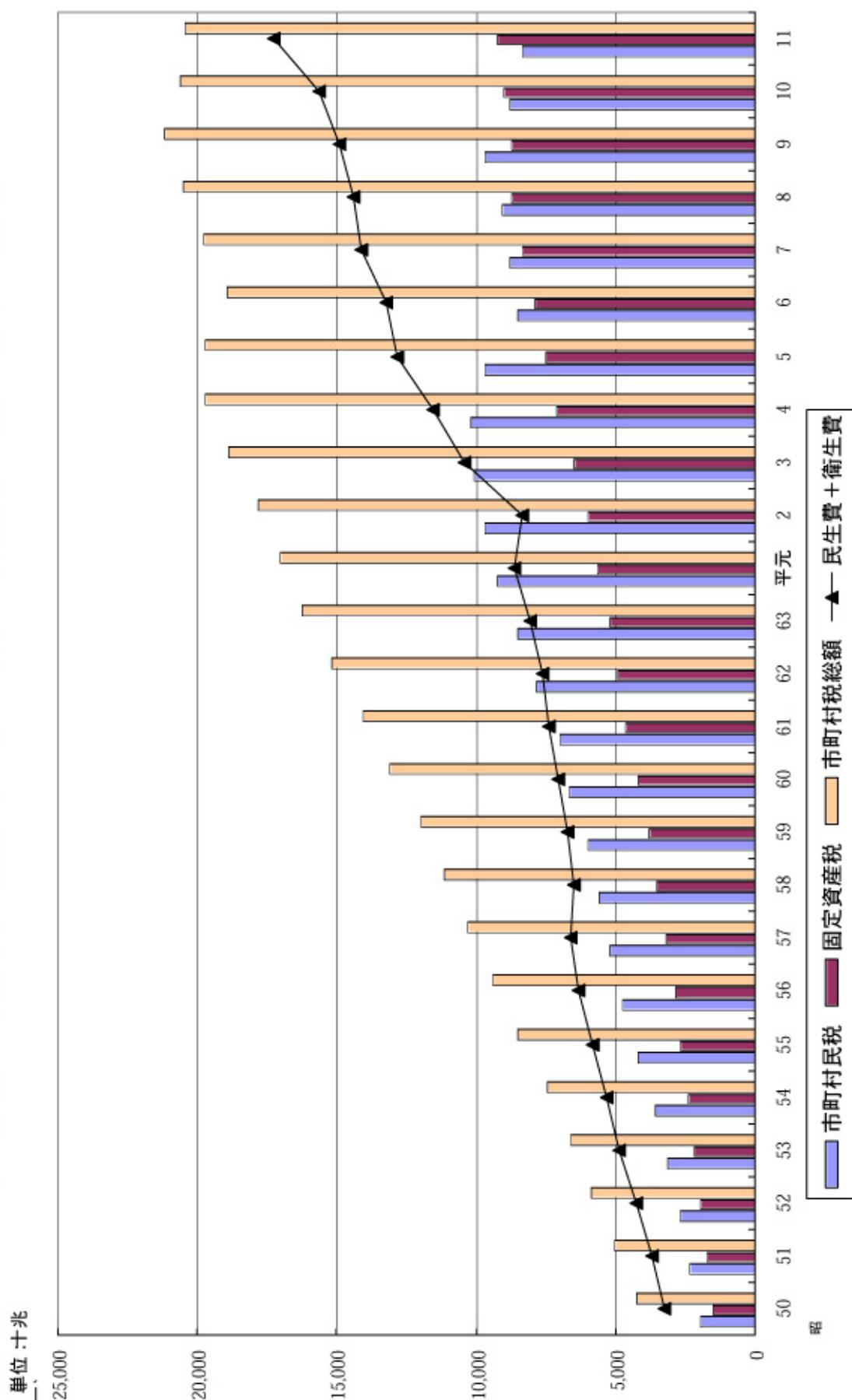
区分	総額	(単位:億円)											前年度 繰上充用金	特別区 財政調整 納付金	年 度		
		議会費	総務費	民生費	労働費	衛生費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費				公債費	諸支出金
昭和62年度	316,880	3,580	42,375	51,295	2,093	25,102	18,075	8,732	70,228	9,703	47,972	2,048	33,008	2,390	247	32	62
63	335,513	3,742	47,556	54,664	2,090	26,145	18,033	9,634	75,048	10,283	50,276	2,183	33,248	2,361	215	36	63
平成元年度	370,498	3,926	61,182	58,063	2,116	28,091	19,119	10,525	81,763	11,196	54,210	2,480	34,244	3,414	143	27	元
2	402,114	4,290	66,123	52,436	2,114	31,325	19,799	12,279	90,069	12,233	59,704	3,047	35,522	3,047	87	40	2
3	433,815	4,505	65,883	68,672	2,189	35,714	21,010	14,021	100,193	13,190	63,983	3,688	37,584	3,138	44	1	3
4	468,907	4,770	66,924	76,192	2,227	39,552	23,319	15,862	111,649	14,077	68,804	2,264	39,807	3,341	57	63	4
5	490,712	4,849	64,768	84,160	2,275	44,016	25,951	18,068	114,973	14,715	68,129	3,119	42,064	3,351	62	9	5
6	491,876	4,910	64,414	86,867	2,312	45,295	26,381	18,790	109,353	15,279	66,760	3,205	44,820	3,431	59	-	6
7	519,010	4,963	68,033	95,017	2,227	46,324	27,371	19,572	114,513	16,524	66,470	5,576	48,879	3,486	56	-	7
8	518,986	5,070	64,612	96,974	2,159	47,131	28,188	19,007	113,516	16,872	65,182	4,328	52,284	3,629	64	-	8
9	514,082	5,088	62,790	101,471	2,010	47,749	25,515	18,731	108,178	17,158	63,603	2,321	56,019	3,391	60	-	9
10	523,806	5,062	62,808	107,747	2,004	48,561	24,723	20,169	107,826	17,465	62,688	2,586	59,045	3,071	52	-	10
11	540,181	4,911	66,507	123,768	2,039	48,867	23,677	22,070	101,147	17,203	60,840	3,337	62,735	3,009	71	-	11

(注)平成5年度及び平成6年度歳出(公債費)からは、特定資金公共事業償還補助金と相殺された償還金を除いている(Ⅱについても同じ)

## Ⅱ 構成比

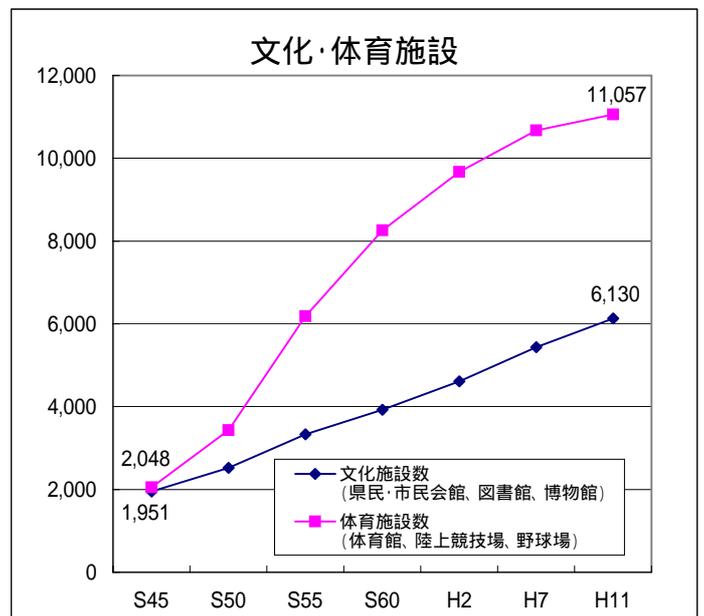
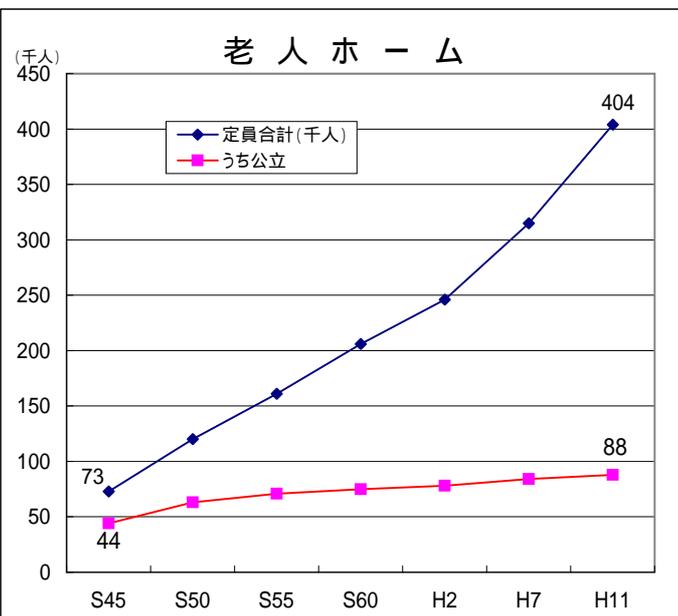
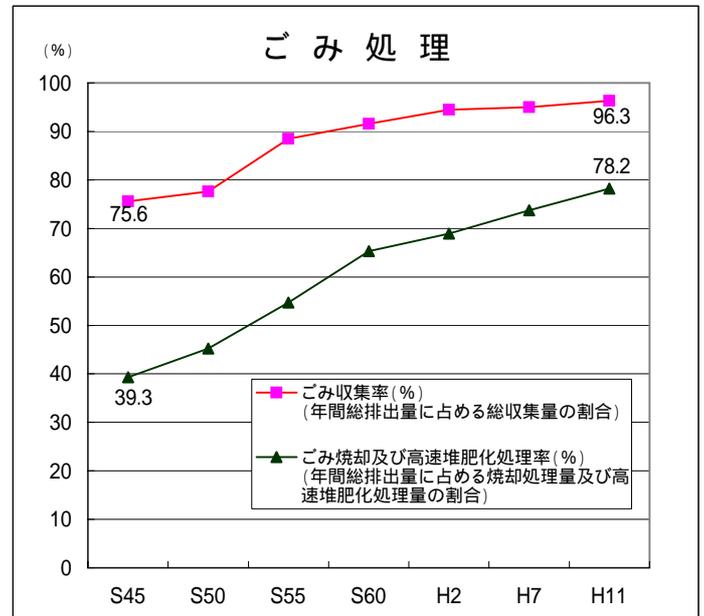
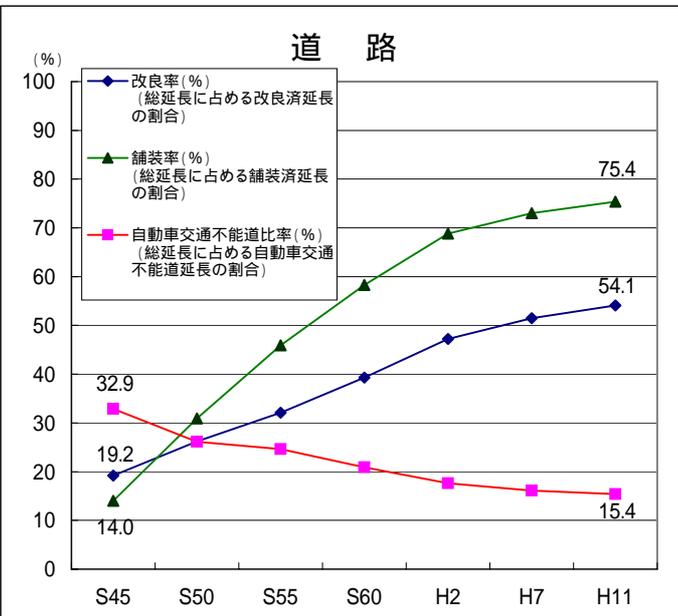
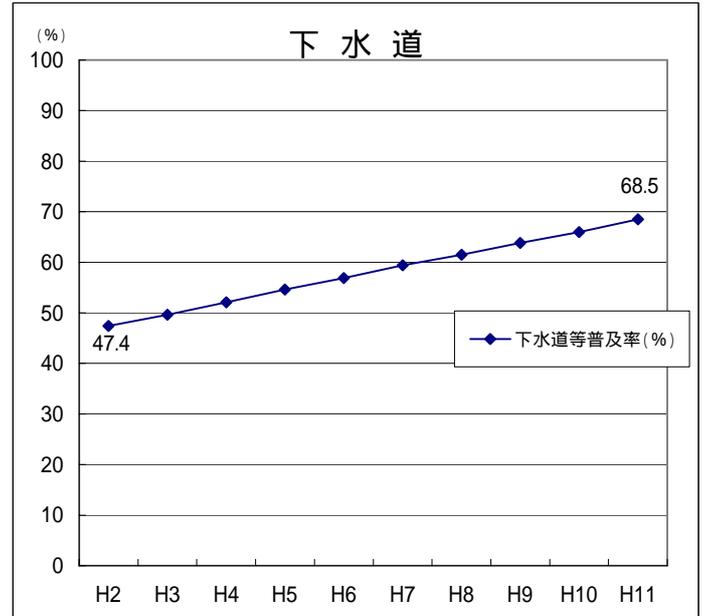
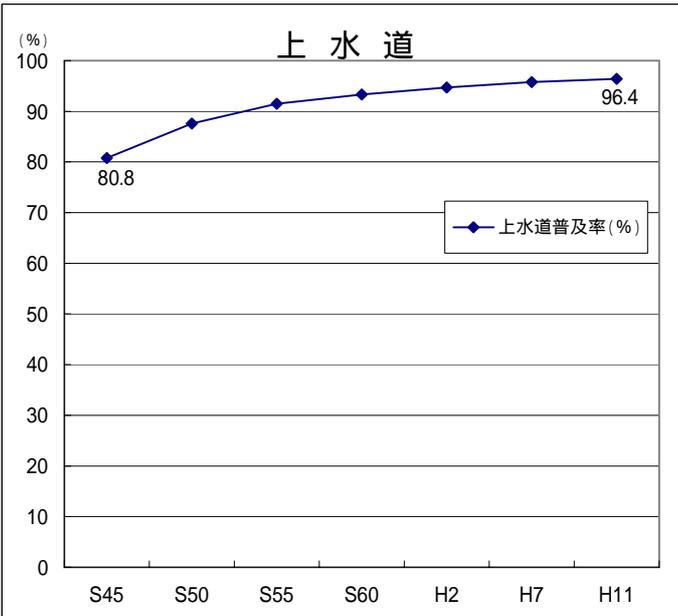
昭和62年度	63	平成元年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	(単位:%)																
													議会費	総務費	民生費	労働費	衛生費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	繰上充用金	特別区 財政調整 納付金		
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.1	13.4	16.2	0.7	7.9	5.7	2.8	22.2	3.1	15.1	0.6	10.4	0.8	0.1	0.0	62	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.1	14.2	16.3	0.6	7.8	5.4	2.9	22.4	3.1	15.0	0.7	9.9	0.7	0.1	0.0	63	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.1	16.5	15.7	0.6	7.6	5.2	2.8	22.1	3.0	14.6	0.7	9.2	0.9	0.0	0.0	元	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.1	16.4	13.0	0.5	7.8	4.9	3.1	22.4	3.0	14.8	0.8	8.8	0.8	0.0	0.0	0.0	2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	15.2	15.8	0.5	8.2	4.8	3.2	23.1	3.0	14.7	0.9	8.7	0.7	0.0	0.0	0.0	3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	14.3	16.2	0.5	8.4	5.0	3.4	23.8	3.0	14.7	0.5	8.5	0.7	0.0	0.0	0.0	4
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	13.2	17.2	0.5	9.0	5.3	3.7	23.4	3.0	13.9	0.6	8.6	0.7	0.0	0.0	0.0	5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	13.1	17.7	0.5	9.2	5.4	3.8	22.2	3.1	13.6	0.7	9.1	0.7	0.0	0.0	0.0	6
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	13.1	18.3	0.4	8.9	5.3	3.8	22.1	3.2	12.8	1.1	9.4	0.7	0.0	0.0	0.0	7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	12.4	18.7	0.4	9.1	5.4	3.7	21.9	3.3	12.6	0.8	10.1	0.7	0.0	0.0	0.0	8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	12.2	19.7	0.4	9.3	5.0	3.6	21.0	3.3	12.4	0.5	10.9	0.7	0.0	0.0	0.0	9
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	12.0	20.6	0.4	9.3	4.7	3.9	20.6	3.3	12.0	0.5	11.3	0.6	0.0	0.0	0.0	10
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.9	12.3	22.9	0.4	9.0	4.4	4.1	18.7	3.2	11.3	0.6	11.6	0.6	0.0	0.0	0.0	11

# 市町村の税収と歳出のうち民生費及び衛生費の推移



注) 1 すべて決算額である。  
 2 固定資産税の数値は、交付金を除いた純固定資産税額である。

# 主な公共施設等の整備状況の推移



「地方財政の状況」(総務省)、「平成11年度公共施設状況調」(総務省)による。

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究報告書 平成14年3月  
-固定資産税における課税情報の開示について-  
(納税者に信頼される、分かりやすい固定資産税制の構築に向けて)  
-地方分権時代における固定資産税制度について-

---

編 者 財団法人 資産評価システム研究センター  
発 行 者 小川 徳 洽  
発 行 所 財団法人 資産評価システム研究センター  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門4-1-13 葦手ビル8階  
TEL 03-5404-7781  
FAX 03-5404-2631  
URL <http://www.recpas.or.jp>  
印 刷 所 株式会社 三州社

---